

令和4年6月 議会関係日程表

令和4年5月31日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要	
5	18	水			
	19	木		12:00 一般質問締切日	
	20	金		9:30 議会運営委員会	
	21	土			
	22	日			
	23	月			
	24	火			
	25	水			
	26	木			
	27	金			
	28	土			
	29	日			
	30	月			
31	火	本 会 議	9:30	6月定例会開会（議案の上程）	
6	1	水	休 会		
	2	木	休 会		
	3	金	休 会		
	4	土	休 日		
	5	日	休 日		
	6	月	休 会		
	7	火	本 会 議	9:00	一般質問
	8	水	本 会 議	13:30	一般質問
	9	木	委 員 会	9:30 13:30	社会文教常任委員会…役場 議場 総務経済常任委員会…役場 議場
	10	金	休 会		
	11	土	休 日		
	12	日	休 日		
	13	月	休 会		
	14	火	本 会 議	9:30	議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）
	15	水			
16	木				
17	金				

会期15日間

第 1 号

(5 月 3 1 日)

議 事 日 程

令和4年 5月31日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 7号 議員派遣結果報告
- 日程第 5 報告第 8号 令和3年度長和町土地開発公社事業会計決算について
- 日程第 6 報告第 9号 令和3年度長和町一般会計繰越明許費について
- 日程第 7 報告第10号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）繰越明許費について
- 日程第 8 報告第11号 令和3年度長和町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第10 承認第 3号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第11 承認第 4号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算（第14号）の承認について
(町長提出)
- 日程第12 承認第 5号 専決処分した令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認について
(町長提出)
- 日程第13 承認第 6号 専決処分した令和3年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）の承認について
(町長提出)
- 日程第14 承認第 7号 専決処分した令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認について
(町長提出)
- 日程第15 承認第 8号 専決処分した令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第

4号) について

(町長提出)

日程第16 承認第9号 専決処分した令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算
(第4号) の承認について

(町長提出)

日程第17 承認第10号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算(第1号) の
承認について

(町長提出)

日程第18 議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の
制定について

(町長提出)

日程第19 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第2号) について

(町長提出)

日程第20 委員会付託について

散 会

令和4年長和町議会6月定例会（第1号）

令和4年5月31日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数定刻ともに至りましたので、令和4年6月長和町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本定例会は、既に御案内のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる取組に基づき開催してまいりますので御協力をお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、5番、田福光規議員、1番、阿部由紀子議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5月20日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、議会日程を申し上げます。お手元の議案書1ページを御覧ください。

5月20日に開催されました議会運営委員会で会期の決定をいたしました。

5月31日、本日、6月定例会の開会でございます。

6月7日及び8日にかけて、一般質問が行われます。6月7日、6名の議員の方からございます。

6月8日、2名の議員の方からございます。

6月9日午前中に社会文教常任委員会、午後から総務経済常任委員会をそれぞれ開催いたします。

6月14日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は15日間となりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日5月31日から6月14日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日5月31日から6月14日までの15日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第6号から報告第11号までの報告案6件、承認第2号から承認第10号までの専決承認案9件、議案第38号　長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定についての条例案1件、議案第39号　令和4年度長和町一般会計補正予算案1件、合計17件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第6号　例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君）　日程第3　報告第6号　例月出納検査の結果について、丸山淳子代表監査委員から報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君）　おはようございます。

それでは、例月出納検査の結果報告をさせていただきます。議案書の3—1ページをお開きください。

報告第6号

令和4年5月31日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　丸山淳子

〃　小川純夫

例月出納検査結果報告（令和3年度4月分）

（令和4年度4月分）

令和4年5月26日、令和3年度4月分及び令和4年度4月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、議案書を御覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

◎日程第4　報告第7号　議員派遣結果報告

○議長（森田公明君）　次に、日程第4　報告第7号　議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣については、私から報告いたします。

お手元の議案書4—2ページから4—3ページに記載してありますとおり、3月28日に議会運営研修会（動画配信による視聴）、4月19日に令和3年度町村議会広報クリニック（動画配信に

よる視聴)に各議員が出席しております。内容につきましては、ここに記載のとおりであります。御参加いただき大変御苦労様でした。

◎日程第5 報告第8号 令和3年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長(森田公明君) 次に、日程第5 報告第8号 令和3年度長和町土地開発公社事業会計決算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長(高見沢高明君) 改めまして、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。議案書の5—1ページをお願いいたします。

令和3年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、5月10日開催の土地開発公社役員会におきまして御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定に従い報告をするものでございます。

決算の内容につきましては、定住対策として造成いたしました立岩落合住宅団地におきまして、分譲地17区画中残っている1区画を隣接の土地所有者の御理解を得まして土地を取得し、不整形であった区画を整え、加えて2区画として整備をいたしました。今後、この2区画の販売に向けて準備を進めるものでございます。ちなみに、この立岩落合住宅団地につきましては、現在16家族六十数名の方にお住まいをいただいているところでございます。

そのほかの造成地の残区画は、細尾団地の3区画となっております。この土地につきましては、町とも調整を図りながら、販売のみならず、土地の有効利用を検討してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍の折、テレワークやワーケーションなどの移住、そして新和田トンネル有料道路の無料化により諏訪圏域などを見据え、和田地域への宅地造成の検討も積極的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

これらのことを念頭に、引き続き土地開発公社理事会で御意見を頂戴し、事業を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、5—2から5—16までの決算書を御覧いただきたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

◎日程第6 報告第9号 令和3年度長和町一般会計繰越明許費について

◎日程第7 報告第10号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)繰越明許費について

◎日程第8 報告第11号 令和3年度長和町一般会計事故繰越しについて

○議長(森田公明君) 次に、日程第6 報告第9号 令和3年度長和町一般会計繰越明許費につ

いてから、日程第8 報告第11号 令和3年度長和町一般会計事故繰越しについてまでを一括して報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の6-1ページを御覧ください。

報告第9号 令和3年度長和町一般会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定によりまして御報告を申し上げます。

6-2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、総務費の総務管理費、長久保支所管理費におきましては、追加工事が発生してしまったため完了が6月下旬になるためのものでございます。

同じく、総務費戸籍住民基本台帳費、転出転入ワンストップ化対応整備費補助金につきましては、国の補正を受けての補助事業で、国の計画に従って今年度にサービス開始となるものでございます。

民生費の社会福祉費、臨時特別給付金事業につきましては、事業の完了予定が9月となるため、人件費、事務費、事業費ともに繰越しをするものでございます。

農林水産業費の農業費、町単耕地応急工事費につきましては、計画変更により工区を分けたこと、河川協議により時間を要することから、繰越しとするものでございます。

教育費の小学校費、長門小学校改修事業につきましては、国の補正を受け、令和3年度中に予算化したものでございまして、この事業の完了は11月頃の見込みとなるものでございます。

災害復旧費の農業用施設災害復旧事業でございますが、令和元年発生いたしました台風19号によります災害復旧工事の集中によりまして、資材の入手が困難な状況にあり、年度内に工事が完了しなかったというためのものでございます。

続きまして、議案書の7-1ページを御覧ください。報告第10号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定によりまして御報告を申し上げます。

7-2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、総務費の総務費総務管理費、国庫標準事務処理システム導入業務につきまして、国の計画に沿った事業でございまして、本年8月から稼働するためのシステム導入するために繰越しとなったところでございます。

以上の理由によりまして、それぞれの記載の額を次年度に繰越しをいたしたところでございます。

続いて、議案書の8-1ページを御覧ください。

報告第11号 令和3年度長和町一般会計事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令の規定によりまして御報告を申し上げます。

8-2ページをお願いいたします。

事故繰越しにつきましては、教育費社会教育費、地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整

備事業におきまして、遺跡確認に伴う発掘調査の実施により着手が遅延になったことによる繰越しとなりました。工事は8月上旬に完成する予定となっております。

令和元年度発生台風19号豪雨によります農業用施設、林業施設、土木施設の災害復旧費につきましては、令和2年度の完了が困難であることから、令和3年度への繰越明許費により予算を繰越しし、それぞれの事業を実施してまいったわけでございますけれども、災害復旧事業工事の集中によりまして、資材入手が困難な状況であったこと、昨年の梅雨、8月の豪雨によりまして、工事箇所前に路面の陥没や土砂災害による復旧に時間を要し、大幅な計画変更を余儀なくされたこと、地権者との交渉見直しに時間を要してしまったことから、それぞれの事業が、財政法上の定めによる避け難い事故であるとの理由によりまして、年度内に完成することができなかつたために事故繰越しとなったものでございます。

農業用施設につきましては2月末、林業用施設については年内、土木施設については11月末のそれぞれ完成を見込んでおります。

以上の理由によりまして、令和3年度中の支出負担行為のうち支出未済のそれぞれの記載の額につきまして、令和4年度へ事故繰越しとして繰越しをいたしました。

報告につきましては以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第 9 承認第 2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第10 承認第 3号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第11 承認第 4号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算（第14号）の承認について

（町長提出）

◎日程第12 承認第 5号 専決処分した令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認について

（町長提出）

◎日程第13 承認第 6号 専決処分した令和3年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）の承認について

（町長提出）

◎日程第14 承認第 7号 専決処分した令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認について

(町長提出)

◎日程第15 承認第 8号 専決処分した令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)の承認について

(町長提出)

◎日程第16 承認第 9号 専決処分した令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第4号)の承認について

(町長提出)

◎日程第17 承認第10号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算(第1号)の承認について

(町長提出)

◎日程第18 議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定について

(町長提出)

◎日程第19 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第9 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第19 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第2号)についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

季節も移ろい新緑から初夏へと爽やかな季節となつてまいりました。田植えも一段落しまして、いよいよ長和の里でも夏への準備が進んでおります。

本日ここに、長和町議会6月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の皆様のご出席を賜り開会できますことに、心より感謝申し上げる次第であります。

ここ数年は季節の進み方が早く感じられ、不順な天候による異常気象も懸念されるなか、これから梅雨の季節、さらには台風シーズンと豪雨など風水害が心配な時期を迎えるわけではありますが、行政といたしましても例年以上に降雨状況を注視してまいります。町民の皆様におかれましても、天候と雨の降り方に注意をいただきまして、早めの避難、そして命を守る行動をとっていただきたいと思っております。

また、新型コロナウイルスの感染者数も、このところ減少傾向となつてきてまいりましたが、依然高止まり傾向にある中、避難所におきましても感染防止対策を考慮した避難の方法や、避難所の運営については、しっかりと対応をしてまいり所存でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましても、第6波と言われております流行がいまだに続いてお

り、新たな異変株の発生情報など、日々状況が推移をしておりますが、明るいニュースとしましては、この２３日に長野県が発出しておりました医療警報が解除となり、併せて感染警戒レベルにつきましても見直しが行われるとともに、レベル５からレベル３に、さらに昨日から上田地域がレベル２に切替えが行われたところでございます。

私も長和町長として、また長野県町村会長としまして、長野県と一緒に知事と市長会・町村会の懇談会等の場等において、その対応に当たっておるところでございます。

長和町におきましても、３回目の集団ワクチン接種が終了をしておりますが、今月１８日には感染者累計が７０人を超え、６月下旬からは３回目接種から５か月を経過した６０歳以上の町民及び１８歳以上の基礎疾患をお持ちの皆さんを対象とした４回目の接種に向け現在準備を進めているところでございます。

町といたしましても、各関係機関と情報を共有し対応に当たっておりますが、皆様方におかれましては、基本的な感染防止対策を徹底した感染防止の行動と人権への配慮に引き続きご協力をお願いするところでございます。

また、この令和の時代にまさかと思われた突然のロシアによるウクライナ侵攻は、世界に大きな衝撃を与え、平和を脅かす愚行であり、多数のウクライナ国民や双方の兵士が命を落とす、あるいは負傷するなど、信じられない情報や光景が連日報道されておりますが、一日も早い戦闘状態の終結を心から切に願うものであります。

さて、この４月から、役場の一部の新体制につきまして変更を行いました。

産業振興課関係では、農政係と特産品開発係とを統合し、新たな農政係としてスタートをしております。農政係の業務と特産品開発係の業務は密接に関連しているため、町の農業振興及び特産品開発施策を強化するための対応です。

また、町民福祉課におきましては、良好な景観を守り、より主体的な景観づくりを推進するため、さらには町内での太陽光発電施設の建設が増えることにより、景観が損なわれる懸念が増していることから、景観行政団体への移行を目的としまして生活環境係に景観担当を設置をしております。

それでは、今議会に提案させていただきました承認案９件、条例案１件、補正予算案１件について順次御説明を申し上げます。

まず、承認第２号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてですが、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の改正が必要なものについて、本年３月３１日付で改正をさせていただいたものであります。

続いて、承認第３号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認についてであります。令和４年２月１８日に国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税条例の改正が必要なものについて、本年３月３１日付で改正をさせていただいたものであります。

次に、同じく令和４年３月３１日付で専決処分をさせていただきました令和３年度の補正予算の

関係について御説明申し上げます。

初めに、承認第4号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算（第14号）の承認についてであります。歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、基金及び他会計繰入金、地方債の補正が主なものになっております。

歳出につきましては、3月定例議会でお認めをいただきました第13号補正予算の取りまとめ後に変動をきたしたものに係る補正でありまして、国・県の補助事業及び地方債に関わる事業の補正など、各種事務事業の精算に伴う補正が主なものとなっております。

総務費におきましては、人件費、ふるさと納税基金積立金、マイナンバー関連の負担金、ケーブルテレビ放送関連事業の減額及び財政調整基金費の増額、民生費におきましては、障がい者施設に係るサービス費、介護保険特別会計への繰出金の減額、衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業の減額、商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の減額、土木費におきましては、除排雪関連経費の増額、教育費におきましては、クラス数の減による組合雇用講師の減などによる中学校組合負担金の減額等の予算を計上をさせていただきました。

一般会計全体では4,995万2,000円の補正減となり、補正後の予算総額は、65億5,700万円であります。

次に、一般会計と同様に専決処分させていただきました承認第5号 専決処分した令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）から、承認第9号 専決処分した令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の各特別会計の補正予算につきましても、一般会計と同様に保険税や保険料、補助金の確定、繰入金の精算に伴う歳入の補正、各種事務事業の精算に伴う歳出の補正が主なものになっております。

次に、承認第10号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第1号）ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連する各種事業、景観計画策定に関する事業、古町コミュニティ施設のタイルアートによるシンボルの制作に関する事業の補正予算をそれぞれ専決処分をさせていただきました。

続きまして、条例案について御説明をいたします。

議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定についてですが、8月に古町地区で開館を予定しておりますコミュニティ施設の設置条例を制定をするものであります。

埋蔵文化財の発掘調査により工期が延びておりました古町コミュニティ施設の建設につきましては、今年に入り本格的に工事が始まり、現在外壁工事がほぼ終わり内装工事が始まるところでございます。

施設は予定どおり7月末に完成の見込みとなっております。諸検査などの日程を考慮し工期は

8月10日とさせていただきます。

古町コミュニティ施設は共生社会の実現に向け、地域の住民の皆様をはじめ、あらゆる方に御利用いただける施設として、また緊急時には迅速かつ適切な避難所として機能ができるように整備してまいりますので、皆様方の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第2号）につきまして主な内容を御説明申し上げます。

歳出におきまして、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におきまして、4回目の接種に向けての予算の組替えとなります。

商工費では、株式会社マウント長和の設立に伴う株式会社長和町振興公社の資産購入に係る基金積立金及び購入関係予算のほか、姫木平自然の家解体費に係る基金積立金の補正予算等を計上をさせていただきます。

教育費では、地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業に係る式典等に関わる経費ほか、合併特例交付金事業の組替えに係る経費につきまして、それぞれ補正予算を計上をさせていただきます。

歳入におきましては、長和町振興公社の貸付金の返済に係る補正予算及び長和町振興公社資産購入に伴う基金繰入金のほか、姫木平自然の家解体費等の補正は歳出予算の補正に伴うものとなっております。補正額は4億1,974万6,000円で、補正後の予算総額を64億2,600万9,000円とするものでございます。

以上、本定例会に提案させていただきました承認案件及び議案について、概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時2分です。10時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時15分

○議長（森田公明君） 会議を再開する前に、企画財政課長より発言を求められておりますので、これを許します。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 先ほどお時間を頂きまして、先ほど申し上げました報告案件につきまして、錯誤がございましたので、訂正をお願いしたいということでお願いします。

報告第9号の中の6—2ページをお願いしたいのですが、6—2ページの9款の教育費2項の小学校費、長門小学校改修事業でございます。その横に金額が530万円というふうになっておりますが、5,300万円の間違いでございます。丸を1個追加お願いします。差し替えということで、

お帰りまでに御用意しますので、よろしくお願ひいたします。大変失礼しました。申し訳ありませんでした。

○議長（森田公明君） このゼロが1つ足りなかったということで、差し替えということで御了解頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。日程第9 承認第2号から日程第17 承認第10号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第2号から承認第10号までの専決処分の承認については、本日審議することに決定いたしました。

日程第9 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、議案書の9—1ページを御覧ください。

承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係の規定によりまして御報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことから、町税条例関係規定を改正したもので、9—3ページから改正文がございまして、内容は、納税証明書記載内容の見直し、町民税所得割課税表示など法律の改正に伴う町税条例の条文について、例年と同様に条文のずれや変更について改正したものでございまして、

これ以外の改正でございまして、個人住民税における住宅ローン控除の見直しにつきまして、新旧対照表の9—18ページを御覧頂きたいと思ひます。

下段でございまして、附則の第7条3の2でございまして、所得税における住宅ローン控除の適用者につきまして、所得税額から控除をし切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するものでございまして、

この期間につきまして、下線部分になりますが、令和3年までだったものを令和7年まで延長するものでございまして、

また、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、同じく新旧対照表の9—21ページを御覧を頂きたいと思ひます。

こちらも下段になりますけれども、附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきまして、景気回復に万全を期するために土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、次のページの5行目下線部分でございまして、激変緩和

の観点から、令和４年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行は評価額の５％でございますけども、これを２．５％とするものであります。

なお、施行日につきましては、令和４年４月１日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第２号を採決いたします。

承認第２号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第２号は承認されました。

次に、日程第１０ 承認第３号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、議案書の１０—１ページを御覧を頂きたいと思っております。

承認第３号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第１７９条関係の規定によりまして報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

１０—４ページ、新旧対照表を御覧を頂きたいと思っております。

こちらも地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことから、国民健康保険税条例の中で第２条の２、課税限度額につきまして、下線部分になりますが、国民健康保険の被保険者に係る合算額の上限を６３万円から６５万円に、また、第２条の３、下線部分、後期高齢者支援金等につきましても、同じく合算額の上限を１９万円から２０万円に引き上げるというものでございます。

なお、施行日につきましては、令和４年４月１日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第３号を採決いたします。

承認第３号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第3号は承認されました。

次に、日程第11 承認第4号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算(第14号)の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田健司君) それでは、議案書の11-1ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算(第14号)について、御報告をさせていただきます御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくり頂きまして、補正予算書1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,995万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ65億5,700万円とするものでございます。

第2条繰越明許費につきましては、6ページを御覧ください。

報告第9号で御報告させていただいたもののうち、総務管理費におきまして、長門老人福祉センター外壁の躯体クラック等改修事業1,270万9,000円の追加。社会福祉費では、臨時特別給付金に関わる人件費10万3,000円、事務費25万1,000円、事業費2,240万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、農林水産施設復旧費の農業用施設災害復旧事業につきましては、事業の進捗状況に合わせまして、1,470万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、7ページの第3表のとおり合併特例債、過疎対策事業債、災害復旧事業債につきまして、実績に基づきまして借入金を補正するものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、13ページからとなりますので、御覧ください。

歳入につきましては、3月補正予算取りまとめ後の事業費の確定によります精算などによる補正が主な内容となっております。

地方揮発油譲与税でございますが、213万8,000円、自動車重量譲与税255万9,000円、配当割交付金83万8,000円、14ページの株式等譲渡所得割の交付金83万8,000円、法人事業税交付金438万6,000円、地方消費税の交付金が3,046万8,000円、環境性能割交付金84万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が1,642万2,000円、15ページにかけましての地方交付税については、主には国の3次補正によります経済対策としての追加交付1億2,996万8,000円のそれぞれ増額、16ページから19ページにかけまして、国庫支出金及び県の支出金につきましては、事業の実績によりそれぞれ補正を行っており、主なものとしたしまして、社会保障税番号制度システムの補助116万2,000円、新型コロナウイルス感染症に関わるワクチン接種事業753万2,000円、同体制確保事業141万5,000円、地方創生臨時交付金443万円、福祉医療費の補助金19

0万1,000円の減額、子育て世帯生活支援特別給付金253万円、第6波対応事業費の交付金217万円の増額と、それぞれの計上となっております。

19ページの財産収入でございますが、基金積立金の利子分で129万4,000円の増額となっております。

20ページの寄附金でございますが、ふるさと納税寄附分で416万3,000円の減額となり、寄附の総額は1,386万円となりました。

繰入金でございますが、充当していた事業の精算に伴い、それぞれ基金の繰入金で合計で2億863万4,000円の減額補正となっております。

21ページの諸収入におきまして、普通交付税中学校配分金や長野県市町村振興協会交付金や商工費、衛生費の雑入によりまして、140万円の増額補正となっております。

21ページから22ページの町債でございますが、実績に伴った過疎債におけるそれぞれの事業の増減、合併特例債の入札差金により50万円の減額、補助災害復旧事業債、一般単独災害復旧事業債、小災害復旧事業債につきましても実績に伴う減額の補正となっております。

次に、23ページからの歳出でございますけれども、各種事務事業の完了によります精算及び財源充当などに伴う補正が主なものとなっております。

財産管理費では、長久保支所における施設整備工事で外壁躯体に増工が発生したことによりまして、154万6,000円の増額。

ふるさと納税基金積立金につきましては、実績によりまして416万2,000円の減額となっております。

24ページの財政調整基金費につきましては、事業費の実績等に伴い、減災基金積立金ほか3,751万4,000円の増額となっております。

25ページの戸籍住民基本台帳費につきましては、地方公共団体情報システム機構からの実績に伴い169万4,000円の減額となっております。

26ページの情報管理費につきましては、システム保守について、実績により370万円の減額。

27ページからのケーブルテレビ施設運営費につきましては、インターネットの接続使用料185万円、引込み工事費等の実績により160万円の減額。基金等積立てで576万8,000円の増額となっております。

29ページの障がい福祉費でございますが、実績に伴い、障がい者自立支援給付事業で570万5,000円などの減額補正となっております。

また、30ページ、31ページでは、事業費の精算に伴いました介護保険特別会計への繰出金2,635万3,000円の減額となっております。

34ページからの健康づくり費でございますが、新型コロナウイルス接種体制確保事業、接種事業等における実績により1,224万5,000円の減額となっております。

38ページからの商工振興費におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業関連

の負担金734万6,000円の減額。

観光費では、スポーツコミッション補助金の補正によりまして、113万1,000円の減額となっております。

次に、39ページをお願いいたします。

土木管理費では、土木維持費の除排雪関連経費につきまして、最終的に見込みよりも降雪量が多かったために、除雪委託料、重機借上げ料等で346万9,000円の増額補正となっております。

43ページをお願いいたします。

教育費の中学校費、学校管理費でございますが、中学校組合の負担金が精算に伴い509万6,000円の減額計上となっております。

社会教育費では、各事業の精算と公民館費中、地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業におきまして、古町コミュニティ施設建設地盤改良工事精算によりまして、422万4,000円の減額補正となっております。

46ページ、47ページでございますが、災害復旧費の農業用施設災害復旧費では、新規災害復旧箇所が確認されたことや、工事費の増嵩等によりまして、1,188万4,000円の増額となりました。

土木施設災害復旧費では、事業費の確定、精算に伴う補正で284万9,000円の減額となりました。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 分からないので、説明してもらいたいんですが、今補正によりまして、43ページのコミュニティのタイル、マイナスの422万4,000円を減額して、これは町単事業でございますけども、減額しておりまして、そもそも幾らだったのかということと、実はこの後、4年度の第1号で補正が出てきていて、それがふるさと納税を使っているんです。どういう仕組みでこういうふうになっているのかを教えてくださいと思います。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

令和3年度の専決ですけれども、こちらは古町コミュニティ施設の地盤改良工事の減額であります。当初、古町コミュニティ施設の場所で、遺跡が出てきたということで発掘調査の必要性が出てきました。その関係で、古町コミュニティ施設の地盤改良を行わなければいけないということで、町単で補正で計上させていただいたものです。実際、発掘が終わりまして、地盤改良工事を行ったわけでありまして、そこで減額という形になってきているものです。

この後、説明ありますけれども、令和4年度の専決につきましては、エコ平板事業ということで、

内容は別のものになっております。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第4号は承認されました。

次に、日程第12 承認第5号 専決処分した令和3度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案書の12-1をお開き頂きたいと思えます。

承認第5号 専決処分した令和3度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます承認を求めます。

12-2ページの1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算から2,987万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億1,368万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出において国民健康保険税、国県支出金、保険給付費等の額の決定及び実績による補正と、その補正による繰入金の補正でございます。

9ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、款1国民健康保険税についてですが、徴収実績によりまして272万5,000円の増額。

款2使用料及び手数料につきましても、一般被保険者督促手数料の実績によりまして1万3,000円の減額。

款5項2目1災害臨時特例補助金として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など、一定基準を満たした方への国民健康保険税の減額と、同じく新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のために仕事に従事できなかった一定条件を満たした期間において傷病手当を支給した額に対する補助金につきましては、5万4,000円の減額となっております。

10ページに移らせていただきます。

10ページの款6項1目1保険給付費等交付金につきましては、保険給付費等の実績に伴う交付金額の決定により、1,244万8,000円の減額。

以下、款10繰入金項1他会計繰入金につきましては、出産育児一時金繰入金として、実績により減額。

項2基金繰入金につきましては、令和3年度の国民健康保険特別会計の実績によりまして、国民健康保険事業基金からの繰入れを必要としなかったため、皆減とさせていただきました。

款12諸収入におきましても、一般被保険者延滞金の実績による補正となっております。

次に、11ページの歳出に移らせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費及び項3運営協議会費につきましては、実績によりましてそれぞれ36万7,000円、9万4,000円の減額。

款2保険給付費につきましても、医療費の給付実績の確定によりまして、12ページの項1保健療養費については、合計で1,976万2,000円の減額となっております。

以下、12ページ中段の項2高額療養費から14ページの項6傷病諸費につきましては、給付の実績に伴う補正で、14ページの項6傷病諸費につきましては、先ほど歳入で触れさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染等により、その療養のため仕事に従事できなかった一定要件を満たした期間において、傷病手当を支給した実績に基づきまして補正をさせていただいております。

同様に、14ページからの款3国民健康保険事業納付金につきましては、それぞれ財源内訳の変更となり、15ページの款6保健事業から16ページの款9諸支出金につきましても、各事業の確定、還付金等の額の確定による減額補正となっております。

金額につきましては、御覧を頂ければと思います。

16ページの款12予備費につきましては、今、御説明をさせていただきました歳入歳出の補正予算に対応するための予備費により対応をさせていただいた補正となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第5号を採決いたします。

承認第5号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第5号は承認されました。

次に、日程第13 承認第6号 専決処分した令和3年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特

別会計補正予算（第1号）の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書13-1を御覧ください。

承認第6号 専決処分した令和3年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）の承認について、地方自治法の規定によりまして専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます承認を求めます。

議案書の13-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算から528万6,000円を減額し、総額を歳入歳出予算それぞれ971万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和3年度分の歯科診療所の診療報酬額の確定に基づく補正でございます。

9ページをお開きください。

歳入の款1診療収入ですが、歯科診療報酬の確定に基づきまして528万6,000円の減額となりまして、歳入の減額に伴いまして、10ページの歳出でございますが、款1項1目1歯科一般管理費の歯科医師診療報酬も同額の減額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第6号を採決いたします。

承認第6号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第14 承認第7号 専決処分した令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の14-1をお開きください。

承認第7号 専決処分した令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をさせていただきます承認を求めます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案書の14-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ20万1,000円を減額をしまして、総額を歳入歳出それぞれ8,737万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険料後期高齢者医療広域連合納付金等、歳入歳出の実績及び確定に基づく補正でございます。

9ページ目をお開きください。

主なものについて説明をさせていただきます。

歳入の款1後期高齢者医療保険料、款4繰入金につきましては、それぞれ実績の確定による補正となっております。

10ページの歳出でございますが、款1項1目1一般管理費及び項2目1徴収費につきましては、実績に基づきそれぞれ1万7,000円、3万3,000円の減額でございます。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、広域連合への納付金の金額の確定により38万5,000円の減額とするものでございます。

旅費につきましては、総額調整のための補正となっております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第7号を採決いたします。

承認第7号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第7号は承認されました。

次に、日程第15 承認第8号 専決処分した令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の15-1を御覧ください。

承認第8号 専決処分した令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし承認を求めらるものでございます。

15-2の1ページ目をお開きください。

それでは、説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ2,531万8,000円を減額をし、総額を歳入歳出それ

ぞれ10億6,996万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険料、国県支出金、繰入金、保険給付費等、歳入歳出について交付金等の決定及び実績の確定による補正でございます。

9ページをお開きください。

主な部分について御説明をさせていただきます。

歳入の款1保険料につきましては、徴収実績に基づきまして47万2,000円の増額。

款3項2国庫補助金につきましては、地域支援事業交付金、災害等臨時特例補助金の確定によりまして74万1,000円の増額となっております。

款5項2県補助金につきましても、地域支援事業交付金の確定による補正となっております。

款8項1一般会計繰入金につきましては、歳出における介護給付費等の確定に伴う補正であり、目4その他一般会計繰入金についても介護給付費等の実績に基づく補正とさせていただきます。

補正額につきましては、予算書のとおりでございます。

11ページからの歳出でございますが、款1項1目1一般管理費においては、需要費及び社会福祉法人軽減措置事業等の実績に基づきまして、53万3,000円の減額。

同じく款1項2目1賦課徴収につきましても、実績による減額となっております。

同じく11ページからの款2項1介護サービス等諸費につきましては、介護保険の要介護者、介護認定1から5の方の部分でございますが、要介護認定者の方への各種介護サービス利用時の保険給付費で、給付実績の確定によりまして、12ページ、合計で2,821万5,000円の減額となったところでございます。

同じく12ページからの款2項2介護予防サービス等諸費につきましても、介護保険の要支援者の方への各種介護サービス利用時の保険給付費でございまして、給付実績の確定によりまして、13ページ、合計で367万4,000円の減額補正となっております。

以下、同様に13ページの款2項3その他諸費から、15ページの款2項6高額医療合算介護サービス費につきましても、給付実績の確定により減額となり、項2保険給付費全体としましては、3,657万4,000円の減額補正でございます。

また、15ページから17ページの款4地域支援事業につきましても、実績確定に伴う減額の補正となり、款4地域支援事業全体で152万3,000円の減額。

款6項1償還金及び還付加算金については、第1号被保険者保険料還付金の確定、国支払い基金への償還金確定によりまして減額となっております。

18、款8でございますが、予備費につきましては、歳入歳出の補正に伴う補正でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第8号を採決いたします。

承認第8号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第8号は承認されました。

次に、日程第16 承認第9号 専決処分した令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の16—1ページを御覧ください。

承認第9号 専決処分した令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の承認について、地方自治法の規定により専決したものであります。規定により報告し承認をお願いするのでございます。

それでは、16—2を1枚めくっていただきたいと思えます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,729万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしまして、9ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、款2財産収入、項1財産運用収入、目1財産運用収入につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴うもので、合計で35万9,000円の減額となりました。

続きまして、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、73万円の内訳としまして、直営別荘地経営戦略対策業務費ということで、55万円ですけれども、これにつきましては、業者に委託することなく、直営別荘地経営委員会にて策定できたため不用額となりました。

また、美し松、学者村ともに夏のイベントがなく、ふるさと納税を使う予定でしたが、美し松分が10万円、学者村分が8万円ということで、これが不要となったため73万円の減額となりました。

続きまして、歳出、10ページをお願いしたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1別荘総務管理費、節7報償費でございますが、法律相談料32万円の減額が主な内容となっております。

目1別荘地総務管理費では58万円の減額を実施いたしました。

款1総務費、項1総務管理費、目3学者村別荘地管理費でございますが、学者村別荘地管理に係る不用額を減額いたしました。

主なものとしましては、郵送料や保険料に係る費用、また節12の委託料でございますが、災害

復旧被害木除去委託料としまして、26万1,000円の減額が主なものでございます。

目3学者村別荘地管理費でございますが、53万9,000円の減額となりました。

目1別荘地総務管理費及び目3学者村別荘地管理費の減額分を合わせまして、合計で111万9,000円の減額補正をしたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第9号を採決いたします。

承認第9号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第9号は承認されました。

次に、日程第17 承認第10号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第1号）の承認についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしく願いいたします。

議案書の17—1ページをお願いいたします。

承認第10号 専決した令和4年度長和町一般会計補正予算（第1号）につきまして、御報告をさせていただきます。御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくり頂きまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,626万3,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ60億626万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関わる事業が主なものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、11ページからになります。

歳入につきましては、国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8,442万4,000円、県補助金として、第6波対応事業者支援交付金が363万円、基金繰入金につきましては、各事業の実施に伴う財源の増減によりまして、合計で309万1,000円の減額。

町債につきましては、長門老人福祉センター改修事業の過疎対策事業債への組替え、たかやマス

キー場施設改修工事の辺地対策事業債への組替えとそれぞれなっております。

次に、12ページからの歳出でございます。

総務費においては、新型コロナウイルス感染拡大防止緊急対策事業といたしまして、抗原キットの購入などで270万円を増額いたしました。

財産管理費につきましては、町債の組替えとなっております。

衛生費につきましては、景観計画策定に関わる業務についての令和4年度、令和5年度と2か年にわたっての事業となりますので、翌年度分の経費及び財源の減額補正をいたしました。

関連いたしまして、19ページにございます債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書につきましても御確認を頂ければと思います。

商工振興費でございますが、新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして、地域いきいき券発行事業負担金、振興公社経営支援金、商工会事業補助として、計5,380万円の増額となっております。

観光費につきましては、同様に新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして、観光協会が実施いたします誘客事業補助金として1,950万円を増額といたしております。

たかやまスキー場管理費におきましては、改修事業の財源を過疎対策事業債から辺地対策事業債への組替えという措置をしたものでございます。

消防費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして、避難所等防災施設にWi-Fi構築事業600万円を増額するものでございます。

教育費、公民館費におきましては、地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業によります現在建築中の古町コミュニティ施設のタイルアートによるシンボルの制作に関する事業費等の経費267万6,000円を計上し事業を実施するものでございます。

財源につきましては、ふるさと納税基金からの繰入金を充当させていただいております。

黒耀石のふるさと保存整備費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして、文化財公開施設感染予防対策事業で104万6,000円、インバウンド対策整備事業で127万6,000円、オンライン環境整備事業で340万円のそれぞれの事業を実施することといたしております。

説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） それでは、改めて14ページのコミュニティのタイルアートについて質問します。

先月でございますので、やってしまった、使ってしまったという話かもしれませんが、そもそもの経過、そしてこの267万6,000円というのが総額なのか、なぜふるさと納税なのかを説明

してください。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、今、御質問を頂いた共生社会シンボル制作委託料でございますけれども、古町コミュニティ施設の設置の一つの大きな目的であります地域共生社会のまちづくりというテーマがありますけれども、その実現へ向けて、その象徴的な事業として、児童と障がい者が共同してタイル画を作成するというものであります。この事業の実施によりまして、児童、障がいのある方、またその保護者も含めて交流も図られるということでもあります。

こちらのエコ平板事業、共生社会のシンボル作成でありますけれども、具体的にはタイル等を使いまして絵を描くと、平板を作るというものであります。そちらのタイルも、工事現場の廃材ですとか、余剰材を活用して絵を作っていくというものであります。

この役場庁舎の正面玄関左手にもエコ平板がありますので、御覧頂ければと思いますけれども、この事業でありますけれども、事業着手が古町コミュニティの竣工に合わせて完成すればということ、6月上旬から事業の着手をしたいというふうに予定をしております。

そういったことで、今回、専決でお願いをさせていただいたというものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（森田公明君） ふるさと納税基金を使ったという。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 後段の御質問でございます。

今、教育課長の御説明にあつたとおりでございまして、その事業の名のとおり多くの皆さんが加わつて、象徴となるアートを作っていくということでございます。

ふるさと納税基金でございますけれども、こんな事業に使っていただきたいというような寄附のときに指定があるわけなんです、特段ないものについては、何に使ってもいいだろうということでございますので、それらを活用いたしまして、財源として基金を取り崩して充当したという経過でございます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 大体分かりましたけれども、なぜ当初予算じゃないのかということ。今、廃材を使ってということで267万6,000円という数字が妥当なのか。

それと、ふるさと納税なんです、私、ふるさと納税を使うんで、誰か寄附したそのお金を利用して、作家にお願いをしてぼんと作るのかなと思つたんですが、そういう使い方本当にいいのかという、それについてお願ひします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） すいません、この事業につきましても、町民福祉課の福祉係も関

わって対応させていただいております。

今回の廃材等の利用につきましては、今回、委託先でありますNPO法人き塾という、これも障がい者の施設でございます。この障がい者の施設を窓口といたしまして、エコ平板を使ってタイルを作るというのは、特許を申請しております、特許申請の技術でございます、ここの技術を使うということで、相手につきましては、NPO法人き塾という、これも先ほど言いました障がい者の施設ということで、障がい者優先調達法にも基づいて積極的に障がい者の事業を活用させていただいたような状況でございます。

事業の金額等につきましては、やはり特許というところもあるんでしょうけど、これから実施をします小学校の子供さん、保護者に対してタイルを使ったアートの一部の花形模様というようなものを作っていただくのに、要はそこを指導していただける指導員の皆さん、あと、材料等を含めて合計で257万4,000円を予定しておりますが、内容につきましては、関係部署で精査をし、この金額でということをお願いをしてあるところでございます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） なぜ当初でないのかという質問に対して。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） なぜ当初予算、この後の補正ではないのかということなんですけど、やっぱり事業を進めるに当たりましては、予算計上等もさせていただき、もう既に小学校とお話を進めていく中では、やはり専決で対応すべきだというふうに関係者で話を詰めたところでございます。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） なぜふるさと納税の基金をということではありますが、先ほど来事業等の説明をさせていただいたとおり、共生社会の実現に向けてのシンボリックなものということでありまして、ふるさと納税につきましては、ふるさとを思っただけの基金というようなことでもありますので、ふるさとを思っただけの皆さん方も、このシンボリックなものに財源を充てるというようなことでもありますので、適当かというふうに存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 3回目ですので、まとめて質問しますが、小学生という話があったんですけども、作ってもらうのは小学生、長門、和田、また保育園児はどうなのかということと、中学生はどうなのか、また、山の学園の園生の人たちにも作ってもらうのか、関わってもらうのかということ。

ふるさと納税が今現在257万4,000円あるとは思えませんので、ふるさと納税、一生懸命集めてもらいたいという注文をします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） この事業に参加をされる方たちですけど、これにつきましては、

長門小学校、和田小学校の先生方に事業の内容を御説明をさせていただきまして、小学校のほうからの回答を頂きまして、長門小学校については4年生、5年生、6年生の90名、その90名のまた保護者というような形。和田小学校につきましては、3年生、4年生、5年生、6年生の27名と保護者という形で学校のほうで決めていただいております。山の子学園の利用をされている方々についても参加をする予定でございます。

今回、地元の小学校ということですので、依田窪南部中学校は対象とさせてははないという状況でございます。

一応、6月の2日の午前中に和田小学校、午後に長門小学校の皆さんに作成をしていただく予定でございます。

以上です。

○議長（森田公明君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第10号を採決いたします。

承認第10号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第10号は承認されました。

次に、日程第18 議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定についてを議題とします。

担当課長より説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、議案書の18—1ページを御覧を頂きたいと思っております。

議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

条例文は18—2ページからとなります。

先ほど提案説明でも申し上げましたが、埋蔵文化財発掘調査により工期が延びておりました古町コミュニティ施設の建設につきまして、予定どおり7月末に完成の見込みとなってきております。開館に向けて準備を進めているところではございますが、開館に当たりまして、新たに設置条例を設けるもので、設置の目的や名称、位置、開館時間等、必要な項目について定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

なお、本定例会に上程された議案のうち、議案第38号及び議案第39号は委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総合的、大綱的なものについての質疑をお願いします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

担当課長より説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、お願いいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

ページをおめくり頂きまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,974万6,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ64億2,600万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、9ページからになります。

まず、歳入につきましては、商工使用料でございますが、姫木平自然の家の指定管理施設の敷地料10万円につきまして、株式会社マウント長和からの収入となるものでございます。

物品売払収入につきましては、株式会社長和町振興公社から買い上げました棚卸資産の株式会社マウント長和への売払い収入となります。

振興公社の振興基金の繰入金につきましては、株式会社長和町振興公社の資産を購入するための財源といたしまして、1億円基金を取り崩すものでございます。

貸付金元利収入につきましては、株式会社長和町振興公社への貸付金元金9,500万円の歳入を見込んだものでございます。

雑入でございますが、ブランシュたかやまスキー場に設置してございます電車の売却費等1,400万円並びに姫木平自然の家解体費等といたしまして、八王子市からの入金額2億円をそれぞれ増額計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、児童福祉総務費では、子育て世帯等臨時特別支援事業費の補助金につきまして、補助額の確定に伴い返還金が生じたため25万円を計上いたしました。

健康づくり費におきましては、予算の増減はございませんけれども、新型コロナウイルスワクチ

ン接種体制確保事業におきまして、4回目の接種に対応するための予算の組替えとなるわけでございます。

商工振興費につきましては、電車の売却費を財源に株式会社長和町振興公社へ新型コロナウイルス感染症対策経済対策事業の経営支援といたしまして、300万円の計上をいたしております。

観光費でございますが、株式会社長和町振興公社からの棚卸品の購入費1,064万7,000円、大門財産区へ支払う姫木平自然の家の敷地料10万円、株式会社長和町振興公社からの資産購入に係るものとして、構築物で1,528万円、建物等の購入で6,635万円、備品で1,837万円、合計いたしまして1億円の資産等の購入費を計上いたしてございます。

積立金でございますが、株式会社長和町振興公社から返済を頂きました9,500万円の基金への積立て、八王子市から姫木平自然の家の解体費等で2億円の公共施設整備基金への積立てを計上いたしてございます。

たかやまスキー場管理費におきましては、電車の売却費及びマウント長和からの施設使用料を財源に、スキー場の施設等改修工事として1,100万円を計上いたしてございます。

教育費の事務局費に置きますは、和田校長住宅の電気温水器の故障によります修繕費を計上いたしてございます。

公民館費におきましては、地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業におきまして、施設へ引っ越し等に関わる経費、オープンに伴う記念式典に関わる経費並びに調理実習室の整備につきまして、合併特例交付金事業を活用するわけでございますけれども、工事請負費から備品購入費へ組替えをして事業を実施するものでございます。

予備費につきましては、189万7,000円の減額ということといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第20 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第20 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第38号条例案1件、議案第39号の令和4年度補正予算案1件につきましては、委員会付託表のとおりそれぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、6月7日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、6月7日の一般質問につきましては、午前9時から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長(森田公明君) 以上をもちまして、本日予定していた会議は終了いたしました。
会議を閉じ、散会といたします。

散

会

午前11時18分

第 2 号

(6 月 7 日)

議 事 日 程

令和4年 6月 7日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和4年長和町議会6月定例会（第2号）

令和4年6月7日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
ただいまより長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日6名の一般質問を行います。
5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、第1に、気候危機を打開のための脱炭素に向けた当町の取組について、第2に、コロナ禍に加え急激な物価高騰から町民の暮らしと営業を守る取組について、以上2点について質問を行います。

最初に、気候危機打開のための脱炭素に向けた当町の取組について質問を行います。

気候危機と言うべき非常事態が今起こっています。既に世界各地で異常な猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしています。長野県においても、2018年10月、令和元年台風19号による100年に一度と言われる豪雨に見舞われ、その甚大な被害によりかけがえのない命と貴重な財産、人々の平穏な暮らしが奪い去られました。

国連IPCC、気候変動に関する政府間パネル1.5℃特別報告書は、2030年までに大気中への温室効果ガス、その大半はCO₂の排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。たとえ気温上昇を1.5度以下に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど人類と地球環境は打撃を受けますが、それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大なものとなります。2度上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は2.7倍に増加し、サンゴの生息数は99%減少してしまいます。さらに大気中の温室効果ガスが一定濃度を超過してしまうと、後戻りできなくなり、三、四度も上昇してしまうと、気候変動による影響が連鎖して悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまうと言われています。

2015年のパリ協定は、それを避けるために上昇幅を2度を十分に下回り、1.5℃以内に抑えることを目的として、日本を含む世界196か国が合意して締結されました。

しかし、その後も世界の温室効果ガス排出量と平均気温は観測史上最高を記録しており、温室効果ガス排出大幅削減に向けた各国の一層の取組の強化が求められています。

新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなどの新しい感染症が次々と出現し、人類社会の脅威となっていますが、この背景にも森林破壊をはじめとした環境破壊、地球温暖化があるとされています。

既に世界の平均気温は、1.1度から1.2度上昇しており、破局的な気候変動を回避するために取り組める時間は長くありません。10年足らずの間に世界のCO₂排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっていると思います。

我が国は、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指すことを宣言し、昨年11月にイギリスで開催されたCOP26において、岸田首相は、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%に向け挑戦を続けていくことを世界に表明しました。全国では、今年1月までに598自治体が、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、脱炭素に向けた取組を進めています。

当町も、このような世界と日本、長野県の動きと協調し、気候変動の対策等について大転換を目指して行動して行く必要があると思います。

質問します。気候危機打開のための脱炭素に向けた取組に対する町長の存念、お考えをお聞きます。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 気候危機打開のための脱炭素に向けた取組に対する私の考えについて答弁をさせていただきます。

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と、一致していると発表をしております。

令和元年10月に日本を襲い、当町にも甚大な被害をもたらした台風19号をはじめ、近年、我が国で頻発する気象災害の要因は、気候変動にあると言われております。

気候変動は、地球上の人間社会の存在を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ません。

当町においては、2019年12月6日付で長野県が宣言した気候非常事態宣言（2050ゼロカーボン）への決意に賛同いたしました。長野県内におきましては、独自に気候非常事態宣言2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を行っている自治体も多く、当町におきましても、今後、将来世代の生命を守るため、長野県の宣言した2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの気候変動対策にも取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 長野県は、2019年の12月6日、阿部守一知事が「気候非常事態宣言—2050ゼロカーボンへの決意—」を表明しました。それに対して、当町を含め県内77の全て

の自治体は、賛同を表明しています。そして、近隣の立科町、東御市、上田市などを含む県内12の自治体が、2050年二酸化炭素排出ゼロ表明を行い、取組を進めています。当町は、まだ2050年二酸化炭素排出ゼロ表明を行っていません。

町長にお聞きします。当町が、2050年二酸化炭素排出ゼロ表明を行う予定はありますか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私の決意として、気候非常事態宣言2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をいつ行うかという御質問でございますが、私は、これ、宣言だけを行うのではなく、そのための対策も検討しなければならないというふうに思っておりますので、できるだけ早い段階でそれぞれの宣言ができる、そういった環境もつくりながら、実質そういったことができるような、そういったふうに考えておりますので、なるべく早く宣言をしたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 私は、できればこの6月議会で表明をしていただければ一番いいかなと思っておりますが、まだちょっとできないようですので、できれば直近の9月議会での表明を目指して取組を進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

環境省のホームページの「脱炭素に向けた自治体の取組について」によれば、地域における再生エネルギー活用の意義として、第1に、再エネ活用で地域でのメリットとして、1として経済の域内循環、第2に産業と雇用の創出、第3にレジリエンス向上を挙げています。そして、第2に日本全体への貢献として、第1にエネルギー自給率の向上、第2に化石燃料輸入代金の低減として、全体として地域再エネへの活用により、多くのメリットとともに脱炭素化を進めることができます。

そして、示された市町村別の再エネ導入ポテンシャルでは、当町は地域内の再エネ供給力がエネルギー需要を上回り、地域外へ再エネを販売できる地域とされており、再エネの活用により、当町は経済的に大きなメリットがあることを示しています。

また、脱炭素（再エネ導入）による地域経済のメリットとして、地域の再エネ導入に伴う地域経済への波及効果は、観光や空き家対策に比べ、行政コストの割に地域が比較的手堅く収益を確保できる取組であるとして、例として太陽光発電5,000キロワットを導入した場合、1世帯5キロワットで1,000世帯分として計算されていますが、地域住民・企業に年間最大約1.8億円程度の波及効果があり、同じだけの経済的波及効果を地域に生み出すためには、空き家対策なら188人の移住者の増加に相当し、観光振興なら1万8,880人の観光客の増加に相当するとしています。

このように、脱炭素（再エネ導入）は、当町にとって非常に大きなメリットがあり、当町に大きな経済的波及効果が期待できると思っておりますが、いかがお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 脱炭素に関する町への経済効果に関する御質問でございます。

田福議員のおっしゃるとおり、環境省の「脱炭素に向けた地方自治体の取組について」によりますと、市町村別の再エネ導入ポテンシャルにおきまして、長和町は地域内の再エネ供給力がエネルギー需要を上回り、地域外に再エネを販売できる地域とされています。自然豊かな長和町は、同時に再エネに係る資源を豊富に持っているということになるかと思えます。

脱炭素に伴います再エネ導入につきましては、各企業などが脱炭素に向け新規に設備投資を行うことによる経済効果、再エネ導入後の各種経費の節減の可能性など、いろいろな経済効果が期待されるものと思われます。

脱炭素に伴う再エネ導入を地域で進めていくためには、地域住民・企業の皆様への効果を検討した上で、再エネ導入による脱炭素が地域にメリットのあるものであることを周知することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 私は、今回の質問を行うに当たり、気候危機打開と脱炭素の取組について少し勉強させていただきました。当町のこの課題の取組もこれからというところでありますので、取組に当たっての共通認識を持つという意味で、取組の課題の概要についてまず述べさせていただきますと思います。

当町のように、CO₂排出の大きな事業所のない自治体での対策として、第1に、省エネでエネルギー効率を上げてエネルギー消費量を大幅に削減する。第2に、再生可能エネルギーを大きく増やし、化石燃料ゼロする。この2本柱になります。

第1の省エネは、エネルギー効率の向上により、2050年に向けてエネルギーの消費量を大きく削減することが技術的に可能になっていると言われております。

その中の第1ですが、新規導入・更新のときの省エネ型の設備・機器の選択であります。業務部門（オフィスなど）、それから家庭部門で、冷暖房、給湯、厨房、照明、家電やOA機器で省エネ型を選択し、大幅なエネルギー消費削減が実現できます。産業部門のうち、工場では、生産設備、従業員向け照明・冷暖房設備・設備は10年から13年で更新され、2050年までにあと二、三回更新の機会があります。

2つ目は、新築・引っ越し、あるいは大規模改修時の断熱性能の高い建築の選択です。国の判断基準より高いゼロエミッションビル・ゼロエミッション住宅の水準の断熱性能の建物にすると、暖房用のエネルギーを大きく減らすことができます。公営住宅については、自治体が断熱性能の高い住宅に建て替えあるいは改修していくことが必要となっております。

3つ目は、車の新規購入・更新時の省エネ車の選択です。燃費のよい車、さらにハイブリッド車、電気自動車での大幅なエネルギー消費削減が実現できます。

2つ目の第2の再生可能エネルギーの普及は、地域での2つの対策方法があります。第1は、地域内に再エネの発電所を増やし、再エネ電力の供給量を増やし、供給可能な地域は域内供給を再エ

ネ100%にしていくことです。2つ目は、購入している電力を、コンセントの先を考え、再エネ割合の高い小売電気事業者及び小売メニューに変え、域内消費電力に占める再エネ電力割合を拡大、最終的に再エネ100%にしていくことです。

以上が、脱炭素に向けた取組の課題の概要であります。今後、町として具体的な目標を明確にして取組を進めていく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問に移ります。地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定についてお聞きします。

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画を策定するものとされています。

長野県の自治体では、77自治体中既に40を超える自治体が策定済みであるとお聞きしました。これは、どのような計画ですか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきます地方公共団体実行計画の策定についての御質問ですが、地方公共団体実行計画には、区域施策編と事務事業編がございます。

区域施策編の策定については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づきまして、地球温暖化対策計画、これは令和3年10月22日閣議決定されたものでありまして、この計画に即しまして区域の自然的・社会的情景に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画で、計画には、1つ目としまして計画期間、2つ目としまして、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する目標、3つ目としまして、実施しようとする措置の内容などを定める計画となっております。

全ての都道府県、指定都市及び中核都市に策定が義務づけられており、その他の市町村におきましては、同法律第21条第4項において策定に努めることが求められているものです。

さらに、同条第5項におきまして、市町村は区域施策編を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが求められているものでございます。

もう一つの事務事業編については、地方公共団体の全ての事務事業を対象に、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画で、事務事業編につきましては策定することが義務づけられております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 地方公共団体実行計画（区域施策編）を早急に策定することが必要だと思いますが、当町では、まだどの部署が担当するかも決まっていないようであります。また、1部署1担当者では策定が困難であると思います。どのようにして、いつまでに策定するつもりかお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地方公共団体実行計画また区域施策編策定の組織体制等についての御質問と思いますが、地方公共団体実行計画には、議員がおっしゃるとおり、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための計画、いわゆる区域施策編と同じく、地球温暖化対策計画に即して地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画、いわゆる事務事業編がありまして、市町村におきましては、先ほども答弁させていただきましたが、地方公共団体実行計画の区域施策編は策定に努めることが求められており、いわゆる努力義務で、地方公共団体実行計画の事務事業編については策定することが義務づけられております。

よって、当面は地方公共団体実行計画の事務事業編の策定を進めていかなければならないというふうに考えております。

策定に当たりましては、長和町全体ではなく、まずは長和町役場が行っている全ての事務や事業を対象としまして、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を計画する必要がございます。

具体的には、各課で行っている事務及び事業から排出される温室効果ガスの計算や、温室効果ガスの排出削減量などについて取りまとめる必要がございます。役場の機能を統括し、計画後は役場全体をコントロールしていく必要があることから、この点を総合的に判断した上で、適切な部署を中心に策定することが考えられますが、専門的な知識も多く必要なことから、外部への委託も含めて検討していく必要があろうかというふうに考えております。

策定の時期につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律により、市町村に策定が義務づけられております事務事業編につきましては、できる限り早急に策定をするよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、区域施策編につきましては、今後、策定の有無を含めて検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務づけられているとの答弁がございましたが、これは期限が決められているのですか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 地方公共団体実行計画の事務事業編の策定期限についての御質問でございますが、地方公共団体実行計画の事務事業編につきましては、法律、この法律は地球温暖化対策の推進に関する法律でございますが、法律により策定することが義務づけられておりますが、期限については定められておりません。

策定には、専門的な知識も多く必要なことから、外部への委託も含め検討していく必要があり、できるだけ早急に策定ができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 事務事業編についてはできる限り早急に策定できるよう取り組むとの答弁でございましたが、これは、今年度中に取組を始めると解釈してよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたが、策定には専門的な知識も多く必要なことから、やはり外部への委託も必要と考えております。

よって、策定には必要な予算もありますので、関係部署等と早急に協議を進めながら対応したいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 気候危機打開のための脱炭素に向けた取組は非常に重要な課題であり、しかも2030年、2050年と期限が定められた取組でございます。

長野県は、長野県ゼロカーボン戦略を策定し、取り組んでいます。当町も早急に取組体制を明確にする必要があると思いますが、取組が多岐にわたり、専門家の知識も必要とすることを1部署に任せてできることではないように思います。新しい担当部署の設置とか横断的な体制の確立が必要だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 気候危機打開のための脱炭素に向けた取組については、議員のおっしゃるとおり早急に取組の体制を明確にすることが必要だというふうに考えております。

また、取組の内容も多岐にわたり、専門家の知識も必要とすること等、1つの部署に任せてできることではないというふうに認識もしております。新しい担当部署の設置とか横断的な体制の確立等につきましては、今後の組織体制等に影響してまいりますので、事業内容等も含めて総合的に判断をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最後の質問に入ります。

私は、今回、当町の気候危機打開と脱炭素の取組について、具体的な課題についていろいろと質問を行いたいと思っておりましたが、当町においてはまだ体制とか未検討の状態であるということで、残念ながら今回はできませんでした。質問できなかった事項については、今後の議会で行いたいと思います。取組をよろしく願いいたします。

最後に、具体的な課題について1つだけ質問をさせていただきます。町内での太陽光発電に関する条例の制定等についてであります。

脱炭素に向けた取組による地域の経済的メリットは、再エネに地域主体で参加することが必要であります。地域では、再エネ発電、地域再エネ熱利用の可能性があります。現状は、太陽光発電と水力発電で、地域外の主体の所有率が高い状況であります。地域企業や家庭などが設置・運営すると、売電収入も地域に入ることになります。今後は、地域企業、協同組合、農家、家庭などが再エネ発電を設置・運営できるよう準備していく必要があると思います。

現在、当町でもめ事にはなっていませんが、山林を中心に太陽光発電の設置が進められています。佐久市では、地域外の大手業者による7ヘクタールの山林を伐採して太陽光発電施設設置が大問題になっています。当事業者は、佐久市のガイドライン・要綱を無視し、地元との協定書締結なしに工事に着工しています。経産省への相談での確認では、一般的な対応、指導・改善を促すとの回答のみだったとのことでもあります。

町内の再エネ資源で、地域主体の利用を優先する自治体の制度の検討や、乱開発防止のため、再エネ建設促進地域と禁止地域を設定するゾーン制の制定や、富士見町のような住民の3分の2以上の同意などを許可要件とする条例の制定などの検討が必要であると思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 太陽光発電設備の設置に関する条例の改正等についての御質問かと思いますが、町では、現在、良好な景観を守り、より主体的な景観づくりを推進するため、景観法に基づきます景観行政団体へ移行し、長和町景観計画及びその運用に必要な長和町景観条例等を策定すべく、この4月に専任の担当者を配置し、策定に取り組んでいるところでございます。

太陽光発電に関する条例につきましては、景観条例の策定と絡むことが多くあると考えておりますので、景観条例の策定に併せて検討してまいります。脱炭素社会における安心して推進できる太陽光発電装置の設置についても考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 大きな2つ目の質問に入ります。

コロナ禍に加え、急激な物価高騰から、町民の暮らしと営業を守る取組についてであります。

コロナ危機による景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、ガソリン、食料品、電気料金をはじめ、経験したことがないような物価の高騰が襲いかかり、町民の暮らしと営業は深刻な打撃を受けています。

値上げのニュースを見ない日はありませんが、実際どれほどの負担になっているのか、第一生命経済研究所主席エコノミストの永瀬利廣さんの試算によりますと、2021年度を基準にすると、平均的な3人家族で、今年から来年にかけての年間約5万円から6万円の負担増が予想されています。4万円から5万円が電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー関連費用、1万から2万円は食料品の値上げ分、余裕のない低中所得世帯の家計はより苦しくなるとのことでもあります。

コロナ禍に加え、急激な物価高騰の中、町民の暮らしと営業を守る取組が今こそ自治体に求められていると思います。

質問に入ります。

私は、コロナ禍と急激な物価高騰による住民の暮らしと営業の危機打開のため、政府に住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を直ちに5%以下へ引き下げを強く求めたいと思います。

町長にお聞きします。コロナ禍の中で、世界で84の国と地域で付加価値税の引下げが行われています。日本でも、消費税5%に引き下げる提案が、野党や市民団体から行われています。消費税を5%に引き下げることに對する町長のお考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 消費税の引下げについての町長の考えということの御質問でございますが、申し上げるまでもありませんが、消費税は間接税でございますし、消費者が負担して事業者が国に納税することの仕組みでございます。

したがって、町がその税率について決定する権限はございません。現在の税率は、御承知のとおり、一部を除いて2019年10月1日から10%というふうになっております。

さて、御質問の消費税の引下げについての考えでございますが、議員のおっしゃるように、現在のコロナ禍による家計の圧迫、さらには急激な物価高騰の影響が日々増大をしております。

消費税は、先ほど申し上げましたとおり、その税率を町が決めることはできませんので、国の対応を注視しつつ、町といたしましては、国がこのたび創設いたしました地方創生交付金、コロナ禍における原油高騰・物価高騰対応分を有効に活用をして、町民の皆様をはじめ地域の皆様の負担軽減に努めていきたいというふうに考えております。また、現在、その対策に本気で取り組んでおるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） コロナ禍に加え、急激な物価高騰の中で、町民の暮らしと営業が厳しい状況になっています。町民の暮らしや営業者の状況について把握されていますか。どのような状況であると思われていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 物価高騰に伴います暮らしや営業の状況把握に関する御質問でございます。

町は、商工会と共同し、商工会においてワンストップ窓口として事業者向けに相談支援を実施しており、国、県、町、それぞれの支援などについて、きめ細やかな対応をしております。

事業者の皆様の声として、コロナ禍に加えロシアのウクライナ侵攻が加わったことで、物流などが分断され、品不足や輸送コストの増加で原材料の高騰が起きていることを把握しております。

事業者全般の関係では、原油価格の高騰及びこれに伴います原材料や各種資材などの値上がりにより、対応に苦慮しているものと思われま

す。また、飲食業の皆様にとりましては、コロナ禍による団体予約や宴会などの需要の減少に加え、今回の原油価格の高騰などの影響による燃料費や食材価格の高騰など、一層厳しい状況になっているものと思われま

す。観光業の皆様にとりましても、コロナ禍による宿泊者の減少や、感染防止対策として満室での営業ができないなどの困難に加え、原油価格の高騰による燃料費、食材価格などの高騰が一層拍車を

かける状況となっていると思われます。

事業者としては、コストを吸収するには財力に乏しく、価格転嫁によりしのぐほか方策が見当たらないのが現状でございます。価格転嫁による値上げによって売上げの減少になるとの声は、現状では聞こえておりませんが、これから先様々なものについて値上げが予定されています。今後、事業者の皆様は、さらに厳しくなるものと考えております。

また、住民の皆様から直接物価高騰に対しての御相談や御意見などを聴いているわけではございませんが、相次ぐ燃料費や各種商品の値上げにより、家計の負担が増えていることは確かかと思われます。

町としましても、コロナ禍に加え物価高騰という厳しい局面となっておりますが、事業者の皆様や住民の皆様の暮らしを支えていくために、消費喚起対策など可能な限り必要な対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 具体的な暮らしと営業支援対策について質問いたします。

4月26日の政府の閣僚会議で、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策がまとめられ、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、臨時交付金として8,000億円が計上されました。5月13日に開催された当町の議会全員協議会で、当町には令和4年度第2回分の臨時交付金として6,123万3,000円が配分され、その事業対象は、第1に原油価格高騰対策、第2にエネルギー・原材料・食料等安定供給対策、第3に新たな価格体系への適用の円滑化に向けた中小企業対策等、第4にコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援の4つの柱であることが説明されました。そして、この交付金の活用内容は、庁内において検討し、令和4年度長和町一般会計へ補正計上するとのこととでございます。

私が今回要望していますコロナ禍に加え急激な物価高騰から町民の暮らしと営業を守る対策は、主にこの交付金を活用した事業となると思われますので、現在、庁内で検討されている内容等を踏まえての答弁をお願いいたします。

最初に、事業者の支援を取り上げます。

私は、今年3月の議会で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和4年度第1回分）の活用事業として、令和2年度に長和町が実施した事業継続給付金事業の第3弾の実施を要望いたしました。5月13日に開催された全員協議会で、4月18日に専決された交付金の事業内容が報告されましたが、事業者への支援は、観光誘客事業（グリーンシーズン）に1,847万円、「みんなで応援！長和の里地域いきいき券販売事業」に3,050万円となり、直接の支援は見送られました。

これらの支援事業は、当然、コロナ禍で利用者が激減している事業者の皆さんを励まし、収入増につながりますが、現在、事業者の皆さんは、コロナ禍に加え急激な物価高騰で原材料価格と電気・ガスなどのエネルギー関連費用の高騰で、支出増に直面しておられます。

先ほど、平均的な3人家族で、今年から来年にかけて、年間約5万円から6万円の負担増が予想されるという試算を紹介いたしました。事業者の皆さんの負担増は、事業規模にもよりますが、一般家庭の10倍から20倍、あるいはそれ以上になると考えられます。直接の支援を実施する必要がありますと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 事業者の皆様への支援に関する御質問でございます。

町は、事業者に即した支援をする必要があることから、商工会、観光協会と連携し、様々な支援策を実施しております。事業者の皆様からのニーズ把握をする中で、地方創生臨時交付金活用事業として、観光事業者などの皆様は、自粛に伴う個人消費の落ち込みの影響が大きいことから、即効性のある事業としてグリーンシーズンに向けての観光誘客事業の実施とさせていただきました。

「みんなで応援！長和の里地域いきいき券販売事業」は、個人消費の落ち込みの影響により、町内の個人消費喚起策によって下支えする必要があることから実施するもので、プレミアム付地域いきいき券の販売により、町内の経済効果は7,000万円以上を見込むことができます。

今までもニーズに沿った支援を実施し、事業者の皆様に対し特別警報Ⅱ緊急支援金や第6波対応緊急支援金による現金給付をピンポイントで実施してまいりました。今後も、様々な状況を踏まえ、事業者の皆様への支援を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、生活困窮対策として、住民税非課税世帯をはじめとする低所得世帯への支援を実施していただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和4年度第1回分）の活用事業として、1万円の地域いきいき券を6,000円で購入できる「みんなで応援！長和の里地域いきいき券販売事業」7,000セットが具体化されましたが、町内にはスーパーがないこと等、物価高騰対策にはほとんど活用できません。また、生活困窮対策とはなっていません。生活困窮世帯への直接支援が必要だと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、最初に議員の御質問のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しますプレミアム付地域いきいき券販売事業について説明のほうをさせていただきたいと思います。

令和2年度と令和3年度に実施してまいりました地域いきいき券配布事業におきましては、大勢の皆様より御利用いただきまして、95%を超える利用率があり、この事業を実施したことにより、

いきいき券を使用できる事業者も増加しております。また、通常の5%プレミアムのいきいき券につきましても、利用が増えている状況でございます。

今回のいきいき券販売事業が、物価高騰対策にならないのではないかと御指摘がありますが、事業者支援として考えれば、現金給付だと一部貯蓄に回ってしまう可能性が否定できず、また、今回のプレミアム付いきいき券の販売は、経済効果を7,000万円以上見込むことができます。住民目線で考えれば、プレミアム率のかなり高いいきいき券を町内でお得に利用することができ、家計支援、すなわち生活支援につながるのではないかと考えているところでございます。

次に、町民福祉課長より、生活困窮世帯の直接支援について答弁のほうをいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より生活困窮世帯への直接支援について答弁をさせていただきます。

これまで新型コロナウイルス感染等の影響によりまして、支援が必要な住民や地域の事業所、町民福祉課では福祉事業所というふうになりますけど、事業所への支援として、国事業・町独自事業として令和2年度には全ての町民に一律10万円を支給した特別定額給付金給付事業、町民の日常生活に必要な福祉サービスを提供している福祉施設への事業所給付金、物資調達補助金を、令和3年度から4年度にかけては、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金、令和3年度には、コロナ禍におけます原油価格高騰に対する支援として、非課税世帯等に対しまして福祉灯油助成金事業を実施させていただきました。

議員御質問のコロナ禍において、原油価格・物価高騰に直面している特に生活困窮者等、ここでいえば非課税世帯等が想定される部分かと思いますが、その方への支援については、現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分において、生活困窮者等への補助・給付等、直接支援できる方法等を検討しておりますので、事業内容・規模等が決まり次第対応したいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、農業者への支援を実施する必要があると思います。農業者の皆さんは、一般世帯の電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー関連費用、食料品の値上げ分に加えて、農業用の飼料や肥料の高騰に苦しんでおられます。飼料や肥料の購入支援を行っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 農業者の皆様の飼料及び肥料の購入支援という御質問でございますが、当町及び県において、飼料・肥料に関する支援はないというのが現状でございます。国におきましては、有機肥料に対する補助メニューはあるものの、有機農業に取り組む農業者が少なく、農業者全体を網羅できるものではありません。

県において、農業用の軽油税免税措置がございますので、町においても制度を周知してまいりた

いと考えております。

このように、既存の制度では農業者の皆様への支援が難しい状況となっておりますが、今回の物価高騰につきましては、国もコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策による対応を行っております。

原油価格の高騰対策としての施策であります燃料油に対する激変緩和事業のほか、農業につきましては、燃油価格などが上昇した場合に補填金を交付する施設園芸等燃油価格高騰対策、施設園芸農家の省エネ機器の導入を支援する産地基盤強化対策などの施策により、対応が図られております。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の町における活用につきましては、今後、実施事業が決定されることとなります。

農業関係の支援事業につきましては、支援対象とする農業者の皆様の範囲や支援方法が課題となると思われまので、これらについて検討しながら対応について考えてまいりたいと思っております。

また、肥料や飼料の購入支援とは異なりますが、町は、従来より野菜類などの価格安定資金の補助や農業機械施設導入に係る補助など、農業振興対策に係る補助を実施して、農業者の皆様に対する支援を行っております。

また、農業共済組合で行っております青色申告を行っている農業者の皆様を対象にした、農業者の皆様のご経営努力では避けられない収入減少全般を補償する収入保険制度がありますので、収入保険に未加入の皆様におかれましては、保険に加入していただき、御活用いただければと思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最後に、自宅以外から通学されている学生への支援に取り組んでいただきたいと思っております。自宅外から通学されている学生の皆さんは、コロナ禍の中、アルバイト収入が減少して生活が厳しくなっている方が多くなっています。加えて今回の物価の高騰であります。支出を抑えるために食事の回数を減らす等、いろいろと苦勞をしながら生活をされています。

当町では、令和2年度に「長和っ子応援便事業」を実施しましたが、これは、全県で具体的には多分初めての形態でやられたと思うんですけど、なかなか評判がよかったようで、その後よその市町村もその同じような事業としてやられる、今年に入ってから実施された市町村があるように聞きしております。

具体的には、「長和っ子応援便事業」であります。長和町への帰省を自粛している県外で生活している学生に対し、町の特産品を「長和っ子応援便」として送付し、支援する。事業費が100万円ぐらいあったと思っておりますが、これの第2弾の実施等、具体的な支援を実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 令和2年度に実施いたしました「長和っ子応援事業」でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言によりまして、長和町への帰省を自粛している学生の皆さんを支援することを目的に、帰省自粛学生支援事業として行われたわけでございます。町の特産品を47名の学生の皆さんに、宅急便でお届けしたところでございます。

令和2年度の当時でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が、一時全都道府県に発出されたことで、多くの学生の皆さんが長和町へ帰省することができなかったことから、実施した事業でございます。

また、新型コロナウイルスの感染者数は、全国的にも減少傾向にはなっているものの、いまだに高い数値で推移しているところでございますけれども、政府においては、かつてのような法令に基づく行動制限を取るのではなく、感染対策との両立による社会経済活動の維持と日常生活の回復に向けた取組がなされていることで、帰省も可能になっている状況であること、ワクチン接種も3回まではほとんど終了しているであろうことに鑑みまして、現在のところのこの事業の再実施は考えておらないところでございます。

ただ、実態等の把握は必要であると考えますし、学生の皆さんもアルバイトの需要が激減してしまっただけにより、収入が減少してしまったりと、さらに物価高騰によりまして、大変な生活を余儀なくされていることに変わりはありませんので、今回の原油価格・物価高騰等対策分によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援策につきまして、どのような支援が可能なのか、できるのか、しなければいけないのか、庁内で検討しているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 答弁いただきましたように、今回の物価高の高騰は、あらゆる国民、町民が経験したことのないような非常に高いものとなっております。町民の皆さんの暮らしと営業を守るために、ぜひとも実態把握をしっかりといただき、適切な対応をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで、10時10分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時56分

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○7番（原田恵召君） それでは、許可を頂きましたので、5月18日に通告しました2つ。1つ目は、少子高齢化問題について、2つ目は、災害により消滅した農地の扱いについて、この2点に

ついてお伺いします。

まず最初に、少子高齢化問題についてですが、まずこの問題を取り上げようと思ったのは、皆さん御存じのとおり、テスラ社のイーロン・マスク氏がツイッター上で言った「出生率が死亡率を超えることがない限り、日本はいずれ消滅するだろう」という発言。そして、昨年度なんですけど、長和町の第2次長和町長期総合計画を策定する委員会の中で、委員から出されました「長和町はどんどん人口が減っているが、大丈夫か」という発言。これを基に質問をしようというふうにして考えておりますので、よろしくお願ひします。

まず、少子化問題また高齢化問題はそれぞれ別の問題であるが、それぞれが大きな問題であり、両方が重なるとさらに大きな問題となっております。今回の一般質問は、少子化に特化して質問をしております。高齢化については、次回以降に質問していく予定でございます。

そこで、(1)としまして、長和町の人口問題として、合併後の人口の推移はどうか。

小さな1つとして、合併後の人口の推移はどのようになっているか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 少子高齢化の問題につきましては、日本におきまして大変重大な問題として存在をしまして、深刻な社会問題であるというふうと考えております。先進諸国においても同様に少子化・高齢化が進んでおるわけでございますが、日本は群を抜いて少子高齢化が加速しております。

これらの問題は、労働力人口が減少していく経済活動への影響、また、行政機能の維持が困難になる可能性による自治体への影響、医療介護に係る給付と負担のアンバランスによる社会保障への影響などが懸念され、国でも様々な取組をしているところでございます。

長和町におきましても、私の座右の銘であります「至誠通天」の原点でございますし、「しあわせ長和町」を目指し、心を込め、尽くし、公約をしてお約束をした、一人も取り残さない福祉のまちづくりへの「心豊かに共生ができる社会福祉を実現をいたします」、手厚い子育て支援のまちづくりへの「心温まる子育て日本一を目指します」を主に、各般にわたります各種事業に鋭意取り組んでおるところでございます。

推移につきましては、課長のほうから申し上げさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、合併後の人口の推移につきまして、調査実施時点でございます10月1日現在ということで、国勢調査の結果に基づきまして、それをベースに総人口で申し上げます。

平成17年に合併の年でございますが、10月が7,304人、平成22年の10月が6,780人、平成27年10月で6,166人、令和2年10月で5,600人となっております状況でございます。平成17年の合併後、令和2年までの15年間で1,704人が減少しておる状況ということでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ただいま15年間で1,700人減っているという話がありました。従来、1年間に100人減っていると話がありましたけども、単純計算で100人以上減っているという現状があるということでございます。

国の見込みの中で人口動態統計の中で、33年、今22年ですので、33年には出生数が80万人割れるという見込みございますが、先日のニュースでは、21年の結果として81万という話がありました。国が考えているよりも、どんどんと人口が減っているというのが現状でございます。

そこで、長和町の今後の見通しとしまして、5年後、10年後、20年後、50年後、さらに先の予想はどのようなのか。このまま減り続けると考えているのか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） まず、国と長和町におきます人口減少問題に端を発した地方創生に関して申し上げます。

平成20年に始まった日本の人口減少を受け、2060年に1億人の人口を確保するため、国は平成26年、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを策定をし、人口減少をめぐる問題を明らかにした上で、目指すべき将来の方向性の提示と人口減少と地域経済減少の克服などを基本的な考え方に据えた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。

また、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを令和元年12月に改定するとともに、令和元年から5か年の目標や施策の方向性を定めた、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の動きを加速をさせております。

町におきましても、急激な人口減少に直面する中、課題や問題点を克服するため、平成27年長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略と長和町人口ビジョンを策定し、それぞれ取組を推進してまいりました。令和2年度からは、第2期となります長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしまして、将来にわたって輝き続けることができる「元気が出るまち長和町」を目指して取り組んでいるところでございます。

この平成27年に策定いたしました、長和町人口ビジョンにつきましては、国勢調査による人口ベースとして必要に応じて住民基本台帳による人口やその他の資料を用いて分析や推計を行ったもので、2060年までのものが出ておりますので、その数値を申し上げさせていただきます。

2015年、6,301人、2020年、5,850人、3年後になります2025年、5,420人、8年後になります2030年、5,022人、13年後になります2035年、4,650人、18年後の2040年に4,271人、38年後の2060年には2,961人と分析・推計をされておるところでございます。

ただいま申し上げましたものは、町においての推計でございますが、内閣府や総務省の推計によりましても、2004年12月をピークに、2026年には1億2,000万人を下回り、204

8年には1億人を割れ、減少を続けるであろうと推計をされております。これは長和町のみならず、全国的に減少を続けるのでありと考えられるところでございます。

先ほど申し上げましたが、人口の自然減並びに社会減を何とか抑えることができるよう取組を各般にわたり実施をしているところでございますが、この人口急減及び少子化、そして超高齢化の問題は、労働力、担い手、社会保障制度や財政の持続可能性など大きな影響を与えるものでありと考えられ、この一市町村の問題だけではなく、国全体で解決しなければならない大変深刻な問題だろうというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ただいま38年後ですか、人口が3,000人を切るという話がございまして、38年後、2060年には3,000人を切るという話でございまして、半減したとき、そのときの町がどうなのかというそんなことを思ったときに次の質問なんです、人口が減っている中で起こると考えられることは何か。人口が合併時から半減になったらどうなるのか。具体的に、どこまで現行体制・料金でいけるのかということで、3点。

まず1つ、上水道、下水道の使用料金は上がらないか。介護保険料、国民健康保険料は上がらないか。ケーブルテレビや温泉など施設使用料は上がらないか。心配するところですので答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 私からは、1つ目について答弁させていただきます。

人口が減っている現状、給水人口も併せて減ってきている中で、上水道、下水道の使用料金は上がらないのかという質問でございまして、上水道、下水道ともに企業会計であり、事業の収入源は料金収入になります。上水道、下水道ともに施設の維持管理が支出の大半を占める中、施設の老朽化による修繕が今後増えていくことが予想されます。

現在、上水道では、県主導による事業の広域化や共同化などコスト削減等を検討しており、当町にとって何が有効なのか、これからの検討になってきます。また、下水道事業では、上水道のような検討はまだ始まっていませんが、コスト削減について必要な課題となっています。

今年度は上下水道審議会を開催する中で、料金の改正について検討していきます。現在、その基となる資料作成と必要なマネジメント作成を進めているところであり、現状の課題等の内容も含め検討してまいります。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から2つ目の質問の介護保険料、国民健康保険料は上がらないのかについて答弁をさせていただきます。

当町に限らず我が国全体は、人口減少、急速な少子高齢化の進行によりまして、医療、介護等を含む社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエートを占めてきております。家計等への影響も大きくなっているというふうに認識をしておるところでございます。

人口減少、少子高齢化による課題を抱えている社会保障制度の一つであります介護保険料については、現行の介護保険制度における財源は、介護サービスを利用した方が負担する介護サービスの利用料負担、これは1割から3割というふうになっておりますが、それと、40歳以上の被保険者が負担する保険料、国・県・町が負担する公費で運営がされており、介護サービスに必要な給付額から利用者負担金を控除した保険料に対し、65歳以上の第1号被保険者の負担割合は23%と定められております。3年ごとに策定をしております介護保険事業計画において、要支援者、要介護者の推移や介護サービス費の推移、第1被保険者数の推移などを基に保険料の改定の検討を行っております。

40歳以上の被保険者数や介護サービス給付費のバランスによっては介護保険料にも影響してくるものと考えられますが、町では介護予防、重度化予防等に力を入れており、介護サービス給付費の抑制に努めているところでございます。

次に、国民健康保険税ですが、平成30年4月から国民健康保険制度改革によりまして、県が町と共に保険者となり、財政運営主体という役割を担っていることから、毎年度、国民健康保険の被保険者の医療費の状況によりまして、県が市町村ごとに事業納付金や標準保険税率を算定し、それを参考に市町村において国保税率を決定をしております。医療費が増えれば、事業納付金及び標準保険税率も上がることとなり、保険税率も上がることとなりますが、住民皆様の健康増進事業等の実施により医療費の抑制にも努めてまいりたいというふうに考えております。

介護保険料も国民健康保険税とも、人口減少、少子高齢化によりまして、社会保障制度の持続可能性の確保や世代間・世代内の不公平の是正により、国の制度改革によっては、介護保険料、国民健康保険税に影響してくることは否定はできないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） それでは、私からは、3つ目の質問のケーブルテレビ使用料について答弁させていただきます。

ケーブルテレビの利用料につきましては、加入者が町民の皆様だけでなく、事業所や別荘オーナーの皆さんも加入をいただいております。また、インターネットのサービスも提供しており、一概に人口減少のみが料金検討の要因にはなりません、今後の運営体制や施設改修計画の検討の中で、一つの検討材料になると考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、③番の温泉施設の使用料の関係について、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

温泉施設は町内のみならず町外の利用者も多く、地域福祉的な役割を担っております。料金につきましては、施設利用者や施設の状況などを踏まえ、利用料金や町からの指定管理料の収入と人件費や施設維持経費などの支出、総合的に見て料金をどう判断するのか検討するものでありまして、

人口減少のみが料金検討の要因ではありませんが、一つの検討材料であると考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 各部署より説明を頂きました。人口減は少なからず料金に影響してまいりますので、ぜひ5年先、10年先を見据えた、いかに上げないで済むようなという、そういう施策を考えて進めていただきたいというふうに思います。分かりやすく言えば、介護のように予防することにより費用を減らすという、そういう中での事業展開を進めていただきたいというふうに思います。

次に、今度人口を増やす施策は、まず取りかかることはということで、①としてアパート建設（町営住宅）は考えているのか。これについて質問します。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 長和町町営住宅条例に掲載させていただいております町営住宅は、現在31施設あるわけでございます。

現状では、近年建設した一本木の町営住宅、上立岩の町営住宅、そして四泊の町営住宅が人気が高い物件となっておりますけれども、一方で空き室となっている箇所も出始めているところも現状でございます。

長和町土地開発公社で実施しております団地造成事業の影響もあってか、町営住宅の趣旨でございます住宅困窮といった観点では、おおむね充足されていると感じているところでもありますため、今のところ新たに町営住宅を建設する計画はございません。

しかしながら、ほとんどの町営住宅は子育て世帯向けの入居条件となっておりますので、住民の皆様の声として、単身世帯向けや高齢者世帯向けなどの住宅の要望が高まってくるとするならば、建設について今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問ですが、団地の造成の予定はあるのか。何区画で何人ぐらいが増えそうなのか。これについて質問します。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長和町土地開発公社として、現在、立岩落合住宅団地の2期区画の残りの区画の隣接の土地所有者の理解を得まして、土地を取得し、不整地であった1区画を整え2区画として整備しました。今後、2区画の販売に向けて準備を進めています。また、その南西側に造成計画を進めております。

立岩落合住宅団地の第1期の販売につきましては、町民優先で販売をいたしました。今回の計画は、理事会で諮りながら区画数や売り方を決めてまいりたいと考えております。

そのほかに、和田地区で新和田トンネルの無料化に伴い、諏訪側から身近で通勤圏内になったことにより、諏訪圏域をターゲットとして菜園つきの付加価値をつけた宅地造成の検討も積極的に進

めていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 建て売りを販売する考えはないかということで伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 土地開発公社の理事会に諮りながらでございますが、和田、細尾団地の残りの3区画を建て売りとしてどうか、また、町とも調整を図りながら一つの案として考えております。販売力のノウハウがあるハウスメーカー等をお願いして建て売りとして売ればと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 前に1億2,000万円かけて12戸の町営住宅をつくるんだったら、1軒1,000万円です。町営住宅をつくれたほうがという話があって、そうすれば地元の業者も参加できるんじゃないかという話があったんですが、ぜひ町外のハウスメーカーでなく、地元の大工さんなり、左官屋さんなり、そういう人たちが参加できるようなそういう建て売りを考えていただきたいというふうに思いますので、要望して次の質問に移ります。

次の質問としまして、立科町が3人目の出産補助として50万円を支給するというふうになって支給したそうでございます。長和町はどうなのか。現行より増やす考えはないか。新たな補助金は考えられないか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 安心して子供を産み育てられるよう、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援をして、子育てしたくなるまちづくりを進めております。

長和町の特色ある子育て支援としましては、出生や小中学校入学時の子育て応援給付金及び子育て応援ごみ袋の支給、18歳までの医療費完全無料化、保育料の軽減率拡充と3歳以上児クラスの副食費無償化、小中学校の給食費無償化、高等学校通学費補助、子育て相談や親子の交流の場となっている子育て支援センターを毎日開設するなど手厚い支援を行っており、妊娠期の支援から乳幼児健診や各種学級の実施など、各ライフステージに合わせた切れ目のない子育て支援の取組を行っております。

出生に係る子育て応援給付金の増額につきましては、出産のみに重きを置くのではなく、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない幅広い支援を行うため、今のところ増額は考えておりません。

また、新たな支援につきましては、家庭で保育をしている保護者への支援の充実を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 50万円は考えていないけども、新たな施策は考えたいという話ございましたので、ぜひ方向が出ましたら議会に報告して検討していただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、今度、中野市が空き家を百均、100円均一で売り出したとニュースがありま

した。早速1名が購入に名のりを上げたとありましたが、同じことができないかということで質問しますが。全部が百均でなくて、100円のものもあれば、高額のものあるという、その中で百均があったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 先般、そのようなニュースがマスコミから報道があったわけですが、今年度、空き家に関する現況調査を実施いたしまして、危険空き家等の基礎データの作成を行います。この調査結果がまとまり次第、所有者等の確認作業を行い、並行いたしまして空家等対策協議会の開催によりまして、長和町空家等対策計画の見直しなど行う予定となっております。

この調査によりまして、地域住民の皆様などに対し被害や危険を及ぼすような家屋については、町条例に基づいての対応が確立できるものであろうと考えておるところでございます。

併せまして空き家につきましても、ほぼ全容等が把握できると考えます。現状では、同じような事業の実施は不可能であろうかと考えるところがございますけれども、空き家調査が終了してからの対応となろうかと考えるところがございます。

いずれにいたしましても、空家等対策協議会をはじめ所有者や不動産業者との関係する皆様と連携を密にして取り組んでいかなければならない今後の課題であると認識しているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次に（4）として、少子化の結果として和田小の1・2年生が複式学級になりました。そこで、新年度になり問題なく学校運営が進んでいるのかということで伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 和田小学校の今年度の入学児童は3名でございまして、2年生も同じく3名、2学年合わせると6名となります。県の基準では、隣り合う学年の人数の合計が8名以下の場合には複式学級となるとのことですので、今年度は、和田小学校の1・2年生は複式学級で授業を行っております。

複式学級が始まるに当たりまして、学校と教育委員会とで複式学級実践校の視察や学校職員との検討を重ねてまいりました。

また、昨年度は、令和4年度の複式学級を見据えて、1年生と年長児との交流を深め、よりスムーズに学級運営ができるように配慮をしてきたところでございます。

学年ごとの学習と複式学級での学習を効果的に行うために、1・2年生複式学級の担任に加え町費による副担任を配置し、国語や算数など学年ごと学んだほうが効果が上がる教科は、教室を別にして学年ごとで授業を行い、体育や音楽など連学年で学んだほうがよい教科につきましても合同で授業を行っております。

そのほか一部教科担任制の導入や異年齢集団の縦割り活動など、様々な取組により子供が中心の

学びを実践しており、問題なく学校運営が進められているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今までに経験してないような中での複式学級のスタートだったんですが、今後も今のような運営ができるのか。教員の人的保障は県に約束されているのか。町で対応もしていますけども、減らされたりすることはないのかということで伺います。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 教員の人数でございますが、国・県の学級編成基準に基づき配置される人数が決まっています。今年度、和田小学校において、国の基準では教員の人数は4名ですが、県の基準の小規模校の豊かな教育環境づくりといたしまして2名の特別加配があり、6名の教員数となっております。

また、和田小学校では3名の町費の講師を採用させていただいており、複式学級の副担任の先生は町費の先生であります。

教員の配置に関する基準につきましては、今後も国・県の動向を注視してまいります。

児童数の減少は、教員の減少にもつながりますが、先ほど申し上げたとおり学校では様々な取組を行っております。職員全体で子供を見ること、子供が中心の学びを目指す学校に対しまして、教育委員会としてもできる限りの対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 県から2人の加配があるということでございますけども、町では単独で3名を採用しているという中で教育に当たっておりますが、昨日、おとといのニュースで小学校・中学校で教職員が産休であったり育休であったり、3分の1の学校が不足しているというニュースがございました。小規模になればなるほど、一人が欠けただけでも大変だというふうに思いますので、今の体制が維持できるような施策をして進めていただきたいというふうに思います。

少し毛色の変った話をしますが、山村留学という制度があるんですが、山村留学制度によって都会から子供を受け入れるようなことができないか。親子で移住して来てもらうようなことができないかということで伺います。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 山村留学制度は、都市部の子供たちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら、自然体験や生活体験をする取組で、長和町の児童生徒も都市部の子供との交流が図られ、豊かな人間性を養うことが期待できると考えます。県内でも12の市町村が実施しておりますので、教育委員会としてもどういった取組ができるか、先進地の事例など研究してまいりたいと思います。

また、山村留学制度を契機といたしまして移住につながることも想定できますので、移住交流の担当部局とも連携して検討してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 軽井沢とか佐久穂とか、公立でない私立の小学校・中学校もできている状況でございます。そこに都会から親子で来ているという実態もございますが、それには移住したくなるような学校づくりであったり、移住してきたくなるようなまちづくりであったり、そういうことも加味しながら検討して進めていただきたいというふうに要望をして次の質問に移ります。

幾つかの質問をしてまいりましたが、具体的に人口を増やすという方法を考えているのか、考えているとしたらいつから始めるのかということで伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 具体的に人口を増やす方法ということで、町の取組になるかと考えますが、人口減少対策、とりわけ若い世代向けの対策としては、かねてより種々の取組を行ってきたところでございます。

そして、若い人たちが町外へ転出してしまふ、子供の人数が年々減少してしまふといった課題に対応するべく、先ほどの御質問にありました町営住宅の建設や宅地造成といった住まいの対策のほか、18歳までの医療費無料化、小中学校の給食費無料化、保育料の負担軽減、こういった経済的な支援を行いまして、子育てがしっかりできるまちづくりを目指し様々な取組を行ってきたところでございます。

人口を増やす方法といつから始めるのかという御質問でございますが、既存で実施しております各種事務事業におきまして取り組んでいる御認識をお願いをいたしたいと思っております。併せまして、今後につきましてもこれまでの取組を継続していくとともに、効率的で効果的であると考えられるような事業がありましたらまた積極的に取り組み、魅力あるまちづくりを展開し、人口減少に歯止めをかけていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 人口減少問題については、町の存続に関わる一丁目一番地という意見もございまして。そんな中で質問の2として、各課横断した人口減少問題対策会議というのが必要でないか。個人的には、議会でも少子高齢化対策特別委員会というふうなもの立ち上げるぐらいの対応が必要だというふうに考えておりますが、町はどう考えるのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議員がおっしゃる人口減少問題対策会議といった組織は、現在はございません。各課横断した庁内組織として設ける予定もございませんが、重要事項を審議する庁議でございますので、重要なテーマにつきましては、その庁議で協議をしていきたいというふうに考えております。

また、国の取組を受け、人口減少をめぐる問題を明らかにした上で、人口減少と地域経済縮小の克服を図るべく策定いたしました、先ほども何度か申し上げましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、長和町でも急激な人口減少に直面する中、町の人口を分析した長和町人口ビジョンは、現在、町が進めている第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略の前提となるビジョンでございます。

ます。

人口ビジョンで浮き彫りになった課題や問題点を克服するため策定されました、長和町まち・ひと・しごと総合戦略を審議する機関として、長和町地方創生推進協議会があり、ここでは、自治会の代表の皆さん、町議会の代表の皆さん、各種団体の代表の皆さん、それから公募委員の皆さん、識見者の皆さんを委員として委嘱をさせていただきます、総合戦略及び人口減少問題対策について審議をし、各種事業の推進や検証をお願いをしているところでございます。

前述いたしました長和町まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に基づいての様々な取組が、人口減少対策としてひもづけし取り組んでおります事業であると認識をしておりますので、この協議会、併せましてこの戦略に係る町の推進本部も組織されておりますので、この組織を活用しての対応も十分可能であるというふうに考えておりますので、どのようなスタイルがよいのか、効率性や効果性など考慮をして協議をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 一朝一夕には結果が出ない問題でございますけども、種をまかないことには芽も出ないし花も咲かない。我々は10年後、30年後の町政運営にも責任を持って、現代から未来へつながるように日々健全な町となるよう努力していかなければならないと考えております。その中でも人口減少問題は大事な課題であり、今の日本では避けては通れない問題でございますけども、町、議会、町民それぞれ問題意識を共有して対処していく必要があるかというふうに思います。ぜひストップ人口減となるような施策を行っていただきたいというふうに思います。

ちなみに私も議員になってからずっと人口問題を追っておりますので、平成19年の11月に古町が2,043人、長久保が1,518人、大門が1,521人、和田が2,365人、合計7,447人ということで、順番でいきますと、和田、古町、大門、長久保でございました。それがこの令和4年4月で、古町が1,833人、長久保が1,184人、大門が1,145人、和田が1,614人ということで合計5,776人。古町が1番、和田が2番、長久保3番、大門4番ということで、山間地ほど減少しているという実態がございます。このことにつきましては、高齢化問題ということで、次回以降に質問してまいりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大きな質問の2つ目としまして、災害により消失した農地の扱いについて、これについて伺います。

日山の東側で（通称）清水の坂という国道152号の坂があるんですが、そこと日山の間に大門川が流れておりますが、ここ数年の水害により川幅が広がり、周りの畑や山林を巻き込んで浸食しており、流れた樹木は下流での災害の原因の一つとも考えられます。

①として、両側、特に東側の土地は、大水のたびに川に接した部分が削られており、畑であった跡形すら見られないが、今後何らかの処置が必要と思うがいかがか。きちんと護岸工事をしてもらいたい、例えばテトラポットのようなものを置いて流れを抑えるなど、このままではどんどんと

浸食が進むと思われます。町・県は緊急性はないと考えているのか。個人の土地なので、流されているのに町はお構いなしなのか、そこで固定資産税を頂いているのかということで質問をします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議員の言われている場所は、特に近年の令和元年台風19号及び令和3年度の豪雨の大水により、大門夢かない橋から夢のかけ橋の間において、川の道が変わり浸食または土砂の堆積と原形がとどまっておらない状況でございます。

大門川の河川敷にある土地につきましては、河川管理者である上田建設事務所が管轄となります。原形に戻すよう、町からも強く要望をしまいたいというふうに考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 御質問の箇所につきましては、河川敷にある民有地が侵食また土砂が堆積されている状態でございます。このような土地は、上田建設事務所管轄内でも多数ございます。上田建設事務所では原形のように直すことはできるそうですが、数が多く、工事費がかかることから、優先順位等がありすぐにはできない可能性がございます。

また、護岸など河川構造物がないため、上田建設事務所へは、崩落防止対策等を併せまして浸食された等の箇所の原形復旧も併せまして強く要望をしまいたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ②として、川幅は広いところは横幅100メートルほどになっているというふうに思われ、上流から流された砂利が川底より3メートル、4メートル高く積まれているような状況でございます。河床整理によって搬出できないか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 近年の豪雨により夢のかけ橋の上流水衝部付近で護岸の越水が発生したことから、大門川の河川管理者である上田建設事務所が次の対策工事を実施したところであります。

1つ目としまして、土砂の堆積により河川の横断面において流水の占める面積が著しく狭くなっていたことから、河川の断面を確保するために窪城頭首工の幅に合わせまして河川の流水が流下する土地の掘削を実施いたしました。

2つ目としまして、掘削した土地の一部は護岸の裏に埋め戻し材として使用し、残りは今回の御質問の指摘されている部分になりますが、搬出は不要であると考えたことから、川の流れに影響のない部分に盛土したということでございます。

今後、町としましては、河床整理を強く要望をしまいたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （2）として、ここには畑や山林で川の増水により浸食され耕作できなかった土地があるが、ほとんどが流されてしまった土地（旧農地）や半分流された土地などがあるが、

その状況において流されてしまった土地は、抹消登記をする、または減免申請により固定資産税を減免するなどができないか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

水害により流出をした土地につきましては、被害を受けた時点で申出を頂き、その被害状況を確認した上で、適用が可能であれば固定資産税を減免するということができます。

また、抹消登記につきましては、災害復旧との関連があるため安易に行うものではないというふうに考えておりますが、まずは産業振興課、農地の関係は産業振興課、そして災害の関係につきましては、担当の建設水道課と連携を図って対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、課税上の話といたしまして、農地として課税されていた土地が被害を受け、耕作ができる状態に復旧することができない場合は、現状を確認した上ではございますが、課税地目を変更するということも考えられます。

また、御質問のような土地が存在するというのであれば、こちらは把握できない場合がございますので、ぜひとも役場まで御連絡を頂くか、御相談を頂ければというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 課税地目を変更することも考えられるという話を頂いたんですが、実際にここに10筆ほどの筆の畑であったり山林、もともとは畑なんですけども、変更してあって山林になっているところがあって、そのほとんどが砂利で埋まったり流されているという状況の中で、現状のものを分筆するなりして変更するとなるとお金がかかるという状況でございますので、今現在、山林がほとんどで1つだけ畑という地目がありました。課税地目を変更することによるメリットとして何に変更するのか、分かったら教えてください。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 課税地目を変更する場合、何に変更するのかということでございますけども、こちらにつきましては先ほども申し上げましたように、現状、私どものほうで把握していないという状況もございますので、ぜひとも役場のほうに御相談を頂きたいというふうに思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 単純に大門の課税の状況で、私の土地のことで調べたんですが、宅地が平米当たり26円になっていて、田んぼが1.2円で、畑が0.96円で、山林・原野が0.28円という、山林・原野にすれば一番課税地目とすれば少ないんですが。あと雑種地というのがあるんですが、雑種地は物によって安かったり高かったりするというような状況がございますので、相談をさせていただきますので、実際問題として流れてしまって、崩れてしまって、山林にもなっていない。今現在、工事で復旧しているような場所もありますので、そういったところについて、どうしていったらいいのか。住民に話ししましたら、町に寄附したいという話もございましたので、それ

は大変だと、大変って町が大変ですんで、それは大変だと思いますけども、どういうふうにしたら一番いいのかということ相談させてもらいたいと思います。

そして、最後なんですけど、増水により浸食された山林、もともとは畑だったんですけど、木が植わっており、最初に申し上げた、増水によって木がダム状態になり、今後の増水によって、また19年の災害のように木が流されてダムになり新たな災害が起きる要因となる心配がある。所有者に切ってもら、町で切る、県で切るなど、対応ができないかということで伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 浸食された山林の樹木伐採に関する御質問でございます。

浸食された箇所が元畑とのことですので、現地を調査し、長野県の地域森林計画の対象山林であるかをまず確認させていただき、対象山林であれば補助事業などでできることがあるかなどを県へ相談し、現地などの調査をしてまいりたいと思います。

対象山林でない場合につきましては、補助事業を活用できないため、所有者の皆様に対応していただくようになってしまいます。災害が起きる要因となるという理由で、どこまで個人所有者へ伐採の要望ができるのかも併せて県に相談のほうをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 最後に要望としまして、災害の起きた現場をまず見に行ってもらいたいというふうに思います、総務課長にも。川の両側に畑があって、昔はその畑をつくっていたんですが、今現在は災害が起きている状況の中で畑にもなっていないければ、一番手っ取り早い木を植えたというような状況があって、さっき申し上げました水害によってその木が流されて下でダムになっているという状況でございます。ぜひこの現況と今後起こるであろう災害について、県の人も交えて見ていただいて、どうしたら一番いいのかということに対処していただきたいというふうに要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

○1番（阿部由紀子君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は3つの質問を考えてきました。

1つは、旧和田中学校の今後について。2つ目は、依田窪南部中学校の部活動について。3つ目は、町の病後児保育の必要性についてです。よろしくお願いいたします。

前回の一般質問で、旧和田中学校を文化財登録することでしたが、理由は何でしょうか。使いたい方向性があるの文化財登録なのでしょうか。また、登録はいつ頃を予定しているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 平成29年3月に閉校となりました和田中学校でございますが、戦後間もない昭和26年に建設された校舎は、当時ですね、和田村村有林の木材を売り払い、財源とした先人らの思いが込められた校舎でございます。

旧和田中学校の施設跡利用検討委員会の答申では、木造の校舎の旧和田中学校は、近代化した建物に変わりゆく今日、文化的な建物、建築物としてのその価値がさらに高まっていくことを期待され、緩やかな保護である登録有形文化財の基準を満たされていると思われまますので、この制度を利用してその付加価値を活用とともにPRしていくことを望みますとの附帯決議が記されております。

また、史跡中山道や黒耀石原産地の現地指導に来られた文化財調査官や県の教育委員会の担当者からは、山あいの信州らしい風情のある学校建築として登録有形文化財の申請を進められたことでもございまして、昨年12月に文化庁登録部門担当調査官の現地の指導を受けまして、登録有形文化財に十分に値するすばらしい学校建築であるとの見解をいただいております。

登録申請の時期は年3回あり、現在、秋季または冬季に文化庁へ申請を行えるように準備を進めており、今後の利活用に備えて校舎を保存、維持していくための登録有形文化財申請であるということをお理解をいただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今現在の中学校の維持管理費として、光熱費や樹木の剪定、草刈りその他、いろいろあるかと思いますが、その費用はどのぐらいかかっているのでしょうか。また、文化財登録をするに当たり、新たな費用はどのぐらいかかるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 旧和田中学校に係る経費でございますが、校舎の警備保障や街路灯を含めた施設維持管理に関する電気料年間約28万円、警備保障との連絡のための電話回線の使用料約13万円、町村会の建物保険料58万円、警備保障の委託料4万3,000円、樹木の手入れ委託料として16万ほどが経費としてかかっております。おおむねでございますが、年間120万円ほどの経費がかかっております。

また、文化財登録に係る経費でございますが、昨年12月の文化庁調査官現地指導の際、登録申請には専門家による調査所見を付ける指導があり、調査委託料35万2,000円を本年度予算に計上しております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 文化財登録をするメリットは何でしょうか。

また、今後、町民や事業者に利用してもらうときに、文化財登録されたことで建物に手を加えられなくなるなどのデメリットなどはあるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 登録有形文化財という制度についてでございますが、文化財担当より御説明させていただきます。

まず、国が推進するこの登録有形文化財登録のメリットとデメリットに関する御質問ですが、この制度は、建築から50年が経過しました建造物を文化財として新たに登録認定し、特にですね、急速に損なわれつつある近現代の文化遺産の保存を図るものであります。

従来からありました指定文化財との違いは、規制が緩い代わりに補助対象となる事業内容の範囲が限られております。

具体的な優遇措置といたしましては、保存整備工事の際、設計監理費は2分の1が国庫補助となり、登録物件につきましては、1件当たり2万円ですが、特別交付税に反映されるという優遇措置もございます。

一方、工事自体は、従来の指定文化財と異なり、補助対象とはなりません。近年では公開活用事業に費用の2分の1以内で、国庫補助が適用されるようになってきております。

次に、登録文化財になると建物に手を加えられなくなるのではという御質問ですが、先に触れましたように、登録文化財とは異なり、規制が緩いのがこの登録有形文化財の特徴でありますので、利活用しながら建物を維持することを手腕としております。例えば、屋根を替える、外壁を替えるといった現状変更では届出が必要となりますが、変更する規模が小さく、通常見える範囲の4分の1以下を変更する場合ですとか、内装などの改修は届出の必要はございません。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 平成31年に行われた校舎の活用法募集への応募は、全部で28件ありましたが、内容は事業者からの応募ではなく一般の方からで、図書館、児童館、憩いの場、給食食堂やワークショップ体験、その他スポーツコーナー、不登校の子供の居場所など様々でした。どれも町民の生活や町にあったらいいなと思う素敵なアイデアが詰まっていました。町としては、お金はかけられず、事業者への募集という意向があるのだとは思いますが、町民のこれらのアイデアをなるべく生かせるようにバックアップできる方法はないのでしょうか。図書館、図書室や学習室としての利用、不登校の子供の居場所や働く場所、テレワークができれば子育て中のお母さんも近くの保育園に子供を預けて地域で働けるかもしれません。

現在、地域おこし協力隊の武重大樹さんも学校の一室を工房として使っていると聞きました。部屋を個室としてアトリエや工房として有料で貸し出すのもよいのではないかと思います。新しく物件を建てるより、既存の建物を生かした様々な利用法が考えられると思います。

町の事業や鷹山の新会社運営の資金にも国の補助金などが利用されているのだと思いますが、旧和田中学校を利用したコミュニティ施設にも何か活用できる補助金などはないのでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 1つ目でございますが、平成30年10月から平成31年1月にかけて行われました旧和田中学校の跡利用のアイデア及び跡利用事業者の募集につきましては、ただいま議員のおっしゃるとおり、町内外の方から28件のアイデアの応募がございましたが、跡地利用したいという事業者からの応募はございませんでした。

アイデアについては、様々なものがありまして、参考にさせていただきながら、令和元年11月に跡利用に関する答申をいただいたところでございます。

今年度に入り、アイデアだけではなく、実際に跡利用を行いたいといった事業者からの提案が数件ございましたし、金融機関を介しての企業とのビジネスマッチングも活用しながら、改めて公募等を実施した上で、議員の皆様、識見を有する皆様、副町長、教育長、役場の課長級等で組織した旧和田中学校施設跡地利用交付者選定委員会を開催をし、跡利用する者として適正かつ公平な目で御判断をいただきたいというふうに考えております。

跡利用候補者が決定した後は、これまで応募していただいたアイデアについても提案させていただき、可能なものについては跡利用に活用していただくよう、働きかけていきたいというふうに思っております。

2つ目でございますが、施設改修に関する補助金等については、コミュニティ施設に係わらず、様々なメニューがあると思いますが、補助メニューに即した活用や、運営方法も伴ってまいります。また、補助金等も導入したとしても、町の単独経費はつきものでございますので、町といたしましては、公共施設に係る経費の節減を目指しておりますので、民間事業者への貸付け等による利活用を最優先したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 4月に行われた桜を見る会に、私も初めて家族で行かせていただきました。週末の2日間、日が暮れてからの2時間ほどという限られた時間のイベントでしたが、夜の桜がライトアップされていてとてもきれいでした。

会の方の了承を得て、校舎の中も拝見させていただきましたが、趣のある古い校舎は、まるで映画のセットのようで、このままの雰囲気を生かせるような活用ができればよいのではないかと思います。図書室も音楽室も給食室もあり、大きな和室や体育館、個別の教室もあることから様々な利用方法が考えられるすばらしい建物だと思います。ぜひ町民の生活に寄り添った利用法を町としてバックアップしていただけたらと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいまのお話、町の町民手づくり事業を活用してですね、旧和田中学校校舎校庭で楽しむ会の皆様による、ふるさとを感じさせる夜桜ライトアップによる花見や夏のお

化け屋敷の開催なども地域の活性化を目指した取組として御活用をいただいたところでございます。

跡利用候補者選定委員会においては、令和元年の答申を踏まえ、既存施設を活用した提案が事業者からなされることが期待をされるところでございます。基本的には跡地の利用候補者に当該事業の全ての費用負担をいただくことで考えておりますが、様々な事業展開を行う中で、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） では、2つ目の質問です。依田窪南部中学校の部活動について。

先日国スポーツ庁によるデポルターレというWEBマガジンの部活動改革という記事を読みました。少子化によって子供の数が減り、学校や協議によっては、人数が足りずにチームが組めないケースが近年増えていることから、近隣の学校が集まって1つのチームを組み、一緒に練習をしたり、活動の改革をしようという制度です。部活顧問の教職員の働き方改革にもつながる重要な制度とのことでした。

依田窪南部中学校においても、今まさに同じ問題に直面しており、息子が所属するサッカー部も3年生が引退すると、いよいよ試合に出ることができない人数になってしまいます。

ほかの部活動においても、同じような状況があると聞いておりますが、現状はどのようなものでしょうか。また、町としての考えや今後考えられる対策などはあるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 上田市と長和町による中学校組合依田窪南部中学校における部活動の現状でございます。

夏季大会につきましては、野球部員が4名であるため、丸子中学校、上田第五中学校と3校合同チームにより、出場をする予定となっております。

また、3年生が引退した後に行われる新人戦につきましては、女子バスケットボール部員が4名、サッカー部員が6名、野球部員が2名、女子バレーボール部員が6名となり、チーム編成ができないため、長野県中学校総合体育大会合同チーム参加規定に基づきまして、合同チームによる出場を予定しております。

今後、考えられる対策でございますが、先ほど、現状で申し上げたとおり、部員数が少ない部活動につきましては、引き続き、合同チームにより大会へ出場をする予定であります。また、陸上やスキー、柔道、剣道、水泳などの種目につきましては、個々での練習を行っておりますが、大会には依田窪南部中学校として参加をしております。

いずれにいたしましても、できる限り生徒のやりたい部活ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、休日部活動を学校単位から地域単位への取組でございますが、公立中学校の運動部活動の在り方等を検討しているスポーツ庁の有識者会議において、休日の部活動指導を地域や民間の団体に委ねる地域移行を2023年から2025年までの3年間で達成するとの目標を盛り込んだ提

言書が提示されました。

これを受けまして、上田地域の教育委員会では、休日の部活動の地域移行について、5月から協議を始めたところでございます。

今後、学校及び関係機関も参加いただき、具体的な取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 依田窪南部中学校の部活動に関しては、前回の一般質問でもさせていただきましたが、遠方から通う生徒の送り迎えをする親御さんの負担もありますので、合同チームや合同練習を今後していくに当たっても、ますます負担が増えていくことも予想されるかと思えます。生徒たちがやりたい部活動ができる取組も影響してきますので、バックアップできる方法が町としてないかも含めて、課題として考えていただきたいと思います。

それでは、3つ目の質問です。

町の病後児保育の必要性についてです。町の病児保育や病後児保育は、現在、丸子中央病院の病児保育センターで行っていますが、出勤前に行くには、場所や時間的なリスクも多く負担になるため、仕事を休まざるを得ないなどの声を聞いています。有料でもいいからそのような場所があれば気兼ねなく働けるといった声もありました。

長和町長期総合計画の長和町子ども・子育て支援事業計画の中にも病後児保育の支援についてが記載されており、統合保育園、これは現在のながと保育園のことですが、こちらに病児・病後児保育に対応できる施設を整備したので、保護者のニーズに対応できるよう、職員体制を構築していきたいというふうに書かれていました。

平成27年につくられている資料でしたので、7年は経過している計画なのだと思います。町には雇用が少ないため、近隣の地域へ仕事に通う親御さんも多いと思いますので、このような取組が現実になれば、少しでも働きやすい、子育てしやすい町になるのではないかと思います。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 未来を託す子供たちは、地域そして町の宝であり、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまちづくりを進めておるところでございます。

ただいまの御質問の病後児保育の状況につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 病児・病後児保育は、上田地域定住自立圏定住事業において、上田市、長和町、青木村の連携により、上田病院及び丸子中央病院の病児保育センターで生後6か月から小学3年生までの受入れを行っております。

利用するには、事前の登録と電話予約及び医療機関を受診し、診療情報提供書の提出が必要となっており、感染症や症状によってはお預かりできない場合がございます。

上田病院及び丸子中央病院での長和町からの病児・病後児保育の利用につきましては、令和2年度は0人、令和3年度は上田病院において延べ3人の利用となっております。

未就学児のお子さんがある世帯に配布をしましたわくわく子育てガイドブックや町のホームページへの掲載、小学校や保育園を通じ、チラシを配布するなど病児、病後児保育の受入れ周知を行っておりますが、より一層の周知に努めてまいります。

今後、保育園の保護者の皆様のニーズの確認をしたいと考えておりますが、受入れの体制や町の財政状況も勘案しながら方向性を検討してまいりますのでよろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） ほかに7時からの早朝保育の希望や日曜、祝日保育希望の御意見をいただいています。サービス業、工業系、医療系の仕事は、朝8時からの仕事もあり、現状の7時半からの早朝保育では間に合わないとのことです。長和町からは通勤に時間がかかることも考慮するとその30分が大きいことも少なくないと思います。また、サービス業では日曜、祝日の出勤もあると思います。7時からの早朝保育が必要な御家庭がどのくらいいるのか、また日曜、祝日保育を必要としている家庭がどのくらいいるのか、町としての現状把握をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 現在、平日は毎朝7時半からの早朝保育と土曜日の希望保育を行っておりますが、今以上の保育時間の拡充を行うには、現状の職員体制では困難な状況もございます。

病後児保育のニーズ確認と併せ、仕事の都合で保育の延長を実際に必要とされている方のニーズなどの確認を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 先ほどの中学校の部活動の遠隔地からの送り迎えもそうなのですが、住みづらければ町を出て行くという選択肢が生まれます。子育てしづらい状況があれば町を出て行く世帯が増え、地域の子供たちが減ってしまいます。残った住民や子供たちは、少ない人数なのでさらに思うような環境が得られず、不便になってしまいます。働くママのリアルな1日に見合った現実的な場所やサービスがなければ、結局利用されずに我慢やあきらめを強いることになってしまいます。

子育てするなら長和町、誰1人取り残さない政策を実現するには、小規模でもいいので現実に寄り添った必要な事業が町にあるといいなと思います。本当に必要とされているニーズが何なのかを確認していただき、今後のまちづくりにもぜひ生かしていただきたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番（渡辺久人君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日、私は住民自治基本条例について。それから今年4月から生活環境の中に景観担当が設けられました。この2題について質問いたします。

最初に、住民自治基本条例についてです。

住民自治基本条例については、4年前の平成30年12月に、第5条の情報の提供と共有。それから12条の町長の役割などについて、当時、町が行っていた事業を例に質問をいたしました。

住民自治基本条例は、自治体の憲法とも言われるもので、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文書化したもので、自治体の基本ルールを定めた条例であります。長和町でも2年間の歳月を費やし、様々な検討が行われ平成29年4月に施行され、本日に至っています。

質問です。本年4月6日長和町住民自治基本条例見直しに伴う結果についてというタイトルで、本条例のハンドブックと検証の資料が添付され、町のホームページに掲載されました。

本条例の第18条では、町長は協働のまちづくりなどに関し、広く住民の意見を聞くため、住民集会を開催します。第2項では、住民集会ではこの条例の運用状況を検証し、協働のまちづくりを推進するための施策等について提言することができます。

第20条では、施行後5年を超えない範囲ごとに、社会情勢との適合を検討すると規定されています。この規定に基づいて検証がなされたかと思いますが、検証は誰がどのように行ったのか。

また、この第18条と20条の条文どおりに住民集会を行えたのか。社会情勢との適合性は検証されたのか。また、住民から意見募集も行っていますが、その結果を改めてお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町住民自治基本条例につきましては、お話しございましたように、平成29年4月に制定したところでございます。

本条例の第20条におきましては、条例の施行後5年を超えない期間ごとに社会情勢との適合性を検討するとした規定がございますが、この規定に基づきまして、まず庁内で検討したところでございます。

この条例に定める自治の実現及び協働のまちづくりの推進等に関する事項について、各課で行っ

ている主な取組で、その取組に対する評価を行い、問題点についての拾い出しも行いました。社会情勢との適合性についても確認をし、その上で条文改正等の必要の有無を確認したところであります。

残念ながら、議員が言う住民集会は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、実施することができませんでしたことから、パブリックコメントにより意見の公募を行ったところでございます。このパブリックコメントに寄せられた意見は皆無だったということでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 住民からの意見はありませんでした。なぜ意見がなかったのか、考察されたのか、考察の結果はどうだったのか。この条例は検討委員会を設け2年間もの歳月を費やし作成されています。住民の意見を聞くため運用状況を検証するための住民集会は行われていません。ほかの方法として、当時の委員さん、ワークショップの参加者など策定にかかわっていただいた方で評価していただくという考えはなかったのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 御意見がなかったことについてということで、担当する企画財政課におきまして、先ほど町長が申し上げた手法等によりまして考察を行ってございます。

今回のパブリックコメントにつきましては、令和4年2月の14日から3月15日までの1か月間、長和町ホームページの掲載とともに公共施設10か所、あと町内各施設で10か所ということで、公的施設に資料を設置いたしまして、意見募集を行ったところでございます。

あらかじめ音声放送ですとか、文字放送、また町ホームページで周知をしたところでございますけれども、結果といたしまして御意見等はございませんでしたけれども、その方法等につきましては、問題はなかったのであろうかという判断はしてございます。

また、条例制定当時策定にかかわっていただいた皆様などによる評価につきましては、その多くの方々が当時の役職による充て職で委員をお願いをしていたということから、そのような考えがなかったというのが実情でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 充て職の皆さんで検討されたとのことですが、充て職とはいっても十分な責任を持ってかかわっていただいていると思います。この条例は、住民が行政に関わり、住民自らまちづくりを行っていくための条例と理解しております。評価に住民が参加できなかったことはちょっと理解できません。この条例は、もっと重んじる必要があるのではないのでしょうか。近隣の自治体では、しっかりと検討委員会を組織して検証を行い、提言書などを提出しております。

4年前の質問で、私は検証時の委員会の設置とこの条例の認知度の低さを示唆し、周知の必要性を述べました。特に、第8条から第11条は、住民の意識や行動に関して規定されている条文で、住民に説明、周知して理解していただく必要があると考えます。

本条例施行後、折に触れ住民への説明、周知は行ったのか。今後、どのような方法で周知、広報

を行うのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 本条例施行後に住民の皆様への説明やその周知を行ったかという御質問でございますけれども、まず、長和町住民自治基本条例ハンドブックを発行いたしまして、全戸配布をさせていただいたわけでございます。

ハンドブックでは、本条例を制定した経過ですとか、各条文の逐条解説を記載して分かりやすく説明をしております。このほかにも、広報紙やホームページで掲載をいたしまして周知を図ったところでございます。

今後、どのような方法で周知、広報を行うのかという御質問でございますけれども、まだまだその認知不足であることは否めないということを考えておるところでもございますので、今後の課題といたしまして既存の取組に併せまして周知されるよう、そして認識されるよう、理解されますように更なる効果的な取組を模索し、実践してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ホームページでは今回の長和町自治基本条例の見直しに伴う結果について、社会情勢との適合性に問題はなく、条例改正等の必要はないと。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響など運用における課題、自然災害の増加、脱炭素社会への対応など環境の変化を述べています。私は、新型コロナウイルス感染症、長和町を襲った災害は、社会情勢の変化、生活様式の変化と認識しております。

また、日本遺産に認定された「星降る中部高地の縄文世界」も同様であります。ウイズ感染症、ウイズ災害といった社会情勢ではないでしょうか。感染症が災害発生時の住民の役割、町、関係機関との協力など、危機管理に関する条項、さらに文化、芸術、スポーツ、生涯学習に関する条項の追加も必要ではないでしょうか、お考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長期化した新型コロナウイルス感染症の蔓延や、令和元年の台風19号による災害をはじめとした大きな自然災害は、歴史に残る世界情勢の変化となり、それぞれがもたらす課題は計り知れないところでありますが、このような具体的な事象に対してのつながりは各種の計画で対応をするべきものと判断をしております。

現在、長和町には、第2次長期総合計画や第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略、このほか防災に関しては、長和町地域防災計画、文化、芸術、スポーツ、生涯学習に関しては、長和町教育大綱、子育てに関しては長和町子ども・子育て支援計画などというように各施策に応じた計画があり、そこで方針や具体的な具体策が示されておりますことから、そのように考えておるところであります。

住民自治基本条例は住民参加と協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的として制定されました。いわば、町の最高規範とし

て、まちづくりを誰がどのような役割を持ち、どのような方法で進めていくのかを示したものでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 町の最高規範に位置づけられている条例です。具体的な事業のための計画とは別と私は理解しています。危機管理については、生命・財産・防災意識の高揚など、危機管理体制の強化を住民とともに協力して対応するといった条文、また条例の前文にあります縄文黒耀石が日本遺産に認定されたことの重要性を考慮し、日本遺産の説明を記述することも必要と考えます。

次の質問です。条例の基本理念である参加と協働と豊かな地域社会による自治の実現のためには、町職員一人一人が条例を理解し、意識強化を図り、住民との行政の対話を重視した取組が必要と考えます。4年前の質問で町長は、山口県山口市や山形県川西町の例を挙げ、住民との懇談の材料として、住民とともに考えたいと答弁されました。

この5年間住民との懇談会の実施、住民からの自治活動の提案などはあったのか。また、町としてこの条例に沿った住民と協働で実施した施策、事業などあったのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町住民自治基本条例は、施行後5年が経過したわけでございますが、この間におけるそれぞれの取組につきまして、まずお答えをさせていただきます。

住民との懇談会は、令和元年度に地区懇談会を計画し進めたところでございます。まずは、令和2年2月22日に大門地区を皮切りにスタートし、翌23日には古町地区の懇談会は開催ができました。しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、その後予定していた長久保地区、和田地区を対象とした懇談会は残念ながら急遽中止をさせていただいたところでございます。

次の住民からの自治活動の提案についてでございますが、町民手づくり事業がまさにそれに値するものではないかと考えております。町民手づくり事業は住民自らがまちづくりのため、創意工夫し企画した活動が軌道に乗るまでの3年間、その経費を町が補助する制度で平成19年度から始めております。

これまで、事業件数90件、団体数76団体、総額2,123万5,000円の補助金を交付をしております。また、町としてこの条例に沿った住民と協働で実施したこれまでの施策、事業などにつきましては、町民運動会や差別をなくす町民集会、町民ボランティア清掃などの大きな催しや自治防災組織の設置・促進、有害鳥獣防止柵の設置、特産品の開発や農産物の直売など、多種・多様な施策が行なわれておるところでございます。

これらの各種事業は、住民と協働で実施してまいりました施策や事業で該当するものであるというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 住民懇談会はコロナによって実施できなかったということで、大変残念に思います。町民への地区懇談会は町民への情報提供、共有、説明責任といった条文に当たるかと思

います。しかし、町民手づくり事業、運動会、差別をなくす町民集会など、答弁いただいた事業は本条例で規定している区や自治会の活性化、住民が行政課題を共有し、解決に向けて取り組むといった条文の住民参加には該当しないと私は考えます。

提案になりますが、住民懇談会はテーマを持って住民の皆さんから提案を頂くという形。また、感染症の状況を見ながら実施できる日が来ることを願っております。

また、一昨日行われました町民ボランティア清掃、ここには地区担当職員などが参加して、職員が住民の中へ飛び込んで、地域を見て住民と懇談して地域の課題を見つけていったらどうでしょうか。このようなことが協働のまちづくりであると私は考えます。

次に、最初の質問の第18条広く住民の意見を聴くための住民集会、第2項のこの条例の運用状況検証のための住民集会は開催されていません。このままでは条例遵守の義務違反となります。開催するお考えがあれば、いつどのように行うのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 住民の意見を聴くための住民集会開催ができておりません。これは先ほど来申し上げました新型コロナウイルス感染症拡大防止のために致し方なかったわけでございます。そこらへんは御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、それに代わるということではございませんけれども、実は、私は月に一遍休日町長室の設置をしまして、住民の皆様との懇談や、また、自治会長会や区長会での年度ごとの事業説明を開催させていただき、各般にわたります地域の現状や要望などを伺い、限られた機会ではございますけれども、住民自治に対しての意見交換を行ってきたところでございます。住民集会の開催につきましては、この新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めて判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 4年前に住民への周知と検証について質問をいたしました。しかし、今回の評価の方法を見ますと、私の質問が理解もされていなかったというふうに感じました。

住民自治基本条例には町の役割、住民の役割が規定されています。町の財政状況は厳しく、行政のスリム化が進行している中で、行政への依存体質を見直し、地域づくりが住民が主役となる体制づくりをお願いいたします。

2番目の、景観担当の内容と関係条例についての質問です。

今年度長和町町民福祉課内に景観担当が設置されました。景観担当の仕事内容と目的をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 景観担当の仕事内容と目的についての御質問でございますが、都市、農産漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他施策を総合的に講ずることにより、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力あ

る地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観法が、平成17年に全面施行をされました。

同法に基づき、長野県が景観行政団体となり、中核市である長野市を除いた全域が長野県景観計画において定められた規範以上の建築物の建築や工作物の建設等に際しての、県への届出が必要な景観計画区域となりました。その後、地域独自の歴史や文化、地形や生態系などを生かしたまちづくり等を目的として、令和4年4月1日現在で県内26市町村が景観行政団体へと移行をしております。

長和町におきましても、良好な景観を守り、より主体的な景観づくりを推進するため、また、町内での太陽光発電施設の建設が増えたことや、風力発電関連施設問題等良好な景観が損なわれる懸念が増していることから、景観行政団体への移行を目的とし、それに必要な業務を行うため生活環境係に景観担当を設置したということでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ただいまの町長の答弁にもありましたように、長和町は長野県の景観条例に基づく長野県景観計画地域であります。この条例はある一定の規模以上の建築物、工場等の工作物、土砂の採取、木、竹の伐採、屋外における物件の堆積を行う場合は、県への届出、町が行う場合は通知が義務付けられております。過去5年間にこれらの届出を把握しているか、また町が行った行為はあるか、件数と内容をお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

過去5年間に長野県の景観条例に基づき出された届出、町が行った行為はあるかということでございます。またその件数と内容についての御質問ですが、過去5年間に長野県から通知をされた景観計画区域内における行為の届出件数につきましては、平成29年がゼロ件、平成30年度が1件、令和元年度がゼロ件、令和2年度が4件、令和3年度が2件でございます。内容、内訳でございますが、建築物の新築が2件、太陽光発電施設の建設が1件、土砂の採取が3件、土地の形質変更が1件となっております。

町が行った行為につきましては、昨年度に古町コミュニティ施設建設に際しまして、社会福祉法人椀の木福祉会との連名で届出を出しておりますが、景観法16条第5条に定められている通知を要する行為ではございませんでした。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 先ほど町長の答弁にありましたが、長和町は令和5年以降、景観行政団体への移行に向けて景観担当を設置したわけですね。景観法第8条に基づく地域の個性や特徴に応じた景観づくりを進めるための、景観計画を定めると理解してよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 景観法第8条に基づく独自の景観計画の策定についての御質問で

すが、今後、住民アンケートによる意識調査や地区におきましてのワークショップ開催等によりまして、長和町らしい景観特性を把握しながら、令和5年度を目途に町独自の景観計画が発行できるよう準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、長和町では、豊かな自然と良好な生活環境の中で、健全で文化的な生活を確保するため、公害の防止及び生活環境の保全に関する事項を定めた長和町自然環境保全条例があります。町及び事業者、住民の責務が規定され、公害防止、環境保全に関して定められています。

先ほどは県への届出に関して質問しました。本条例第6条で定める行為の届出は過去5年間何件あったか、また届出のない行為は確認しているか、届出の有無にかかわらず指導・勧告・処置命令を行った経過はあるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、まず行為の届出と件数及び内容につきまして答弁をさせていただきます。

件数につきましては、平成29年度が1件、平成30年度が2件、令和元年度が1件、令和2年度2件、令和3年度3件、合計で9件でございます。内容は、建築物その他の工作物の新築または増改築9件で、内容的には携帯アンテナ等が6件、太陽光発電設備関係が2件、建築物が1件でございます。

指導・勧告処置命令についての実績はございません。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ここ数年間、町内の山林を見ますと、ところどころで木材の伐採が行われています。木材伐採の届出はないようですが、無届出で伐採されていると理解いたします。また、誰が見ても防災面でも不安を感じます。無届出、防災、森林サイクルが無視されている行為には、行政から指導・勧告を積極的にするようお願いいたします。

次の質問です。私は昨年9月の一般質問で太陽光発電設備の質問をしました。再生可能エネルギーとして太陽光発電は注目されています。長和町では、長和町太陽光発電設備の設置に関する要綱として設けられて、届出の書類がそろっていれば景観、自然環境、生活環境、災害の危険があっても事業が実施できる状況です。

最近、青木村では青木村太陽光発電設備等の適正な設置及び維持管理に関する条例が令和4年4月1日から施行されました。上小地域では上田市も同様の条例が策定されています。青木村、上田市の条例では住民の生命・財産の保護、良好な景観形成、自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的に、設置の禁止区域、条例の責務、事業者の責務などを条項に加えられています。

長和町において、太陽光発電設備の設置及び維持に関する条例の制定が喫緊と考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定についての御質問でございますが、現在、長和町は長和町太陽光発電設備の設置に関する要綱により、太陽光発電設備の設置について対応をしております。

先ほどの担当課長の答弁でも少し触れさせていただきましたが、景観行政団体への移行、景観計画策定に当たり住民アンケートによる意識調査や、地区におけるワークショップの開催等を計画をしており、その中で地域住民の皆さんの意見を聞きながら、長和町景観条例の制定に合わせ太陽光発電設備の設置等について、新たな条例制定が必要なのか、今ある要綱の改正で対応できるのか等を検討してまいります。太陽光発電設備は環境問題、それから脱炭素社会を目指す上でも、重要な役割を担うものと考えておりますので、脱炭素社会における安心して推進できる太陽光発電装置の設置、維持、管理について考えていかなければならないというふうに認識をしておるところであります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 景観担当の設置に合わせて長和町の環境、景観に係る質問をさせていただきました。景観行政団体、景観計画、自然環境、ゼロカーボンは関連性がありますし、かつ相反する課題も発生すると思われ。住民アンケートやワークショップ開催等を計画しているとのことで、地域の皆さんに十分な説明と意見聴取をしていただきたいと思っております。

景観担当は省エネ、脱炭素、環境、公害防止管理、環境アセスメントなど専門的な知識が必要になりますが、長和町の自然豊かな環境を次世代に継承するため、条例策定などの制定をよろしくお願いたします。

以上で、本日私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで1時45分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時38分

再 開 午後 1時45分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○2番（龍野一幸君） ただいま議長より質問の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

私よりは、町民が分かりやすいインフォメーションについて。2番目として、長和風クラインガルテンについて。3番目に、今後の役場職員の採用と定年延長について、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、町民が生活するに当たり、行政が窓口となっている補助金や助成金、給付金、以下支援金とまとめますが、その告知の在り方に関しての質問をいたします。

前回の一般質問において、空き家対策に関しての質問をさせていただき、その答弁の内容から、例として住まい快適助成金の存在を知りました。改めて検索しようとする、トップページの脇にある「クイックアクセス」の「各種申請ダウンロード」が入り口であることが理解できました。そのページで町民が受けられる各種支援があることを知った次第です。

また、例えば、不妊治療を受けたいが申請書では、検索しても各種申請書のページからは出てこない。制度の位置づけが違うかもしれませんが、これは「ライフイベント」の「妊娠・出産」にあったなどと、検索がもっと容易にできないものかを感じ、今回の質問に至っております。人口減少を抑制し、増加を視野に入れ、住みやすい町を目指す上で、町民の利便性を高める意味と、移住者を増やすきっかけとなるものがホームページや冊子の在り方ではないかと思えます。

関連含めて3つ質問いたします。

先ほど述べましたように、住民が活用できる支援金に関し、現状のホームページは検索しづらい。例えば、長和町の支援一覧とか、一見するだけで、住民となれば受けられる全ての内容が簡単に検索できる入り口が、ホームページトップページのど真ん中にあると、感じました。そのページに全てが網羅されており、検索が容易となり、活用が図れるのではないかと、そして長和町のアピールになるのではないかと考えます。

ちなみに、長野市のホームページでは、トップではありませんでしたが、目的で探す、から「補助金・助成金・融資制度」と、支援の一覧ページがあり、全ての市民の活用できる制度だけの掲載がありました。当町も、今後ホームページのリニューアルは必要性を強く感じた次第です。

当町には、「長和町暮らしの便利帳」というものがあることを、最近知りました。ただ、2018年度のもので、支援事業、産業や商業等、幅広く掲載されたよい冊子だと感じましたが、手作り事業やマップ等、変更箇所も膨らんできており、こちらもそろそろ更新が必要と思えます。これに対する見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町のホームページの御質問でございます。

町のホームページにつきましては、インターネットの普及に伴い、町民の皆様のみならず、町の情報を必要とする外部の皆様への町の情報提供のツールとして、とても重要なアイテムとなっておりますと感じております。

最近のスマートフォンやタブレット端末の普及、Wi-Fi環境の充実に伴い、町のホームページも、従来の町からのお知らせを入手するだけでなく、ホームページ上から各種申請書をダウンロードし、役場へ提出していただいたり、ホームページのお問合せ先からメールで町への御意見を頂くなど、住民の皆様の活用方法も広がってきており、町としても改修を重ねながら、日々情報の更新を行っているところでございます。

御質問頂きました町のホームページのリニューアルなどについては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） 町のホームページを利用して、トップページから情報を取得したり、申請書をダウンロードしたりする際に分かりづらいという御指摘でございます。

議員のおっしゃるとおり、申請書のダウンロードについては、トップページにある「ライフイベント」や「クイックアクセス」の場所から検索はできるのですが、現在のトップページのデザインになってから年数も経過し、その間にスマートフォンやタブレットの普及も進んだことから、利用者の皆様がもっと直感的に目的のページにアクセスできるよう改修する必要は感じております。

そのためには、ホームページ全体の更新が必要で、現在いろんな業者からの提案がございます。数社とも協議を行っているところでございます。

更新の際には、トップページを見やすくすることはもちろんですが、現在、チャットボットと呼ばれるAIを活用したホームページの検索支援ツールも出ておりますので、そちらの導入もしながら、町民の皆様はじめ、町の情報を必要とする方が扱いやすく見やすいホームページにしていきたいと考えております。

また、質問の最後にありました平成30年に発行された「暮らしの便利帳」につきましては、こちらの冊子について、全国で行政情報誌の発行を行っている東京の会社が、その会社が独自に各事業所から広告を集め、その収益で発行・配布をしたものでございます。担当課を通じてこの会社に確認し、更新に向けたお願いをしてみたいと思います。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 関連して、ホームページの、例えば出産育児一時支給金など、当町作成のひな形の申請書のほとんどに、まだ「印」という文字が入ったままのようです。町民に戸惑いを与えていると思います。ホームページなどの内容のチェックは、一体誰がして、誰が変更しているのか説明をお願いします。

○議長（森田公明君） 上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） 町のホームページへの内容チェックはどこの部署で行っているかとの御質問でございます。

町のホームページの情報の更新、内容の変更などは、情報広報課の職員が各担当からの要請により行っており、情報の更新、内容の変更などの要請が情報広報課に上がってくる時点で、申請書などの添付データについても担当課のチェックは入っております。今回、ホームページ上の申請書等のデータのうち、行政手続の押印省略に伴う様式の更新がされていないものがあるということですので、調査し最新のものに差し替えをしていきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 業務の効率化が目的とされたものです。何人にとっても戸惑いなきよう、

整備をお願いします。

次に、社会福祉協議会でも、町からの支援金を活用し、町民福祉向上のため様々な取組がなされております。一部町民からは、社会福祉協議会での取組を全て把握しておらず、知っていれば活用できたという御意見も頂戴しております。

そこで質問です。社会福祉協議会でも周知に御努力はいただいておりますが、町としてもさらに周知させ、当町のホームページにリンクを入れるなど、各種制度全般に力を入れるべきと考えますが、いかがか伺います。

○議長（森田公明君） 上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） 議員のおっしゃるとおり、町の社会福祉協議会の様々な活動は、地域の福祉向上のためになくてはならない活動ばかりです。

これらの活動を広く周知するために、町のホームページに社会福祉協議会のバナーを作成し、そこから社会福祉協議会のホームページを閲覧していただくことは可能ですので、社会福祉協議会に確認し対応してまいります。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 間違いなく、行政の抱える情報は幅広く、簡単に操作できるものではないものだと思います。ですが、ホームページは、まず情報を知りたい者にとっての入り口です。整備と今後の情報の変化に対しては、タイムリーにチェックし、また更新をお願いしたいことを願います。

また、「暮らしの便利帳」に関しては、当町が発行したものではなかったということ、理解しました。現状、コロナ禍において、広告に協賛する企業や個人経営者は相当数減るだろうという予想から、この便利帳の最新版発行は期待できないのかなというふうに捉えています。それにより、パソコンや携帯操作の苦手でホームページを検索できない住民に対して、支援金など案内したポスターなども必要と考えます。広報に折り込むなど、対応の検討を要望して、次の質問に入ります。

当町は、空き家と遊休荒廃地の有効活用を検討してきております。隣の立科町では、20年ほど前になりますが、道の駅に隣接する形で、ドイツ式賃借制度、クライנגルテンを立ち上げて、今現在、14棟のコテージを有し、ここ数年は100%の稼働を取っているということで運営が継続されておるようです。

最初の質問ですが、その時分というのは、20年前は合併前ですが、合併後もクライングルテンは当町も耳にしていると推察しますが、実際やっております。その折に、検討したが取り入れなかった、もしくは最初からその気はなかったかなど、理由があったら伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） クライングルテンの取組に関する御質問でございますが、クライングルテンとは、ドイツ語で小さな庭という意味を持つ、菜園に宿泊可能な小さな家がついた滞在型施設のある市民農園でございます。

平成20年頃に、長和町におきましてもこのクラインガルテンについては取組を行った経過がございます。当時は、民間企業から提案がございまして、町としても農地の提供まで積極的に協力をいたしました。この民間企業が事業実施前に倒産をしてしまいまして、計画が立ち消えになってしまいました。

当時は、全国的にクラインガルテンに積極的に取り組む自治体が多い状況でございましたが、計画頓挫から10年以上経過しておりますので、取組をされた自治体の現状について確認し、さらに有効な事業等を模索し、町として遊休荒廃地解消に向けた取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今年度、空き家の再調査がされ、再利用の可否も具体的になるはず。また、予備軍の実態もぜひ把握していただきたいと要望します。

午前中、原田議員もおっしゃっていましたが、新聞では空き家を100円、もしくは100万円販売するという記事が出ておりましたが、空き家を賃貸でもいいので活用してもらいたいと思う所有者も多数いるはず。所有者の悩みの種は、空き家内の荷物。空き家の中には部屋数も多く、家財を数部屋にまとめられる家屋も多くあると思われます。その部屋には鍵をかけるなど、所有者はその部屋を倉庫としてしまっておく。台所、トイレほか、数部屋が利用できれば、賃貸も可能になるかと思われます。

この条件を前提に、空き家等遊休地をセットにした利活用ができるのではないか等を考えるわけです。ログハウス、今はログウェイといいますか、作成費等のイニシャルはかけずに、他の地域での運営を参考にしますが、当町において使用できる期間を個々に設けるなど、建物所有者にとってもその後の活用が容易にできるようなシステムにするなど、他の地域と違った切り口の長和風クラインガルテンも考えられます。

2番目の質問として、町として空き家対策・遊休荒廃地活用・人流増加の効果が見込めるほか、経験上、こういったクラインガルテンの利用者は、面倒くさいので、農作業で疲れているので、夕食は外食、布団の上げ下げはやだと。宿泊は近隣の宿で泊まり、物件は休憩所として使う借主もいます。宿泊業や飲食業への依存もあり得、多種にわたり相乗効果は高まると考えますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 空き家を利用した遊休荒廃地解消の取組という御提言でございませぬ。

先ほどの質問の答弁と重なる部分もございませぬが、クラインガルテンも含め、さらに有効な手法を模索し、龍野議員の御提言も念頭に、遊休荒廃地解消に向け、空き家対策担当課など他部署と連携しながら、縦割りではなく行政一体となった事業展開を図る必要があると考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 空き家の所有者の意向調査及び予約法や受付窓口などの運営方式やシステム構築、所有者が多少利益も追及するのであれば、家屋はシェアし、畑は別の個所を提供するなど、いろいろな提案も考えられます。オペレーション対策等、手間と時間は要しますが、地方創生事業の一助になると考えます。

次の質問です。

今年度、当町は空き家の実態調査を行い、特定家屋を特定し、周辺環境によっては取壊しを促し、一方、空き家所有者に対して、空き家バンク等への登録を促すことや、体験型宿泊施設等で利活用を促進する、と答弁頂いております。実態が把握できた今後も、今までとあまり進歩はないのではないかと懸念しております。ほかの利活用は検討されているのか、伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 私のほうからお答え申し上げます。

ただいま、龍野議員がおっしゃるとおり、今年度空き家に関する現況調査を実施いたしまして、危険空き家等の基礎データの作成を行います。この調査の結果がまとまり次第、所有者等の確認作業を行いまして、並行いたしまして空家等対策協議会の開催により、長和町空家等対策計画の見直しなどを行う予定となっております。

この調査によりまして、地域住民の皆様などに対して被害や危険を及ぼすような家屋につきましては、町条例に基づいての対応が確立できるものであらうと考えているところでございます。併せまして、空き家につきましても、ほぼその全容等が把握できると考え、対応への方向性も見いだせるものではないかと考えておるところでございます。

他の利活用につきましての検討をしているかどうかということの御質問でございますけれども、まずは、現在の空き家バンク制度の充実をさせること、そして売り手と買い手のマッチングですとか、空き家バンクへの登録促進に鋭意取り組みたいと考えております。また、長和町空家等対策協議会もございますので、協議会にお諮りしながら、研究・検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 空き家バンクに関しては、今月6月3日に候補地にされていました。42物件中13件が、まだ成立していない状況ですが、僅かですが動きはあるように見えます。今後、遊休荒廃地と空き家の有効活用、人流増加を目指し、バンク登録促進をお願いしたいところです。

一つリクエストすれば、空き家バンク登録カードの備考欄にでも、畑ありとか、山林ありとか、そういった記述欄があれば、購入や賃貸の希望者を引きつける魅力のひとつになるのではないかと思います。

またもう一つ、宅地や農地、山林、雑種地などの空き地バンクの新設も、併せてぜひ検討していただきたいと思います。

クラインガルテンに関しては以上でございまして、最後の質問に移ります。

新年度がスタートしました。役場にも3名の新入職員が入られ、活躍を大いに期待しているところでございます。一方、2021年6月には、国家公務員の定年を基準として地方公務員法の一部改正が打ち出され、段階的に定年延長される条例のようでございます。

一般企業においては、2025年には義務づけられるという法令変更に対して、企業としては人件費などの問題や、当人及び一般社員のモチベーションの維持向上が課題とされ、経営的にはメリット・デメリットが重なり、事前の人事戦略が重要視されるとうたっております。

最初の質問です。現在の役場職員数について伺いますが、当町の人口は1年間におおむね100名からの人口減少が続いておりますが、10年前の当町の人口数及び役場職員数と比較して現在はどうなっているのか。比率でも数値でも結構でございます。役場職員数には、当時の臨時職員、また近年は会計年度任用職員数も含めて回答をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 現在の役場の職員数についての御質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

10年前の平成24年4月1日現在での人口は、長和町においては6,863人、職員数は100人、月給の臨時職員は91人で、町民100人当たりの比率としましては2.78人ということでございました。

10年たった令和3年4月1日現在での人口でございますけれども、5,870人、職員数につきましては90人、月給の会計年度任用職員につきましては49人ということで、比率は2.36人となっております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） このままいくと10年後には人口は4,000人台となり、定年延長で役場職員も65歳定年となります。10年後の人口推移と役場職員数の推移は比例していくのか。厳しい財政状況の中、AI導入もあり得る話です。人口は減るとはいえ、地方創生事業等の推移に伴い、業務はさらに複雑化するものと想定します。今後、業務内容の変更に伴い増員や減員を図るなど、メリ張りのある職員配置に取り組む必要性を感じますが、御見解を伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

前の質問の回答でも申し上げましたように、10年たって、人口が減少したことに伴い職員数も減っております。10年後には定年延長や業務委託の在り方、地方自治体が直接担う業務範囲の縮小、人口減などさまざまな事象によりまして、今までどおりの職員数の確保は必要ではないかもしれませんが、現状の考え方では、人口の増減により職員数もそれに対応していくというふうに考えております。

また、年度当初において、その年に行われるであろう事業は予算で組み込まれておりまして、各課、各係の事業に対し、適材適所の職員配置を行っております。

ただ、新型コロナウイルス感染症対策や臨時特別給付金など、当初では予期していなかった事業に対応しなければならないというような場面も多い中、人件費が計上できる交付金事業ではその期間だけの職員を採用し、変化に対応した増員をしているという状況でございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 業務内容の変化によって、各課職員は現在の配置数になったはずだと思います。役場職員数が各課適正数か、余剰人員はいないかなど、各課の実情に合わせての適正人数は、現状どのように把握しているのか伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、私のほうからお答えいたします。

職員の定数条例に定められている定数内で職員を配置をするわけでございますけれども、前の質問の答弁でも申し上げましたように、適材適所で配置をしております。適正人員数をどのように把握しているのかということにつきましては、各課長より現状を聞き、各係が適正な状況かを判断しているということでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 最初にお答え頂きました、比率はポイント0.42%下がっているようですが、本来人口が減れば比率は上がるべきものと捉えております。比較してはなんなのですが、令和2年度頭の総務省データで、人口1万人に換算した行政職員数は、当町より人口の多い立科町は、7,166人に対して一般行政職員が79人、1万人に換算すると110.2名、人口5,995人の長和町は職員数83人で138.8人、人口の少ない青木村4,351人に対して職員数50人で、1万人換算で114.9人というデータでした。これは人口の多ければ換算人数はどんどん少なくなっていくものですが、委託と、アウトソーシングの程度にもよりますので、多い少ないの判断は難しいと思いますが、若干当町は多いのではないかと感じました。

最後の質問です。

業務内容は今後さらに変化していくはずですが、職員の採用と定年延長の両立は頭を抱えていく問題だと思われまます。財政難の可能性と、町民からは、人口も少なくなって役場職員数は変わらないのか、と不満の声は出そうです。人口減少、新人の採用、定年延長と、さらにアウトソーシングとのバランスをどのようにお考えか伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは答弁申し上げます。

長和町だけにとどまらず、地方では多くの自治体で人口減少が進んでおり、同様に職員数も減少の傾向にございます。

ところが、業務は複雑化し、仕事の量も拡大基調となり、国や県からの権限移譲、また、少子高齢化に対する福祉関係の施策の改編、マイナンバーカードをはじめとする国の施策の実現、地方創生に関する新たな施策の推進などによりまして、地方自治体の業務量は増大が続いております。

住民サービスの低下にならないためにも、職員数を確保したいところですが、人口とのバランスを考慮した場合、抑制していかなければならないということをごさいますて、そのためにも民間委託等により代替して、職員数を増やさずサービスは変わらずに対応していく、そのような方向をと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今回は町民の暮らしやすさ、向上を目指す上で、人流を増やし人口を増加、そして商業の安定化に連動する運びになればと、町民が分かりやすいインフォメーション、そして長和風クライナガルテンの質問をいたしました。

3番目の役場に関する質問においては、何も人口が減るから役場職員数を減らせといった考えではないです。今後はさらに高齢化も進み、農業も含めあらゆる産業分野で人手不足が予想できます。一方、気候、温暖化対応や福祉や教育など、行政の役割はさらに多様化していくものと想定します。

ただいま、総務課長の答弁からはアウトソーシング拡大の可能性を高く感じました。また、いずれAI導入の検討も入るかもしれませんが、過日、副町長と痴話話したときに、役場の窓口はロボット対応じゃなくて、職員がいて、血の通った対応でありたいと聞きました。これが行政の考え方であると聞き、そうあるべきだと安心したところです。町民と直結した環境を継続してもらいたいと思います。

全ては、人口を増やすことができれば、諸事課題は減るものと考えます。当町も人口問題に関しては総合戦略に基づき、鋭意努力いただいておりますが、これは簡単にできるものではありません。

一つ要望を言わせていただきます。会議等でよく耳にするのは、他の町村で例がないのでやらないとか、他の町村と比較して手厚いほうなのでこれ以上はやらないとかの答弁を聞きます。最初の例を作るということは多大な浪費を伴うものになるかもしれません。しかし、他の町村でやっていないことをやることに長和町の魅力が生まれ、住民満足度向上と移住者・希望者に対する呼び水となり、そこに長和町の人口問題解決の一助が生まれるものだと思っております。どうぞ、当町独自の取組を推進していただきたいと思っております。教育や福祉、産業ほかもろもろに対する発想が町民から上がれば、また、身近なところでは、町民手作り事業に寄せられた各事業を検証し、行政としてもマンパワー投入の参加でそれらのせっかくの事業の衰退を予防し、消滅しないように、そしてそういった個人の発想を行政の考え方に持ち、職員を減らすのではなく、町民数を増やすことに目を向けた行政でいただくように要望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで、2時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時30分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○6番（羽田公夫君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は大きく2点、安心・安全なまちづくりについて、それから町内施設の活用で、長和町の活性化につなげることについての2つであります。多少文字足らずで質問の要旨が変わるところもありますが、よろしく御容赦のほど、お願いしたいかと思っております。

1番目の安心・安全なまちづくりについて入らせていただきます。

1番目ですが、細尾団地と山林伐採についてであります。

私有地に対して行政はお願いすることはできても、強制力がないので、それ以上のことは何もできませんとの対応に、町で造成し、販売した団地に永住する覚悟で家を建て、地域に根づこうと努力し、まだ住宅ローンも払い終わっていない方もあるとお聞きしています。夢のマイホーム環境が、世の中の経済的変動で木材が高値で売れるようになり、風景とともに、生活環境が一変してしまいました。今まで見向きもされなかった山林所有者にとっては、またとないチャンス到来と利益確保に向かい、現状のはげ山状態になっています。

細尾地区からは、町へ現状の改善を願って要望書も出されましたが、原則は曲げられず、地元住民には不安の毎日を送っている状況が続いています。行政として、私有地への不介入の立場を取り続ければ、長和町の山林は、どこもはげ山状態になる危険性がありますし、状況は違いますが、昨年、熱海で起きたような土石流災害が心配されます。危険が予想される状況が見られるときは、行政としても持ち主に何度でも粘り強く改善を働きかけるべきではないでしょうか。このままでは、行政も山林所有者も不作為の責任を問われかねません。

質問に入ります。

現在、町には開発に関する自然環境保護条例がありますが、これらを検討し、必要性や可能性があるならば、現実に合ったものにしてはどうでしょうか。

また、国民全員が負担している使い勝手のよい国の森林環境譲与税、県の森林税等の恩恵は受けられないのでしょうか。そのような検討の動きをすることも、団地を販売した町の責任であると思っております。

町民の安心・安全な生活環境づくりを標榜する町長の立場から、答弁をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 開発の規制に関する条例等の制定及び森林譲与税の活用に関する御質問でございますが、御質問の開発に関する条例につきましては、木の伐採に関しての規制条例等のことかと思われませんが、町では自然環境保全条例において、開発行為に関する事項が指定をされております。その中で、第6条第1項、木、竹、芝等の伐採採取については、町長に事前に届出をしなければならぬ旨規定されておりますが、法令の規定により、許可を受けて行う行為については町

長への届出は不要となっております。

今回の件につきましては、森林法の規定により許可をされておりますので、町の自然環境保全条例による届出は不要となっておりますということでございます。

山林の樹木の伐採に関しましては、伐採後も山林とするのであれば、業務である伐採届と、伐採後造林の届出を市町村へ提出すれば、周囲の関係者または地区代表者の同意を必要としないのが現状でございます。

山林伐採の規制を行うことは、山林の所有者からしてみれば、山林経営として伐採を前提に植栽している樹木が自由に伐採できないことになり、山林所有者の権利の侵害、そして山林経営の妨害となってしまうことから、慎重に検討する必要があるというふうに思っております。

町民の皆さんの安心・安全な生活環境づくりの観点からでございますが、今回の御質問の場所につきましては、山林所有者の方々は伐採後の造林は天然更新と、林野庁でも認められている手法を選択をしておるわけでございます。

このことにつきましては、今後の後継者がいない、再度カラマツを植栽しても、成長すれば地区から危険だから切っ飛ばしてほしいなどの要望があることなど、いろいろなケースが考えられます。

また、伐採後は天然更新として、主に広葉樹のように手のかからない山林としたいとの考えがあり、天然更新と植栽を行った山林のいわゆる支持力に関しては、大差がないと言われていることを知っておられます。

しかし、樹木伐採後の状況が、住民の皆様に安心・安全面で不安を抱かせていることになっている状況にあると考えられますので、山林所有者の同意を得ることができ、住民の皆さんの安心につながるのであれば、伐採箇所には県の補助事業や森林環境譲与税を活用し、コナラなどの広葉樹を植栽することなどについて、検討をしていきたいというふうに思っております。

ただ、この件につきましては、他の個人所有山林者との公平性や、植栽後の山林の管理などの課題もあり、早急な対応は難しい状況ではあるというふうに思っております。

実は、先般、知事と市町村との会議の中で、この問題を私取り上げて知事に話をしました。やはり、伊勢湾台風、33・34の頃のあの状況の話をして、やはり行政として植栽というのはしっかりしなければならないというお話をしましたら、知事も担当部署に、しっかりそのことを研究して対応するよという話がありましたので、県もこのことについては、多分対応をしまいうというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 今回の件については、対応の難しさは理解できますが、毎日不安を感じて生活されている方々がいるということを思えば、天然更新、何年かかるか分かりませんが、山をがっちり押さえ込む環境がそれだけで整うとはとても思えません。そんなことを考えまして、ぜひ、今、町長が言われましたように、知事に直接お話ができたというお話聞きましたので、どのように展開されていくか、大いに期待していきたいと思っております。

次の質問に入りますが、以前より町内の山と住宅が密接している場所では、急傾斜地崩壊危険区域に指定して、コンクリート壁を築き、災害に備える体制を取ってきましたが、町としても早急に県、国への現状を訴え、問題解決に向けて動いてはどうか。もし、これらの手続が進行中であるならば、再度強力に行動する姿勢が町民への安心感へとつながるものと考えます。急傾斜地崩壊危険区域への指定依頼の可能性について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 急傾斜地崩壊危険区域につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する区域となります。

町といたしましては、地域の皆さんが将来にわたり安心して生活が送れるよう、長野県に対し、対策工事に向けて、強く要望を行ってまいりたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今回御質問頂きました細尾団地についてであります。平成27年度に発行された長和町防災ハザードマップを見ますと、細尾1という地域に指定されております。

急傾斜地崩壊危険区域については、現在、同じ和田地区内の芹沢地区において、北側斜面の落石や、斜面崩落を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定すべく、上田建設事務所へ毎年要望をしております。

今年に入り、現在上田建設事務所では区域の指定及び対策工事に向けて、必要な範囲の測量調査などの手続を進めておりますので、細尾団地におきましても強く要望をしております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） いつになったら効果が出せるか分からない天然更新より、急傾斜地崩壊危険地域への指定のほうが実効性が高いものと思います。可能性があるならば、一刻も早く行動していただき、早急に安心して生活できる環境づくりをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

細尾団地の売れ残っている3区画の質問です。

細尾住宅団地の売れ残った3区画について、住宅メーカーに売却する等、これまでとは違った販売方法を検討していきたいと建設水道課長は述べられましたが、条件が悪い中で、どのような販売方策があるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 細尾団地は、平成5年から販売し、28年程度が過ぎました。いまだに3区画が売れ残っております。

長和町土地開発公社理事会に諮りながら、町とも調整しながらでございますが、住宅メーカーは建てる人のニーズと豊富な知識と経験を基に家を建てるので、その場所に合った建物を建築し、建て売りをさせていただければと、1つの案として考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 28年間も売れ残っている事実を考えてみれば、1つの案だけではなく、土地の価格評価から考え直して、多面的で柔軟な考え方も大切かと思われま。工夫と熱意でセールスに当たり、ぜひとも完売にこぎ着けてほしいと期待しております。

次の質問に移ります。

下和田バイパスについてであります。

新和田トンネルが無料開放となり、ゴールデンウィーク中の下和田バイパスの交通量は、短期間内ですが、今までに経験したことのないくらいの車が往来しておりました。農作業の開始時期と重なり、なかなか途切れない車の列にいら立つことも毎度のことでした。一時より多少落ち着いてはきていますが、コロナ禍での現状を考えると、新和田トンネルの無料開放は、下和田バイパスが開通し、旧街道線を大型トラックが突然消えたと同じくらいの強力なインパクトを与えたものと感じています。

交通量の増大は、新和田トンネルの無料開放と、ゴールデンウィークに関して、以前より想定はされておりました。短期間での比較は難しいと思いますが、長期的にも、町として無料開放の前と後で交通量の実態調査をされているのか、またその数値はどれほどか、そしてこれからの影響はどれくらいなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 新和田トンネルの無料開放については、無料による周辺道路への影響等を把握する必要があることから、道路管理者である上田建設事務所で交通量調査を実施いたしました。

まず、平日の変化になりますが、無料化前の令和3年9月16日の測定では、1日当たり4,532台、無料化後の令和4年5月19日の測定では、1日当たり6,266台の調査結果となり、無料化後に1日当たり1,734台の増加が見られました。

次に、休日の変化ですが、無料化前の令和3年9月12日の測定では、1日当たり4,120台、無料化後の令和4年5月22日の測定では、1日当たり7,095台の調査結果となり、無料化後に1日当たり2,975台の増加が見られたところでありま。

三才山トンネルの状況を見ますと、今後数年は増加傾向にあると見込んでおります。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 交通量を把握することは、長和町としては町の再生、発展に対するとてもよい要素であると考えま。これからも、時と場合によっては応じて、交通量の調査は継続してほしいものと考えております。

次の質問に移ります。

最近、軽トラックでバイパスの歩道を通行中に、県警の白バイ隊員に呼び止められ、指導を受け、反則切符を切られたとの話を耳にしました。

本人は、これでは免許停止になってしまうと憤慨していたようですが、このような話は、バイパスができて以来、町長のお耳にも入っていると思いますが、私も何回か聞いております。

バイパスができた当初の段階で、歩道の利用について警察と住民の間の認識のずれがあったようで、それが現在の問題を生んでいるもとであると当時を知る方々は言います。

交通量が格段に増える中で、歩行者がほとんどいない歩道を利用しない手はないと感じます。歩道を車が走行するとは、一見とんでもない暴論とは思いますが、歩道利用が一番安全な手段であることに異論はないことも事実です。軽トラックが走れるスペース、農地を積極的にバイパス建設に提供した農地所有者の考えと気持ちを酌み取り、町として農耕車、軽トラック、トラクター等ですが、の優先道路として、安心して利用できるように行政機関に強力的に働きかける農耕車優先道路の標識が、農業従事者の安心・安全に直結するものと考えます。いかがなものか、町長にお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 御指摘の歩道につきましては、現在の道路構造による道路法上の歩道に位置づけられます。

道路交通法第17条では、車両は歩道または路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならないとされております。よって、下和田バイパスの歩道につきましては、農耕用車両が走行できないこととなります。

しかしながら、交通量の多い車道へ低速の農耕車が走行する際に、安全性への確保が必要と思われるため、農耕車、今お話ございましたような農耕車注意などの法定外標識の設置を踏まえながら、道路管理者である上田建設事務所へ協議を進めていただいておりますが、先日、建設事務所の所長をはじめ、皆さんにあそこまで行ってもらって、その状況を説明をしておきました。

また、具体的にまだ言える段階ではございませんけれども、何とかあそこに田んぼをしっかりと守っていかれるような、農業を守ることも考えながらのことを、上田建設事務所も今必死に考えていただいておりますので、もうしばらくお待ち頂きたいと思っております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 今の町長のお言葉で安心しているところもありますけれども、1日も早くこれが実現することを期待して、次の質問に移らせていただきます。

2番目の町内施設の活用で、長和町の活性化につなげる問題についての提案でございます。

最初の問題は、旧和田峠線の活用についてであります。いずれ町道となる旧和田峠線については、町としても重荷になると以前一般質問でお尋ねいたしました。

交通量の少なくなった旧道を、積極的に自転車愛好者、サイクリストに開放し、イベントを開催してはどうでしょうか。

5月11日付の東信ジャーナルの1面に、青木村の青木峠を使ったイベント、それからその後ですが、東御市の地蔵峠を利用したイベント等が掲載されておりました。

このように、峠道を利用して自転車によるイベントは、年々全国的にも盛んに行われています。

県内でも有名なのが、乗鞍スカイラインを利用した乗鞍ヒルクライム大会で、今年度も7月17日に18回目の大会が予定されていて、参加者は数千人に上る模様です。

長和町でも、既に山地を走り回る美ヶ原トレイルランを開催している実績があります。最近の傾向としてのサイクリストの広がり、全国規模でイベントを求めて渡り歩いている様子がうかがえます。下諏訪町とも連携し、出発地点を交互に受け持ち、変化をつけて開催するなど考えられます。

また、頂上はビーナスラインに直結し、美ヶ原や霧ヶ峰へ通じる展望が開けた雲上コースが楽しめます。

町内の各組織、町民を巻き込んで盛り上がりが必要となりますが、やれないではなく、できるかもしれないの方向で、検討結果を期待しながら質問に入らせていただきます。

しっかりした準備期間と安全性を確保した後、地域おこしの目的で全国のサイクリストの皆さんに広く呼びかけ、イベント開催の可能性はいかがか、実現性があるのか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 旧和田峠を活用したイベントに関する御質問でございますが、町は観光協会と共同で自転車による誘客について模索してまいりました。

3年前、立科町、下諏訪町、長和町の広域によるインバウンド向けeバイクの実証実験として、サイクルコースの検証を実施したり、令和2年度町観光協会が参画する信州ビーナスライン連携協議会において、サイクルスタンドを沿線に設置をし、サイクルツーリズムの推進を図っておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問です。

和田宿ステーション道の駅化に向けてということで、和田宿ステーションの道の駅化に向けて改修が決まり、にぎわいを見せる完成後の姿を想像するのも楽しみです。

今回は、駐車場とトイレの改修となっておりますが、木製陸橋の下側、伊東自動車の上側になりますが、の空き地には全く利用価値がなく、寂しくもったいない状況に感じられます。緑地に東屋があつて絵になりそうですが、2次工事分として、最近注目されている車を利用しての車中泊を念頭に置いた駐車場にしてはどうか。もちろんオートキャンプ場ではないので、休憩を原則とした素泊まりの利用方法です。環境を整えれば、利用者はふれあいの湯やコンビニ、宿場の家並み等も近くにあり、地域の活性化に一役買うものと考えます。町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 道の駅化に向けた和田宿ステーション整備に係る御質問でございますが、羽田議員御提案の和田宿ステーション下側の空き地の利活用につきましては、こちらでも駐車場の増設に利用するのか、バーベキューができる場所にするのか、ドッグランなどにする

のかなど、検討しているところでございます。

道の駅認定の申請を行い、国と協議する中で、交通量を踏まえた中で、駐車場の増設を求められる可能性があります。羽田議員御提案のことも考慮して、有効に利用していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 知名度がいまいちの長和町を売り込むには、車を止めてでも下車し、興味をそそる自然を生かした町内の各施設が旅人の心をつかみ、長和町の風景を背景にした楽しい思い出づくりに関与できるインフラの整備が必要ではないかと考えます。せっかく2本の国道が走り、行楽地をつなぐ絶好の場所に位置しているのですから、知恵と汗を出し、長和町から積極的にアピールしていくだけの価値は十分にあるものと思います。排気ガスと危険、ごみ等だけをいつまでも引き受けるだけでは町の活性化は期待できません。

新型コロナウイルス感染症とのつきあいも3年目に入っています。コロナワクチンの接種も4回目が視野に入っている現在では、蔓延防止の規制もなくなり、コロナ禍も、インフルエンザと同様な対応で日常生活が展開されるのではないかと思います。コロナ騒ぎで、生活スタイルがコロナ対応型に変化し、個を基準とした個人から始まり、家族、同行グループ等のまとまりの単位での行動が主流になるのではないかと。

町内にも、宿泊施設を営み、生計を立てている方々も大勢います。しかし、最近はやっているキャンプひとつとってみても遊び方が違い、スタイルの違うキャンプ場が乱立している傾向にあります。オーナーは、それぞれ利用者の個性を大事にし、遊び方や楽しみ方に特化した施設をつくり、提供していくスタイルなので、同業者の圧迫には当たらないと考えます。待っているだけでは人は来てくれません。人が興味を持てる仕掛けがどうしても必要です。積極的に仕掛けていきませんか。

以上の考えについて、どのように感じられ、町政の立場から対応していけばいいのか、率直なお考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 町の知名度の向上及びこれに関する施策に関する御質問でございます。

現在の観光は、多種多様なニーズが生まれていますが、潜在的なニーズにも対応していくことが必要です。

観光施設に関しても、これまでの路線を続けていけば厳しい状況になることは予想されます。

コロナ禍を経験し、集客は減少傾向が予測され、より小さなグループでの旅行、行楽が進んでくると各メディアが予想している中、観光事業者それぞれの対応力が試されます。

コロナ禍は、観光にとっても大変厳しい状況となっておりますが、この期間を利用し、準備していくことで、今後の回復期から大きくジャンプアップができると考えます。例えば、宿泊施設であれば、1日限定1組の富裕層をターゲットにした宿に、スキー場であれば、夏場の施設活用としてサ

バイバルゲームフィールドの設置など、様々な仕掛けを行っていくことで、多種多様なニーズに応え、コロナ禍で見直された国内旅行をきっかけに、長和町を知っていただくチャンスになるとも言えます。

このような観点から、観光協会としては、町長の公約にもありましたニュースポーツによる観光振興と、町の地方創生総合戦略、道の駅魅力向上に沿った拠点整備や、新しい魅力の創設に向けた動きを推進していくとともに、情報収集から会員への周知、意識改革を促していくことで、町全体の魅力、観光力向上に努めてまいりたいと考えているということでもありますので、町としても連携して対応していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 新聞、テレビ、ニュース等で他町村のイベント等が紹介されています。そのたびに、長和町でもやってほしいなと思うことも度々です。

コロナ禍で町民の気分も落ち込んでおりますが、ぜひとも地域おこしの起爆剤として前向きに行動を起こし、希望の持てるまちづくりに進んでほしいなということを希望して、以上で質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、6番、羽田公夫君議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） これで、本日の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

明日、8日も一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午後1時30分からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、明日、8日の一般質問につきましては、午後1時30分からは行いますので、時間までに御参集願います。

これで会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 3時03分

第 3 号

(6 月 8 日)

議 事 日 程

令和4年 6月 8日
午後 1時30分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和4年長和町議会6月定例会（第3号）

令和4年6月8日 午後 1時30分開議

出席議員（9名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	9番	渡辺久人	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（1名）

8番 小川純夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） 皆様ご苦労さまです。

ただいまより長和町議会第2回定例会を再開いたします。

本日、8番、小川純夫議員より欠席届が提出されておりますので御承知ください。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日2名の一般質問を行います。

3番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3番（荻野友一君） 議長に許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

私は今回、GIGAスクール構想について、和田小学校で始まった複式学級について、長和町の温泉施設の活用について質問いたします。

まず、GIGAスクール構想についてですが、GIGAとは「global and innovation gateway for all」の略で「全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」という意味を持ち、ICT情報通信技術を利用した教育を行う構想です。

令和元年度12月に令和元年度補正予算案において経費が盛り込まれ、当時の羽生田元文部大臣のメッセージは、

「今の時代を生きる子どもたちにとってPC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなり、仕事や家庭でも社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校が時代に取り残され世界からも遅れたままではいられません。1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードであり、特別なことではありません。これまでの日本の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これらの学校教育は劇的に変わります。この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものです。また、1人1台端末の整備と併せて統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入、運用を加速していくことで授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつながっていきます。忘れてならないことは、ICT環境の整備は手段であり、目的ではないということです。子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の作り手とし

て予測不能な未来社会を自律的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に育成していく必要があります」

と述べています。

このあとのコロナウイルスの蔓延により、非常時の家庭学習に対応するために児童・生徒に1人1台の端末の整備が当町でも行われました。

まず初めに、当町におけるGIGAスクール構想への取組の概要はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） GIGAスクール構想とは、今お話ございましたように2019年に開始されました全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組でございます。

文部科学省では、1人1台の学習端末は令和の学びのスタンダードとして、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するため進めてまいりました。

令和元年に順次、情報機器の整備を行って行く予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大から遠隔での学習への利用も可能であることから、整備が短期間で行われることになりました。

当町では、今議員お話がございましたように令和元年度に国の補助事業として補正で予算計上し、翌年度へ事業を繰越し、令和3年3月にタブレット端末及び校内通信ネットワークの整備が完了をいたしました。

令和3年度においては、ICT活用の支援業務、GIGAスクール教材ソフトを導入し、学習の中で有効活用できるよう取り組んでおるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 続きまして、当町におけるICT教育の整備の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） GIGAスクール構想は、児童・生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想であります。

町では、令和2年度に長門小学校と和田小学校にて、校内通信ネットワークの整備と2年生以上の児童1人1台端末の整備を行いました。

整備した端末でございますが、クロームブックというもので、クロームOSを搭載したノートパソコンであります。クロームブックは従来のパソコンと比べて起動が早く、初期設置も簡単であり、多くの学校で導入されているものであります。

1年生は、学習の基本である読み書きに重点を置くため、クロームブックでの学習は行っており

ません。

また、各教室に高速通信のネットワークを無線で整備をいたしました。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、当町におけるICT教育の使用ソフトはどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） クロームブックでは、ミーティングやインターネットへの安全な接続、アプリによる簡単なプログラミングはできますが、学力向上や調べもの学習を有効に実施するためには学習ソフトが必要であるため、昨年秋に学習ソフト「Eライブラリ」を導入いたしました。

国語、算数、理科、社会、英語の5教科を中心にほかにも実技強化も利用ができます。各出版社の教科書に合わせた学習もできますが、課題に合わせたドリル形式の学習が中心で、学校の教科書に合わせた学習が行われています。理科や社会については、実験や資料、百科事典などの内容が充実しております。

また、学習の基本でもある「いつ、どこで、なぜ」といった調べもの学習にも簡単な操作で利用できる学習ソフトであります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答弁に「Eライブラリ」というものが出てきましたが、この学習ソフト「Eライブラリ」を使う利点と問題点はどのようなものがあるかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） クロームブックでの学習はプリントとは異なりましてタッチパネルによる回答により、すぐに正解、不正解が分かります。不正解の場合には、理解ができなかった箇所をAIが分析いたしまして過去の学年に戻って学習することができます。例えば分数の四則計算では、分数の考え方や割合、小数点以下の理解について戻って学習することができます。

Eライブラリの学習ソフトについては、依田窪南部中学校、上田地域の小中学校でも導入されております。同じ学習ソフトを使用することで、地域としても同じ学習を行い、学習機会を確保できると考えております。

家庭でのEライブラリの利用については、内容によってはオフラインでの利用も可能となっております。例えばドリルをクロームブックにダウンロードして持ち帰り回答を行うことはできます。オフラインの場合、正誤については翌日学校で確認するようになります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 当町におけるGIGAスクール構想のこれからの展望をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） GIGAスクール構想によるICT機器の活用によりまして、授業内

において児童一人ひとりの考えを即時に共有し、多様な意見に触れられる、各自で調べもの学習をすることができる、学校と家をつなぐオンライン授業、他校との合同授業や交流の促進、将来的には学習用デジタル教科書の導入などが考えられます。

I C T機器の活用は、今までの学習では発言など自分の意見や考えを発表する機会が少なかった児童も画像や音声、メール等を通じてコミュニケーションスキルの向上が期待でき、障がいのある児童やコミュニケーションが苦手な児童も一緒に学ぶことや発表することが可能となります。共生社会の実現を目的としたインクルーシブ教育にも有効であると思います。

I C T機器の活用によりまして、コロナや感染症による学級閉鎖や学校休校時に家庭での学習機会が確保できることとなります。

また、学習指導要領の改訂に伴いまして、プログラミング教育が順次必修化されることとなり、小学校からの学習において早い時期から専門性の高い学習が期待されています。

さらに、校務支援システムを活用することによりまして、教師の働き方改革にもつながってまいります。学習意欲の向上や広い知識の修得にI C T機器を有効に活用してまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 先ほど、答弁の中にインクルーシブ教育についての発言がありました。共生社会の実現を目的としたインクルーシブ教育についてですが、障がいのある子ども、障がいのない子ども、共に学ぶ教育システムのことで、一人ひとりが必要とする合理的配慮をし、望めば誰もが地域の学級で学習できることを目的としています。

インクルーシブは、統括とか包み込むという意味があり、障がいの有無によって学ぶ場所を分けられるのではなく、全ての子どもを包み込み、その中で合理的配慮によるサポートを受けながら共生することに意義を見出しています。I C T教育によるインクルーシブ教育は発展性があり、現実的に障がいのある児童によるプログラミング教育では、教師が驚くようなゲームづくりや作曲などの事例が報告されています。G I G Aスクール構想については大きな可能性を持っているということを理解できます。

次に、当町におけるG I G Aスクール構想の問題点をどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） クロームブックではありますが、精密機械でありますので機器の破損や不具合が生じる可能性があります。その場合につきましては、代替機で対応をしております。

また、新型コロナウイルス感染拡大により急速に整備を進めておりますが、I C T機器の活用については、各教職員により利用の頻度が異なる状況でございますので、I C T活用の支援事業によりまして相談、支援を行うとともに、活用に関する提案を行い、教師が積極的に活用できるようにバックアップをしております。

家庭学習での使用については、家庭でも安全に使用できることが必要であり、各家庭でもセキュリティなどに御配慮をいただく必要があります。

教育委員会といたしましても、クロームブックの持ち帰りのルールや家庭学習における活用について文書にて保護者の皆様へも御協力をお願いしております。

また、長時間のクロームブックの使用は視力の低下にもつながりますので、目を休ませながら使用をお願いしております。

タブレットによるタッチパネルでの操作が中心となるため、文字を書くことが少なくなり、学習の基本である書くことの能力が低下するのではないかとといった御意見もございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 6月6日の読売新聞で学習端末によるいじめの調査報告がありました。全国109自治体のうち、少なくとも25自治体で47件あったことが調査で分かりました。ほかの児童のIDやパスワードを勝手に使用する不正アクセスも23自治体で36件に上っています。

学習端末を使用したいじめがすでに行われていることに愕然とした思いでございます。この事例については、学校教員と保護者のITリテラシーの欠如が1番の理由と考えられます。

ITリテラシーとは、ITに紐づく要素を理解する能力、操作する能力のことです。先生方も本当にお忙しい中大変であり、教育者側からGIGAスクール構想を見れば、教え方の選択肢の多様化、適切な教育方法の模索などの問題もたくさん見受けられます。これからの適切な運用に期待をいたします。

続きまして、IT利用に関するこれからの機器整備の計画についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 令和3年度でありますけれども、長門小学校に電子黒板を3台整備いたしました。

今年度、令和4年度であります、和田小学校に電子黒板を2台購入する予定でございます。

電子黒板によりまして、子どもたちの意見やアイデアを電子黒板に表示し、表示された意見をもとに意見を集約することができます。

また、算数の面積計算で使用する図形や理科の実験機材、社会科で使用する資料も豊富に電子黒板に内蔵されております。簡単に画面に表示ができますので、授業時間が効率的に活用できます。

電子黒板で表示した内容を生徒のクロームブックに送ることもできますので、授業時間の効果的な活用と文字だけではなく画像による理解度が深まることと思います。

さらに、他校との交流事業が大きな画面で表示して行うことができます。クロームブック、電子黒板を活用して効果的な授業が実施できる体制となります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 教育におけるICT情報通信技術の利用について当町の児童の反応はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 児童からは、タッチパネルによる操作で簡単に使用ができるので学習

が楽しいと聞いております。

資料のコンテンツや調べもの学習については、休み時間に自主的に学習している児童もあり、学習の意欲を持つ児童が多くなってきております。

クロームブックの使い方については、先生が一定の使用方法を説明すれば、児童で考え自主的に使用しています。児童が興味あることを自主的に学習しております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 当町におけるG I G Aスクール構想について幾つか質問させていただきました。

日本の教育における大きな変換点となる今回の教育改革は、実際に教育者側も保護者側もコロナ禍による前倒しされた運用の開始に戸惑いを感じているのが事実かと思われま

す。ただ実際に、この教育改革は始まっており、後戻りはできない状況になっています。運用に関する問題や戸惑いはこれからもあちらこちらで噴出してくることと思いますが、保護者、学校、教育委員会、地域が一体となり解決して前進することを期待しております。

また、全国統一の教育システムの中で長和町の特色をどのように取り入れ、長和の子どもたちが育ってくれるか楽しみであり、長和町で育つ子どもがICT教育では学べない社会性、感受性、道徳観をどう学んでいくのか地域の一員としての責任を感じております。

始まったばかりのG I G Aスクール構想ですが、どのように利用し、発展させていくのか、これからの展開に注視していきたいと思っております。

G I G Aスクール構想に関する質問を閉じたいと思います。

続きまして、少子化の現状の中、和田小学校では今年から1、2年生の学級で複式学級が始まりましたが、複式学級の現状とこれからの長和町の小学校教育について幾つかお尋ねします。

最初に、和田小学校で複式学級が始まった経緯をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 和田小学校の今年度の入学児童は3名であり、2年生も同じく3名で2学年を合わせると6名となります。

県の基準では、隣り合う学年の人数の合計が8名以下の場合は複式学級となるということでございますので、今年度より和田小学校の1、2年生は複式学級ということとなりました。

昨年度、1年生の人数及び入学予定児童数により複式学級となると想定されたことから校長先生、教頭先生を中心に教務会や東信教育事務所の主幹指導主事の先生との協議を重ねる中で、ほかの複式学級を取り入れている上田市立西内小学校、飯田市立和田小学校、北相木村立北相木小学校、長野市立芋井小学校の事例を参考とし、教科担任制も含め検討をいたしました。

P T Aや現在の1学年の生徒の保護者の皆様への説明会を開催するなど、複式学級の準備を進めてまいったところでございます。

教育委員会といたしましても、定例の教育委員会や教育総合会議での協議、長野市立鬼無里小学

校への視察を行ったところでございます。

以上のような経緯によりまして複式学級がスタートいたしました。いずれにいたしましても、よりよい学校運営、教育体制ができるよう今後も対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 続きまして、和田小学校の複式学級のこれからの推移はどのようなものか教えていただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 現在の国・県の基準、また児童数の推移による複式学級の今後の状況であります。今年度、令和4年度は1、2年生が複式学級であります。令和5年度は、今の複式学級がそのまま移行いたしまして2、3年生の複式学級となる予定であります。令和6年度はいったん複式学級が解消されます。令和7年度以降ですが、令和7年度は1、2年生、令和8年度は1、2年生と5、6年生、令和9年度は1、2年生と3、4年生が複式学級となる見込みであります。

今、申し上げましたのは、あくまで現段階での想定でありますので、国・県の基準の変更、児童数により状況は変わってまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答弁ですとこれから先、複式学級が和田小学校の中で2学級になっていくという感じでございますが、昨日の一般質問の中にもありましたように人口増加等が望めればここはまた解消されていくと思われまますので、何かといろいろな努力をお願いしたいと思っております。

続きまして、当町における小学校教育において、長門小学校と和田小学校では生徒数の違いによって異なる教育現場となっております。それぞれに利点と欠点があることは理解できますが、同じ長和町の子どもとして受ける教育に格差が生まれていることを教育長としてどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 児童数の違いはございますが、生まれ育った環境により受けることのできる教育に格差が生じる、いわゆる教育格差はないと考えております。

児童数により、単級での学級編制や複式学級による運営方法についての違いはあり、それぞれ利点や欠点もございます。少人数による目配りや気配りにより、児童の課題にあった丁寧な支援を行える環境もある半面として、少人数のため音楽や体育の学習では、団体での学習機会が少なくなることがございます。このために和田小学校では、連学年による合同授業による学習科目も設定をしているところでございます。

また、昨年度も実施いたしましたが、ICT機器を活用して他校の児童とオンラインの授業や交流などを行うことにより、多様な考え方にも触れていければと思っております。

児童生徒数による学習環境の違いはございますが、それぞれの利点や欠点については、利点を伸ばし欠点を補えるような工夫をこれからも行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 萩野議員。

○3番（萩野友一君） 将来に向けて、現在の長門小学校と和田小学校の施設を利用した長和小学校としての教育は考えることができないかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 長門小学校、和田小学校ともに、各校の特色を生かした学校運営に取り組んでおります。

特に和田小学校においては、今年度から複式学級が始まり、それに合わせて単級での授業、連学年合同授業、異年齢集団の縦割り活動、ICTの利活用、児童の課題にあった丁寧な指導（個別最適な学び）、一部教科担任制などの研究を進めているところでございますので、少人数ではありますが着実に児童の力をつけられるよう努めてまいっているところでございます。

学校の適正配置につきましては、児童の教育条件をよりよくすることはもとより、地域のコミュニティの核としての学校の性格や地理的要因、地域の事情等についても十分配慮をし、判断をしていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 萩野議員。

○3番（萩野友一君） 教育長の答弁どおり、地域により受けることのできる学習教育に格差がないことは理解できます。

また、GIGAスクール構想が進むことにより学習する場所による学習理解度の差はますます少なくなることでしょう。ただ、学校の環境自体に差があることは歴然としています。学習以外に子どもたちに提供されるべきである教育について地域の皆さんとの結びつきであるとか、学校社会の中で生まれる人間性とか、特に義務教育の間になされる人間形成の学びということでは差が生まれてくることと思われまます。長門、和田、各小学校の伝統と今まで蓄積された地域での教育を生かしながら現在の施設を最大限活用して長和町として、長和町の子どもたちに最良な教育がなされることを期待します。

続きまして、長和町温泉施設の活用についての質問に移らせていただきます。

長和町温泉施設の活用について、利用の活性化と料金の問題を中心にお尋ねいたします。

長和町温泉施設条例の第1条に「自然の恵みである温泉を活用し、住民の健康及び福祉の増進並びに個性豊かな地域づくりを促進するため、温泉施設を設置する」とあります。コロナ禍で売上げ減少があり運営に影響を及ぼしている現状についてどのようなお考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の温泉施設に関する御質問でございます。

町は今お話ございましたように、長和町温泉施設条例第1条にうたわれているとおり、自然の恵みである温泉を活用し、温泉の効能による健康増進、温泉に入るリラックス効果など、町民のみならず、地域の皆様が生きがいを持って充実した生活が送れるような豊かさ及びゆとりが実感できる個性豊かな地域づくりを促進するため、温泉施設を設置しております。

町は引き続き、町内2施設のそれぞれ特色のある温泉を地域住民の皆様に御活用をいただき、継続をしております。

このコロナ禍におきまして、緊急事態宣言による休館、往来の自粛、感染症対策による施設利用の制限等の状況により、入館者は大幅に減少しております。指定管理者である株式会社長和町振興公社におきまして、経費節減や国・県からの支援及び町からの指定管理料とは別に経営支援を実施していることにより、運営を継続していただいております。

また、コロナ禍に加え、燃料費の高騰によるコスト高が重なり、企業努力のみでは改善するのが大変厳しいことが今後予想されております。

町は、このような状況を踏まえ、先ほども申し上げましたとおり、温泉施設を今後も継続していくことを前提に対応策について検討するため、長和町温泉料金検討委員会を設置し現在、御協議いただいております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 指定管理者が行う業務に温泉施設の管理及び運営に関する業務とありますが、公社という法人格の形態で運営する理由をどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 温泉施設の運営形態に関する御質問でございますが、振興公社を設立した経過を御説明いたしますと、地方自治法の改正により、公営組織の法人化・民営化が推進され、町が直接管理運営していた企業の事業を指定管理者制度に基づき実施することとし、平成12年に現在の長和町振興公社であります株式会社長門町振興公社が設立されました。

企業の事業のより効果的な運営と企業努力が反映される手法を考えた場合、商法に基づく株式会社が適切であるとされ、また、株式会社といえども町の関わりは大きく、公共、公益性の性格を持っているということから社名について公社としたところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 再質問です。答弁の中に「効果的な運営と企業努力が反映される手法を考えた場合、商法に基づく株式会社が適切である」とありましたが、具体的にそれらの手法とはどういったものを想定しているのか、また、町が98%の株を保有しているが、株主の観点からはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 企業の事業のより効果的な運営と企業努力が反映される具体的な手法に関する御質問でございますが、当初、温泉施設につきましては、直営施設として運営を始めております。その後、より住民の皆様へのサービスを向上させるために、現在は指定管理者制度に基づく運営とさせていただいております。これにより、民間施設の運営などのノウハウを取り込んだ運営が可能となり、多くのお客様に来館していただく温泉施設づくりに寄与するものと考えております。

具体的には、温泉施設に従事する方の住民サービスに対する意識の向上、また、業務の改善などがスムーズにできるものと考えております。また、多くのお客様に来館していただくための施策がより柔軟に実施できるというようなことが挙げられると思っております。

町は振興公社の株式の98%を保有する大株主であります。今後の温泉施設の維持・運営について、大きな役割を持つものと考えております。基本的には、施設整備の面においては町が、施設の運営については振興公社が担っていきますので、それぞれの役割を十分に果たすことにより、多くのお客様に愛される温泉施設づくりを推進していくことが大きな責務であると考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 施設の運営状況をよくするためには利益を上げる必要がありますが、料金を上げる以外に考えられる施策や計画は公社より提示されているのか、提示されていれば具体的に示していただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 温泉施設の利益を上げるための施策や計画に関する御質問でございます。

料金改正以外の施策や計画につきまして、温泉料金検討委員会において、利用していない町民の皆様にも御利用いただけるよう、魅力ある温泉づくりについて御意見のほうをいただいております。

現時点では、利益を上げるための施策や計画について振興公社から提示はされてはませんが、今後、振興公社と協働でどのような施策を実施していくのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 具体的な施策の質問になりますが、利用者に対するアンケートや利用理由の調査など、現状の経営状態を分析するための施策は行われているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 温泉施設の経営状態を分析するための施策に関する御質問でございます。

利用者アンケートにつきましては、指定管理のモニタリング調査の一環で利用者の方の満足度に関するアンケートのほうを実施しています。このアンケートに加え、利用理由の調査などを実施して、今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 温泉施設の運営に関して幾つか質問させていただきましたが、株式会社として運営していく以上、現状の問題点の解析、問題の打開策の検討、直近、中期、長期の目標設定、目標を達成するための施策の検討など、企業運営に対する基本的な考え方が必要だと思っておりますが、現状ですとそれらが的確になされているとは思われません。

先ほどの質問の答弁の中に「振興公社と協働にてどのような施策を実施していくのか検討する」とありました。大いに期待させていただきます。

また、私の昨年12月の一般質問の中で、観光資源の商品化に期待したいと意見を述べさせていただきましたが、温泉施設も観光資源の観点から考えて大変重要な施設であると思います。町が関係する観光資源となる施設はたくさんあり、それぞれの施設や担当課が、それぞれ大変な努力をされているものと考えます。

6月10日、明後日からは、いよいよ国も海外からの観光客の受入れを始めるというニュースが流れてきました。海外において日本観光が一番関心の高い場所になっているようです。長和町もその時流に取り残されないよう、ここで町、各施設、商工会などの垣根を取り払い長和町観光の商品化、または効果的なコマーシャルに取り組んでいただきたい。低額な予算で効果的な宣伝は今のSNSが発達した社会ではアイデア次第だと考えられます。この提案について観光協会を中心としてどのような取組がされるか、これからも注視していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、2時25分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時25分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただきましたので、4番、佐藤恵一、一般質問を行います。

昨日、田福議員がトップバッターとして、脱炭素に向けた当町の取組に関する質問をされました。

私は、本日、6月定例会一般質問の最終質問者として、地球の温暖化、気候危機を考えるに当たって、2030年度こそが人類の大きな分岐点とも言われている8年後までの町の対応についてただしていきたいと考えております。

本日の一般質問のポイントは、自治体が主体となる再生可能エネルギーの取組、繰り返しますが、自治体が主体となる再生可能エネルギーの取組は、脱炭素社会を見据えた交付金確保、町の知名度向上、イメージアップ、何よりも町民福祉向上の機会だと考えていますので、町の政策を問い、再エネの活用による地域住民への還元を考えたまちづくりにどのように取り組まれているのか、現状と今後の計画を聞きたいと考えています。

砕けた言い方で言いますと、脱炭素に積極的に取り組んでいる市町村は、結果として再エネ施設・省エネ施設等に多額の交付金を活用して、例えば再エネ可能エネルギーを利用して化石燃料代・電気代等を節減したり、防災対策の充実を行うなど、地域住民への還元が積極的に行われていく自治体となる一方、他方、脱炭素・再生エネルギーに無関心、取り組んでいない自治体は、環境負荷を軽減できないばかりか、地域住民への再エネメリットを還元できない自治体となり、住む市

町村により住民の生活の質の格差が広がることが予想されます。

地域間格差を生まないために、再エネ・省エネ投資が後押しにより、地域住民の福祉向上が可能となるために、町としてどのように脱炭素・再エネに取り組むか、質問いたします。

2019年12月6日、長野県の阿部知事は、気候非常事態宣言を行い、この中で2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを宣言されました。

これを受けて、長和町も気候非常事態宣言2050年ゼロカーボンへの決意への意向に賛同を行っています。

この宣言を受けて、県は、アクションプランとして令和3年6月、去年の6月ですね、2030年度までのアクションプランを策定し、2030年度までにはあと8年しかないのですが、残念ながら2030年頃の地球環境の後戻りできないリッピングポイントっていうんですが、この説明をしている時間がないので先に進みますが、県のアクションプランでは、温室効果ガス正味排出量を2030年度までに6割減を目指す。再生可能エネルギーを2030年度までに2倍増、2050年度までに3倍増等の数値目標を策定。2030年度までの重点方針として、持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換、エネルギーの自立地域づくりで地域内経済循環等を重点目標としています。

そこで、質問です。2030年度までの脱炭素社会へ向けた町の実行、阿部知事が宣言した気候非常事態宣言の賛同市町村として、持続可能な脱炭素社会に長和町をするためにどのような取組を行い、県の策定した2030年度までの二酸化炭素排出量6割減などの数値目標に長和町としてどのように取り組んでいくのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 持続可能な脱炭素社会に向けた長和町の取組についての御質問でございますが、昨日の田福議員の答弁と重なりますが、当町におきましては2019年12月6日付で、長野県が宣言した気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意に賛同いたしましたが、長野県内においては独自に気候非常事態宣言2050年、二酸化炭素排出実質ゼロ表明を行っている自治体も多く、当町におきましても今後、将来世代の生命を守るため、気候非常事態宣言をするとともに、長野県が地球温暖化対策及び環境エネルギー施設を推進するための計画、長野県ゼロカーボン戦略2050ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクションプランの長野県ゼロカーボン戦略ポイントの各種取組について、町といたしましても検討・実施に向けて対応を行っていく必要があるというふうに思っております。

具体的には、まずは地球温暖化対策の推進に関する法律21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に地方公共団体実行計画の事務事業編の策定が義務づけられており、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定をしております。

なお、計画には計画期間、そして温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化の

ための措置に関する目標、実施しようとする措置の内容などを定める計画となっておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長野県ゼロカーボン戦略の数値目標を、その構成市町村の長和町の目標として考えた場合、1、現在、町の温室効果ガスの正味排出量はいくらと考え、2、再生可能エネルギー生産量はいくらか。3、最終エネルギー消費量の推計はいくらと考えますか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうで答弁をさせていただきます。

長和町の温室効果ガス正味排出量、再生可能エネルギー生産量等の数値についての御質問ですが、当町の脱炭素社会へ向けた様々な取組についてはこれからであることから、現在、当町としてお答えできる数値を算出してないことから、お答えすることができません。

先ほどの町長の答弁で申し上げましたとおり、今後、全ての市町村に策定義務がある地方公共団体実行計画の事務事業編を策定する中で、数値等についても算出できるものは算出し、お示しをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長野県上部団体では、数値を策定しているので、その構成市町村の当町では当然、数値算出は可能だと考えられます。基本的数値が定まらない中で、ゼロカーボン実現は不可能だと思っております。

地方公共団体計画には、事務事業編のほかに区域施策編があり、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するため、総合的な計画であって、計画的に達成すべき目標を設定し、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として再エネ可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進等の循環型社会の形成等について定めるものですが、この区域施策編は努力義務とはいえ、今後、条例化が検討されるであろう景観条例も事務事業編だけでは不十分であり、町全体の総合計画、区域施策編があつてこそ、地域の環境保全と地域経済発展に即した景観条例ができると考えられます。

可及的速やかに地方公共団体実行計画区域施策編についても策定いただくことを要望して、次の質問をいたします。

令和4年3月発行の、第2次長和町長期総合計画には、ゼロカーボンへの取組、省エネルギー政策、再生可能エネルギー、エネルギー自律分散型で災害に強い地域づくりについての記載や取組計画はないのですが、国・長野県の地球温暖化対策の整合性は必要ではないのか。場合によっては追加戦略として作成する必要はないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） まず、長和町長期総合計画につきましては、平成29年度からの10年間の計画期間とする第2次長和町長期総合計画を平成28年度に策定したところでございますが、

その計画にある基本計画は、5年ごと、前期と後期に分けて策定することとされていることから、策定から5年が経過する令和3年度に基本計画を見直し、令和4年度から令和8年度までの5年間で実施する施策の方向性を示した後期基本計画を策定したところでございます。

具体的な取組の計画につきましては、温暖化に関する推進計画の策定がまだなので、リンクはできませんが、個別の計画を持って取り組む内容や目標等を明確にし、国や長野県が実施する地球温暖化対策と整合性を持って推進していくことが必要であると考えておりますので、その方法について庁内で検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今の点について再質問なんですけど、長和町版地球温暖化対策地域推進計画については、後期基本計画序論に、町議会の答申を受けた形で若干記載がありますが、具体的な計画のロードマップはお持ちですか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

現在、当町におきましては、推進計画の策定がなされていないという中でございますけれども、この地球温暖化対策に関わります計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律におきまして、地方公共団体の責務としてしっかりと位置づけされておりますことから、他の計画との整合性にも十分配慮しつつ、総合的なものとして策定できるよう庁内で検討し、鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 質問の2に移ります。

本日の一般質問のポイントである自治体が主体となる再生可能エネルギー、太陽光、バイオマス発電等の地産地消の取組について質問いたします。

エネルギーの地産地消とは、制度・技術的な問題がありますが、簡単に言うと、地元で再生可能エネルギー、例えば電気を発電・生産して、それを地域で消費すること。地域から流出しているエネルギー、光熱費のお金の流れを地元に戻し、住民の生活の質の向上、地域の公共福祉、地域の雇用創出にも活用していくことです。

長野県の重点目標として、2030年度までの重点方針としてのエネルギーの自立地域づくりとして、地域内経済循環の、すいません、エネルギー自立地域づくりで、地域内経済循環を推進するという目標がございます。

自治体間の取組の差は今後ますます広がり、そこに住む住民の生活の満足度にも差が広がっていくことが予想されます。次世代がIターン・Uターンを考える際、積極的にエネルギー政策に取り組んで、消費する光熱費等のエネルギー代が地元で再投資・地域還元されている市や町に住みたいと考えるのは当然だと思います。

例えば、長門牧場の稼働中のメガソーラー、N T Tファシリティーズ4.2メガワット、Cエナ

ジーの出力18メガワットの太陽光発電施設の牧場への使用料は、年間1億円以上になっています。

町が資本を持つてるとはいえ、株式会社なので地元への還元とはいきませんが、仮に、自治体主体の再エネルギー施設が町全体へ還元することが可能であれば、町民福祉は向上すると考えられるため、エネルギー自立地域づくりは積極的に取り組むべき課題だと考えます。

そこで、質問です。公共施設への自律分散型エネルギー設備等導入については、太陽光発電やバイオマス発電等が考えられますが、長和町の町内の公共施設・学校・病院等を含むに設置されている再生可能エネルギー設備の状況、発電能力及び災害停電時に公共施設の再生可能エネルギー供給が可能な施設の状況について、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 町内の公共施設における再生可能エネルギー設備の設置状況の御質問でございますけれども、施設ごとに申し上げます。

まず、役場本庁舎でございます。太陽光発電施設は10キロワットを搭載しておりますが、中部電力に充電している状況となっております。使用料の一部となっております。すいません、失礼しました、中部電力に売電ということ。売電してる状況となっております。使用料の一部となっております。地中熱発電システムについては60キロワット設備を整えておりまして、庁舎内の空調に活用させていただいているところでございます。

次に、小学校であります。長門・和田両小学校とも太陽光発電施設等ございませんけれども、和田小学校には太陽熱の利用設備があり、冬季の暖房に活用されておる状況となっております。

次に、病院でございますが、依田窪病院についても太陽光発電施設等ございません。

保育園ですが、和田保育園については施設等ございませんが、ながと保育園につきましては太陽光発電施設10キロワット並びに太陽熱の利用設備を搭載しております。保育園の電気や床暖房に活用しておるという状況になってございます。

最後に、町営住宅でございますけれども、一本木、上立岩、四泊の各町営住宅には合計で概ね70キロワットの太陽光発電施設が搭載されておる状況でございます。

なお、災害停電時におきましては、本庁舎ですとか病院等につきましては、自家発電装置に切り替わるということございまして、再生可能エネルギーの供給施設は、設備はない状況となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 再質問させていただきます。

全庁で100キロワット未満、災害時に再生可能エネルギー供給設備がない、町の現状は分かりました。

再質問ですが、役場施設の地中熱発電システム60キロワットの設備は、エネルギー削減に十分寄与されているのか。

②としまして、町営住宅の太陽光発電システムについては、災害時非常用電源として利用できるのでしょうか、2点質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） まず、地中熱についてでございますけれども、導入に当たりましては、地球環境と共存した先進的なモデル施設として町民の皆様をはじめ事業者など内外へ波及効果の向上と環境に対する意識を向上させることで、地域と行政が一体となりました新エネルギー社会への取組が活性化されることを目指して設置したものでございます。

一般的なメリットといたしましては、天候に左右されない、CO₂排出削減につながる、省エネで冷暖房費の削減ができる、温度差のバリアフリーの実現、空気の浄化、外観・景観の邪魔をしないことが挙げられるとのことでございます。

デメリットといたしましては、細かい温度調節ができない、イニシャルコストがかかるというようなことが挙げられます。

効果的な事項でございますけれども、システムが導入されてるエリアに限られるわけですが、電力消費量が従来のもものと比べ約19%になっておると、一定の効果を上げているものであると考えているところでございます。

町営住宅の太陽光発電施設が災害時の非常用電源として利活用できるのかというご質問につきましては、一本木、上立岩、四泊の各町営住宅にそれぞれ搭載をされております太陽光発電施設でございますけれども、一般住宅とは違いまして、建設におきまして売電のみの使用となっておりますので、万が一の災害時における非常用電源として利活用することはできないということが現状でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 地中熱の効果に関しては、また次回以降の一般質問でさせていただきます。

現在、建設中の古町公民館は、住民の防災拠点としての機能も兼ね備えていると考えられますが、自律分散型エネルギーの設備による例えば太陽光・蓄電池設備による防災対策は検討されなかったのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 現在、建設中の古町コミュニティ施設については、地域における防災拠点としての機能も兼ね備えることも目的として、建設が進められているところでございます。

御指摘の分散型エネルギー設備として、蓄電池を兼ねた太陽光発電は、以前にも検討したところでございますが、設備の導入コストを試算したところ、多額の費用がかかることから見送りとさせていただきます。

非常時における対応としては、大型の燃料式の発電機を整備しております。

また、断水等に備えてマンホールトイレも整備いたします。

また、状況に応じ、併設の山の子学園共同村様の障がい者支援施設とも連携することにより、防

災拠点としての機能を担っていただければと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 要望になるんですが、長野県のゼロカーボン宣言に向けての取組へ、町としても同じベクトルで脱炭素社会、再生可能エネルギーに取り組むと、一般質問のほうで答弁をいただいております。

まず、脱炭素取組化の面から、自治体の建設する施設に関して、再エネを工夫すること、またエネルギー自律分散型で災害に強い地域づくりを進める面から、化石エネルギー一辺倒の非常用電源確保のみでなく、地域一帯の長期停電期間、例えば東海地震予測では、長野でも震度7とされています、などの可能性を考えた蓄電池施設、再生可能エネルギーの追加も必要だと考えます。

質問が限られているため、多額の費用ということですが、太陽光に関しては各種補助金や初期投資ゼロ型太陽光、例えば上田の相乗りくんについて検討されたのかなど、質問は割愛しますが、他市町村で再エネによる防災対策が構築されている中で、当町もより脱炭素社会実現を念頭に置いた、災害に強いまちづくりを要望いたします。

次に、町内の面積90%を森林を利用した再生可能エネルギー活用について、進捗状況はどうか。再生可能な有機資源としての木質バイオマスはどのように利用しているのか。

例えば、木質バイオマス発電への活用や発電施設よりコストが安いとされている木質チップを燃やして発熱する木質バイオマスボイラーを設置して、現在、問題となっている温泉施設のエネルギーコスト削減とともに荒廃している森林の手入れを行い、次世代へ豊かな森林環境を残していく森林の整備を進めていく等のまちづくりの構想はないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 森林を利用した再生可能エネルギーの活用などに関係する御質問でございます。

町内の森林を活用した再生可能エネルギーの活用自体は行っていない状況であります。東御市にあります木質バイオマス発電所へ古町地区の樹種転換で発生したアカマツを搬入しており、僅かばかりではありますが、利用している状況であります。

木質バイオマスボイラーの設置につきましては、場所、資材置き場、継続的な木材の確保と運搬のコスト、施設の維持費など、多くの課題が予想されます。

また、将来的に町の負担とならないことも大事なことでありますので、木質バイオマスボイラーの導入に成功している地域を視察したりするなどして、将来的に町の負担とならない町に必要な施設となるものと判断出来るものであれば、設置に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 要望になります。

先ほども申し上げました脱炭素の取組は行うとの答弁をいただきました。

CO₂の具体的削減数値等を念頭に、今後、産業振興課でも施策に取り組んでいただきたいと考

えています。

再生可能エネルギー施設は、多額の初期コストやランニングコストがかかることを大前提としながら、総合的に住民へどう還元されていくかの総合的な判断です。

現在、懸案である町の温泉施設のコスト削減として、化石燃料代に対して再生可能エネルギーを効率よく利用していくことができる施設を造ることで、一時的にはコスト増になっても補助金等を活用しながら総合的に住民へ還元できることが説明できれば、十分、住民理解を得ることができると考えられます。

幸いなことに、長野県には先行事例は、成功例、失敗例が多々あり、十分検討ができると思います。

小諸市の菱野温泉常盤館では、15年前の2007年より薪ボイラーを導入し、温泉の補助熱源として厨房・浴場・客室・給湯の温水のほぼ3分の1を賄っています。

さらに、導入前に比べて二酸化炭素の約35%を削減したほか、経営面では、資料によると、化石燃料代の年間700万円の削減となっているとのことです。

また、荒廃している森林について、再エネ施設を利用した整備、地域循環型まちづくりについても産業振興課から計画・提案はありません。この点についても事例検討できる先進事例が多々ありますので、今後、検討していただくことを前提に、次回以降、また質問させていただきます。

次の質問ですが、環境省は4月26日、先々月ですが、政府目標の2050年に先駆けて30年度までに脱炭素化に取り組む選考地域の第1弾となる26件の提案が発表されました。

選定された地域には、年200億円の予算から原則3分の2の交付率で自治体の再エネルギー施設、基盤インフラ整備、少CO₂等の設備などの導入支援が行われる予定で、第2弾以降は年2回の頻度で2025年まで公募されるとのことです。

再生可能エネルギーの設備については、多額の初期コストが必要となります。予算措置がある脱炭素選考地域となり、再生可能エネルギー施設やシステム等を持つことは、脱炭素地域づくりを推進していくことができることはもとより、そこに暮らす住民や次世代の子供たちの生活の質を向上、クオリティーオブライフの向上に貢献できると考えます。

長和町として脱炭素選考地域への応募を行う意向はないか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町として、脱炭素選考地域への応募の意向についての御質問でございますが、当町の脱炭素社会へ向けた対応につきましては、今までの御質問の中でも答弁をさせていただきましたが、現状、これから体制づくりを構築し、対応しなければならないというふうを考えております。

また、環境問題、脱炭素社会への対応等については、今後の長和町のまちづくりの方向性を定めていくものであると考えますと、庁内の組織体制の構築を検討し、自治体の再エネルギー設備、基盤インフラ整備、少CO₂等設備など、導入支援などを含めて財源確保面からも脱炭素先行地域へ

の応募等について検討をしなければならないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 自治体が主体となる再生可能エネルギーの取組は、脱炭素社会を見据えた交付金の確保、知名度の向上、町のイメージアップにつながると、冒頭申し上げたとおり考えますが、脱炭素社会の実現のための2030年という目標を持ちながらどのように展開していくのか、具体的な計画案、再生可能エネルギーの取組をお示してください。

県のアクションプランでは、再生可能エネルギーを2030年までに2倍となっています。国の限られた財源の中で、多額の費用がかかる再生可能エネルギー設備等に対しては、今後、全国一律の交付金は考えにくく、各自治体の創意工夫で交付金を獲得した地域で再生可能エネルギー設備が稼働して、その地域住民の福祉向上が図れます。

具体的な例としては、再生可能エネルギーで発電したエネルギーで公共施設、学校等の電気代として負担していた税金を他に回すことができる、防災対策などに役立つと考えられます。

次の質問に移ります。

再生可能エネルギーのほかに脱炭素社会に関しましては、省エネという考え方がございます。省エネ・再生エネルギー対策のうち、自治体が主体となる省エネ普及導入についてフォーカスして質問していきます。すいません。省エネについてフォーカスして質問していきます。

ゼロカーボン社会実現のため、省エネ対策の必要性もあります。今国会では住宅の省エネ化を進める改正案が提出されています。改正案は、これまでオフィスビルなどが対象だった断熱性能などの省エネ基準を2025年までに住宅など全ての新築基準に義務づけるものです。

個々の家庭への省エネの取組は、次の機会の質問として、自治体の省エネ普及導入について質問いたします。

公共施設、特に断熱材の利用など、省エネ対策はどのように進んでいますか。特に学校・保育園・児童館・高齢者が使う会場・主要な避難指定施設等で、窓や床の断熱など、省エネ対応は進んでいますか、御質問します。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 東日本大震災以降、エネルギー需給の逼迫と建築物部門でのエネルギー消費量の増加から、建物の用途に関わらず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定され、それに基づき、床・壁・窓・屋根等の建物を構築する外皮の性能の向上を図り、省エネ対応を進めています。

また、空調・換気・照明・給油設備等につきましても、利用形態を勘案し、高効率かつ省エネ性能に優れた機器を選定し、建物全体で同様に省エネに配慮した施設設備に努めておるところでございます。

従いまして、役場庁舎や大型農畜産物直売所、星くそ館やグループホーム和田等、近年に建築された施設につきましては、断熱性の向上を図るための省エネ対応はその仕様に基づいて進めておる

ところでございます。

また、建築から長期間が経過しているような施設につきましては、断熱性向上のための省エネ対策が図られていない建物も数多くあると想定をされます。

今後、個別施設計画に基づいた施設修繕、更新等をしていく中で、断熱性や再生エネルギー施設、照明施設などの省エネ対策についても併せて実施をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 公共施設管理計画の中では、建物長寿命化のための改修計画が策定されていますが、改修時にはゼロカーボンに向けた省エネ対策も施していく必要があると考えられます。

さらに、災害停電時に公共施設への再エネ設備等により、地域のレジリエンス、強靱性と訳されますが、災害や感染症に対する空調設備の充実などの向上など、社会的な要請とされています。

公共施設管理計画に、新たに省エネ対策や地域のレジリエンス、強靱性向上のための改修計画も取り入れていく必要はないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

地域の逆境や困難を乗り越える力と言われておりますレジリエンスの強化を視野に入れた改修計画は、持続可能な社会、地域づくりに向けて重要であり、積極的に取り組むべきであると考えておるところでございます。

また、地域のレジリエンスの効果的な向上を図るため、対応する機能を分散して整備計画していくことは重要であるとも考えてございます。

令和3年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されたことを踏まえ、総務省から発出されております公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針におきまして、令和4年4月1日付の改訂によって、脱炭素化の推進方針が付け加えられたところでございますけれども、当町の公共施設等総合管理計画につきましては、現状では脱炭素に関するような記載はございません。

従いまして、今後、計画に沿った公共施設の長寿命化や更新等を行う過程におきまして、省エネ対策においても持続可能なですとか、ずっと続けていけるという意味で、現在、世界においても共通の目標としての取組を始めておりますサステナブルな地域づくりに向けまして、一層、環境配慮型の施設計画が必要かどうかと考えているところでございます。

そのため、公共施設整備では、社会情勢や地域のニーズ、財政状況等に合わせまして消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物とされておりますネット・ゼロ・エネルギー・ビルを目標とした整備計画の検討もしていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 私も、この質問を考えていく上で、これはいろいろと費用がかかるなと思いました。

ただ、やっぱり初期費用とランニングコスト、それをトータルに考えてどうなのかということ判断していくためには、いろいろとここにいる全員とか、いろいろな関係者の方といろいろ勉強していきながら、多少費用はかかってもやるべきことはやってかないと、ゼロカーボン社会というものの実現は難しいと考えるので、今後、いろいろと勉強させてください。

最後の質問に移ります。

欧米に比べ脱炭素社会へ周回遅れスタートの日本。環境省をはじめ多くの省庁でゼロカーボン政策、再エネ政策に関する多額の予算が生まれ、また、長野県ゼロカーボン戦略が進められている現在、ゼロカーボン、再エネ等に積極的に取り組んでいる自治体と消極的な自治体では、今後、ますます再エネ施設、脱炭素型社会システムに大きな格差が広がると考えられます。

今後、そこに、繰り返しになりますが、今後、そこに住む住民や次世代にとってもクオリティオブライフ、生活の質に地域格差が広がってくると考えられます。

再エネ施設等の設置、脱炭素型社会実現し、住民の生活向上のために3つの質問を行います。

①、ゼロカーボン再生可能エネルギーへの取組は、庁内横断的な取組が必要となると思われませんが、担当課と担当者の設置の必要性。

②として、脱炭素先行地域への取組自治体例では、職員全体がなぜ必要か、学び直したとのことです。まず、職員、公共施設等職員の勉強会の開催と、専門性を持つ方の招聘や大学等との連携の必要性。

③として、住民・企業の理解と協力が不可欠な脱炭素型社会実現のための講演会や啓発活動や情報発信の必要性があると考えますが、以上の3点について、まちとして早急に取り組めるかどうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 脱炭素型社会を実現し、住民生活向上のための3つの御質問でございますが、当町におきましても今後、将来世代の生命を守るため、気候非常事態宣言をするとともに、長野県の宣言した2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロの気候変動対策にも取り組んでまいりますが、1つの課、1つの係で対応できる問題ではなく、長和町の今後のまちづくりの方向性をも示す課題であるというふうに認識をしております。

先ほども何度か答弁させていただきましたが、全ての課が連携し、対応しなければならない課題であることから、どのような形になるかは今後の検討によりますが、議員がおっしゃる3点については組織体制を構築する中で、対応すべき事項というふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 脱炭素型社会に向けた取組について、当町はスタートライン手前です。計画もなく、予算もなく、組織体制もない中で、義務化された地方公共団体実行計画事務事業編に着手し、その他は検討するとの答弁もいただいたことを前向きに捉えたいと考えます。

今回の再エネ関連の質問を考えるに当たり、数多くの資料を読み、先進地域で活動されている方

のお話をお聞きしましたが、私の知識不足を痛感いたしました。町長の県知事や中央官庁への太いパイプにより、専門家の助言を求めたり、招聘できることは長和町の強みだと考えますので、早急に取り組みを要望いたします。

同時に、引き続き長和町の財政に注視している議員としては、多額の初期コスト、ランニングコストがかかる再エネ投資、省エネ投資についてはぜひ数字的な根拠に基づき、バランス感覚を持ち、検討をしていきたいと考えますので、計画策定のプロセスの透明性、脱炭素関係の数値の明確化を常に要望したいと考えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣言

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午後 3時15分

第 4 号

(6 月 14 日)

議 事 日 程

令和 4 年 6 月 1 4 日
午前 9 時 3 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 3 8 号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の
制定について

(町長提出)

日程第 2 議案第 3 9 号 令和 4 年度長和町一般会計補正予算 (第 2 号) について

(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 1)

令和 4 年 6 月 1 4 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 4 0 号 令和 4 年度長和町一般会計補正予算 (第 3 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について (長和町古町コミュニティセンター)
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 4 2 号 財産の取得について
(町長提出)
- 日程第 4 意見書案第 1 号 急激な物価高騰への迅速な対応を求める意見書
(議員提出)

令和4年長和町議会6月定例会（第4号）

令和4年6月14日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 日程第1 議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案に対する委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 社会文教常任委員会では、6月9日に委員会を開催し、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次、結果を御報告いたします。

議案第38号 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設設置条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑内容、応答の内容は以下のとおりであります。

料金設定は和田コミュニティーセンターを基準にしたということだが、町内における他の集会施設や行政施設との料金設定を、今後統一していく等の考えはあるかという問いに対して、他の集会施設や行政施設等との料金設定のことは、今回考えておりません。まずは、今後、各施設の使用料金の把握をしてまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

部屋ごとの面積、講堂のイメージ及び調理実習室の施設規模はどうなっているのかとの問いに対して、講堂は256平米で、床はフローリングになります。調理実習室は56平米で、実習生用の調理台4台、講師用1台が整備されます。和室1が30平米、和室2が28平米、コミュニティーカフェ・ホール・廊下で115平米となります。部屋の面積が分かる図面を追って提出いたしますとの答弁でありました。後刻図面の提出がございました。

次に、備考欄に、町民以外の使用について使用料の記載があるが、和田コミュニティーセンターや体育施設などの場合、住民が申請して減免とし、町外者が使用しているという事例がある。今回の和田コミュニティー施設を含めて、このような対応をどう考えていくのか。町民からの指摘もあるので、その辺の線引きをしっかりとっていくことが必要だと考えるとの問いに対して、体育施設を

含めてそのような事例があったことは把握しております。きちんと説明するなど、対応策を考えていく必要があると認識しておりますとの答弁でした。

営利目的利用の場合における使用料の記載の中で、指定管理でコミュニティカフェの運営をされる場合、対象になるのかとの問いに対して、コミュニティカフェは利用料金の対象外の部屋としてありますとの答弁でした。

指定管理とした場合、災害時等の避難所として利用する場合の指示や責任体制はどうかとの問いに対して、町が必要に応じて避難指示を出し、避難所として開設いたします。この場合、町の職員が常駐して運営することから、指定管理者には必要に応じて支援いただく形となりますとの答弁でした。

休館日の関係で、例えば体育施設や振興公社管理施設等の兼ね合いも含めて考えているか。ある程度統一していくような考えもあるのかに対して、今回は旧古町公民館に合わせたものであります。ほかに社会教育係で把握しているのは体育施設ですが、それ以外の施設については、開館状況について把握をしてみたいと考えておりますとの答弁でした。

要望として、休館日に関連して、指定管理団体が1年365日24時間運営しているところなので、むしろもっと受入れできてよいのではないかと思います。今後、要望をお願いしていきたいとのことでした。

次に、災害時の障がい者支援施設の利用については、協定などを締結する予定か。緊急時における対応なので、スムーズに受入れができる体制をお願いしたいとの問いに対して、指定管理の使用の中において、そのようなこともうたっていきたくて考えています。必要に応じて災害協定も検討してまいりますとの答弁でした。

利用料の減額、免除の判断について細かい規定はうたっていないが、そもそも判断については指定管理者が行うのかとの問いに対して、減額・免除規定についてですが、基本的には町民の方が利用していただくものについては全額免除という判断ですとの答えでした。

指定管理者が山の子学園のほうで行う予定ということで、コミュニティカフェも基本的に町に代わって運営するという認識をしているが、町民の利便性を向上する目的が指定管理にもかかわらず、営業時間は平日の11時から15時までで、土日休みとなっており、非常に短い。これは町としての基本的な方針なのかとの問いに対して、指定管理の在り方の基本は御指摘のとおりです。現時点で、コミュニティカフェの指定管理の想定はしておりますが、今後、指定管理先の承認を正式に頂いた段階で、コミュニティカフェの営業時間についても打合せ、進めてまいりますとの答弁でした。

隣接のテニスコートやグラウンドの施設予約や管理は、今までどおりなのかとの問いに対して、現段階では、今までどおりの対応で考えておりますが、利用者の利便性を考慮すると、受付、鍵の管理などの業務もお願いするほうが望ましいと考え、今後調整を進めてまいりますとの答弁でした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第2 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

まず、社会文教常任委員会に付託されたこども・健康推進課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第2号)についての審査結果を御報告いたします。

こども・健康推進課、教育課が所管する衛生費、教育費及び関係歳入について、各担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。

まず、こども・健康推進課に関わる事項です。

新型コロナワクチンの4回目以降の接種の見通しはどうか。また、現在は国の負担により無料でワクチン接種ができているが、国の負担はなくなっていくと思うかとの問いに対して、国から接種の方向性などは示されておらず、今後の感染拡大の状況にもよるが、4回目の接種は重症化予防のために特定の対象者のみの接種となっており、接種期間の延長を検討しているとのことだが、今のところ新型コロナワクチン接種期間が令和4年9月30日までとなっていることから、ワクチン接種は縮小されていくのではないかと思う。いずれは、インフルエンザワクチンのように希望する方が自己負担により接種するようになっていくのではないかと思うとの答弁でした。

接種施設などの使用料を減額しているが、大丈夫かとの問いに対して、令和4年度当初予算において、3回目の接種を行う費用として計上したが、令和3年度内に前倒しして接種することができた。4回目接種は特定の対象者のみとなり、町民センターでの集団接種も13日間となることから

減額したとの答弁でした。

次に、教育課に係る事項です。

今後も教員住宅については、このような機器の故障や修理は想定されるかとの問いに対して、建物が古くなり、今後も設備の修理については対応が必要となります。予算の範囲で設備の修理を行っていくが、今後補正が必要な場合もありますとの答弁でした。

工事請負費から備品購入への振り替え分、こまちの道用の備品購入ということだが、金額的に大丈夫なのかとの問いに対して、当初予算でも、こまちの道用の備品購入は計上しておりました。より耐久性に優れた製品導入のための増額分というものでございますとの答弁でした。

以上で、報告を終わります。

次に、総務経済常任委員会に付託された産業振興課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 総務経済常任委員会は6月9日に委員会を開催し、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示の下、結果を報告いたします。

担当課から詳細説明後、審査に入りました。

審査の内容は以下のとおりです。

議案第39号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第2号）中、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、目3観光費、目7たかやまスキー場管理費についてです。

委員より、ブランシュたかやまスキー場施設修繕の歳入として、株式会社マウント長和からの施設使用料があったが、年間の施設使用料総額は幾らになるのかの問いに対して、今回の補正予算のほか、令和4年度当初予算において、正確な数字を持ち合わせていませんが、土地使用料、スキー場修繕、和紙の里修繕、公債費の起債償還分として約3,300万円を計上していますと答弁がありました。

また、株式会社マウント長和に対する施設使用料について、後で一覧が欲しいと要望があり、議会最終日に一覧を示しております。本日添付してございます。

基本的には一般財源の持ち出しはないとあったが、それを履行していただくためにも、きちんとした明示をお願いしたい。また、修繕工事の内容として、障がい者のチェアスキー等の動線の確保をしたいが、いかがかと問いがあり、工事内容については、株式会社マウント長和と調整があるので、障がい者の動線の配慮について要望しますと答弁がありました。

委員より、約38億でスタートした10年計画について、今年の3月に説明があり、約39億になっている。今回、電車を処分することによって1,100万円の修繕工事が急遽提案されているが、今後大丈夫かとの問いに対して、当初予算におきまして、改修工事費として2億2,000万円、夏季修繕等の修繕工事費として2,090万円をそれぞれ計上しました。財源につきましては、

起債、国庫補助、マウント長和からの施設使用料を見込んでいます。今回の1,100万円については、電車を有効活用したい人がいる中で、電車を無料休憩所として利用していたことにより、休憩所の設置や事務所移転等が必要となり、それによって生じた修繕費用となります。今回のケースは突発的であり、長期計画には入っていません。基本は長期計画に沿って行きたいが、その都度、毎年見直しをしまいいりますと答弁がありました。

委員より、国庫補助金の進捗状況をお聞きしたいと質問があり、令和4年度国際競争力の高いスノーリゾート形成事業につきましては、当初3月の終わりか、4月の初め頃に補助金の申請が開始するとありましたが、実際には遅れており、最近、観光庁から示されました。この6月14日までが申請期限となっていますので、期限までに申請書の提出をしまいいりますと答弁がありました。

委員より、参考までに、電車を幾らで買ったのか。また、振興公社で買ったのか、町で買ったのか教えてほしいと質問があり、平成27年10月、約500万円にて中古品として振興公社が購入していますと答弁がありました。

振興公社で購入した電車を売却した場合、振興公社の収入になるのかの問いに対しまして、町が1億円で買い入れる資産に電車は含まれています。町が資産を買い入れた後に売却しますので、町の収入となりますと答弁がありました。

振興公社が購入してから年数が経過しているが、町は振興公社から幾らで買い上げるのかとの問いに対し、振興公社における資産簿価を見ますと、資産価値はなし（1円）となっていますと答弁がありました。

さらに、振興公社が購入した電車に関する詳細を示してほしいとの問いに対しまして、約500万円の内訳ですが、電車本体が113万9,000円、輸送作業290万円、設置用敷板、レンタルほかもろもろ80万円となっていますと答弁があり、本日資料が添付されております。

委員より、令和4年度のスキー場整備について、いつ示されるのかの問いに対しまして、当初予算においてお示ししていますが、しかしながら、今後の国庫補助の獲得状況により事業変更が必要となる場合がありますので、変更時にお示ししたいと考えていますと答弁がありました。

長期計画について、特に大型宿泊施設は大変懸念されるが、見直し等、担当者として今後どのようにしていくのかの問いに対しまして、現状、お示した長期計画となっていますが、大型宿泊施設においては、ペンション事業者等地域の皆様から御意見を頂きながら、計画を進めてまいりたいと考えていますと答弁がありました。

委員より、長期計画では大型宿泊施設の計画が4年後となっていたと思うが、実際に実施する際には前倒しで様々な調査が必要だと考えるが、計画はあるのかの問いに対しまして、様々な調査につきまして、現状、計画はしていませんが、必要な可能性もありますので、株式会社マウント長和と協議してまいりたいと考えていますと答弁がありました。

大型宿泊施設は建築した後、ランニングコスト等が非常にかかってくる。緻密なマーケティングや構想等、4から5か月で策定できるものではないので、早々にリサーチをお願いしたいと要望が

ありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成で議案第39号、当委員会に付託された案件につきましては、可決すべきものと決定されました。

以上です。

○議長（森田公明君） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時49分

再 開 午前 9時50分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長及び議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した案件は、本日即決とすることに決定いたしました。

◎日程第1 議案第40号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第3号）について
（町長提出）

◎日程第2 議案第41号 指定管理者の指定について（長和町古町コミュニティセン

ター)

(町長提出)

◎日程第3 議案第42号 財産の取得について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 追加議事日程第1 議案第40号から追加議事日程第3号 議案第42号までを一括して上程いたします。

上程されました議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 先ほどは、本定例会に上程をいたしました全ての議案につきまして賛成可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、本議会に追加議案として提案させていただきました補正予算案1件、指定管理者の指定案件1件、財産取得案件1件について御説明を申し上げます。

まず、議案第40号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第3号)につきまして、主な内容を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、国際交流事業に役立てていただきたいという用途の指定のありました寄附受納に際し、基金への積立てをするもの、国の補助を受けて実施いたします子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に関わる費用に関するもの、八王子市から町に移譲されました姫木平自然の家及び長和町振興公社から町に移管されたブランシュたかやまスキー場の一部の施設に関わる建物災害保険料、古町コミュニティセンターの指定管理者の指定に関しまして経費の組み替えなど、それぞれ歳入歳出ともに増額をいたしまして、総額では6億2,918万3,000円とするものでございます。

次に、議案第41号 指定管理者の指定についてでございますが、長和町古町コミュニティセンターの指定管理者を、社会福祉法人樫の木福祉会へ竣工後の9月から指定するため上程し、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第42号につきましては、ながと保育園バス購入事業に伴う財産の取得に関します案件でございます。地方自治法並びに条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について、概要のみ説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

追加議事日程第1 議案第40号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

補正予算書を1枚おめくりください。

議案第40号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年度長和町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ317万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ64億2,918万3,000円とするものでございます。

4ページの第2表でございますけれども、債務負担行為の補正でございますが、追加事項といたしまして、長和町古町コミュニティセンターの指定管理料、期間につきましては令和4年度から令和8年度、限度額でございますが、毎年の年度協定において定める額の総額をそれぞれ追加をさせていただきます。

15ページの調書と併せて御確認をいただければと存じます。

9ページの歳入でございますが、民生費の国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金に関わる国からの補助で200万円、国際交流事業給付金でございますが、国際交流事業に役立てていただきたいという用途の指定でございました寄附受納金が80万円、雑入でございますが、商工費の雑入で37万4,000円でございます。これにつきましては、姫木平自然の家及び振興公社から町に移管されました施設の建物の保険料につきまして、株式会社マウント長和からの収入として計上したものでございます。

10ページからの歳出でございますけれども、用途の指定がございました寄附につきまして、国際交流の事業基金積立金に80万円、児童福祉総務費でございますが、国の補助を受けて実施いたします子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に関わる費用に関するものといたしまして合計で290万円の増額計上をさせていただきます。事業費に対し国からの補助金が少ないわけでございますが、内包の額を計上したものでございます。したがって、事業の実績に伴いまして精算されるということになります。

観光費でございますが、八王子市から移譲されました姫木平自然の家及び振興公社から町に移管されました建物等の災害保険料が確定いたしましたため、37万5,000円の増額計上となりました。

11ページの公民館費につきましては、古町コミュニティセンターの指定管理者の指定に関しまして、施設の管理業務委託から指定管理委託料へということで108万9,000円の組み替えを計上させていただきます。

予備費につきましては、90万1,000円の減額ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。原田議員。

○7番（原田恵召君） まず、80万円の寄附につきましては、これふるさと納税なのか、それとも別件で以前にもあった人なのか、その個人名はいいんですけども、どういう関係なのか教えてください。

それと、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては290万なんですけども、私、1人幾らだと思ったら1件幾らなのか、詳細をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 80万円の寄附でありますけれども、ふるさと納税ということではなくて、80万円の特殊寄附ということでございます。寄附された方につきましては、町内の方ということでございます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 子育て世帯生活支援特別給付金でございますが、対象としましては、令和4年3月31日現在で18歳未満の児童、障害のある方は20歳未満となっております。

で、低所得の独り親世帯または令和4年度住民税均等割が非課税の方または令和4年1月1日以降コロナ等により収入が急変し非課税相当となった方に、児童1人当たり5万円が給付となります。お二人いれば10万円となります。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） その寄附について何を言いたいかと言いますと、100万円だったら感謝状とか礼状とか何かあるんでしょうけど、この方は初めてで80万なのかということを確認したかったので、それをお願いします。

それと、子育て世帯については、1人5万円という計算で、この金額で足りるのかということを確認したいと思います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） そこまでは確認してございませんけれども、多分初めての方だと思います。確認して調べましたら、また御報告申し上げます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 令和3年度に同様の内容で給付をしてございますが、そのときが34名が該当しておりまして、今回42名を見込んでおります。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、追加議事日程第2 議案第41号 指定管理者の指定について（長和町古町コミュニティセンター）を議題とします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、3—1ページをお願いいたします。

議案第41号 指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、長和町古町コミュニティセンターの指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称につきましては、長和町古町コミュニティセンターでございます。

指定管理者の名称が社会福祉法人樫の木福祉会、理事長奈木野忍、主たる事務所の所在地でございますが、長野県小県郡長和町古町2803番地。

指定期間につきましては、令和4年9月1日から令和9年3月31日まででございます。

10ページ以降につきましては、指定申請書ということで添付させていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、追加議事日程第3 議案第42号 財産の取得についてを議題とします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくをお願いいたします。

議案書の４－１ページでございます。

議案第４２号 財産の取得について、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産でございますけれども、記載のとおりマイクロバス２台でございます。

この車両はながと保育園におきまして園児の送迎用に購入いたします幼児専用マイクロバスでございます。

契約の金額でございますが、２，４５９万６，６６０円でございます。

契約の相手方でございますが、ジェイアールバス関東株式会社小諸支店。

契約の方法につきましては、見積徴収入札でございます。

４－２ページの仮契約書をごらんください。

納入期限につきましては、令和５年の２月２８日まででございます。

４－３ページには、入札の経過調書を添付させていただきます。

６月８日に入札を行いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率につきましては９９．６５％となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第４２号を採決いたします。議案第４２号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 意見書案第１号 急激な物価高騰への迅速な対応を求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、追加議事日程第４号 意見書案第１号 急激な物価高騰への迅速な対応を求める意見書を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田福光規議員。

○５番（田福光規君） 意見書の提案理由の説明を行います。

長らく続いておりますコロナ禍に加えて、現在、かつて経験したことのないような物価の高騰が国民を襲っており、我が長和町の町民の暮らしと営業が大変厳しいものになってきております。私たち長和町議会として、このような町民の状況を意見書にまとめて政府に届けてまいりたいと思います。

原文を読み上げて提案とさせていただきます。

急激な物価高騰への迅速な対応を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の世界規模の蔓延の影響は、日本経済の長期低迷にさらなる追い打ちをかけ、多くの国民に大きな影響が出ています。

コロナ危機による景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに加え、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、現在、日本国内においては、ガソリン、食料品、電気料金をはじめとして、これまで経験したことがないような物価の高騰が襲いかかり、国民の暮らしと事業は深刻な打撃を受けています。

総務省が5月20日発表した4月の消費者物価指数は変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が101.4となり、前年同月比2.1%上昇しました。消費増税の影響があった15年3月(2.2%)以来、7年1か月ぶりに2%を超えました。資源高で電気代やガソリン価格などエネルギー関連が大きく上昇し、原材料高により食料品や生活用品も値上がりしました。この影響で、殊に低所得者層では生活が逼迫し、全国各地から悲鳴が上がっています。

これに対し、国は特別給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、生活支援策を講じてきておりますが、さらなる速やかな対応が求められるところであります。

このような状況下、広く国民が負担する消費税は、庶民の購買意欲に影響を及ぼすだけでなく、低所得者ほど負担が重くなるため、貧困と格差拡大の助長にもつながることが言われ、世界では、コロナ禍の下、国民の生活を守り、経済を回復させるために、84の国が日本の消費税に相当する付加価値税の減税を行っています。

日本においても消費税減税を含む物価高騰への迅速な対応を国が決断することで、新型コロナの収束後も、生活必需品などの消費税負担が軽減されることにより、国民の購買力を高める景気策となるものと考えます。

今すぐ対策を打たなければ、国民生活に多大な打撃を与えるとともに、飲食業や製造業をはじめ様々な業種で廃業・倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。

私たちは、コロナ禍と急激な物価高騰による住民の暮らしと営業の危機打開のため、消費税の引下げを含め、物価高騰への具体的対策の強化を早急に行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆様のご賛同を頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、意見書案第1号を採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森田公明君) 以上で、本6月定例会に提出された案件は全て終了いたしました。

したがって、令和4年6月長和町議会第2回定例会を閉会いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、令和4年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前10時14分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 田 福 光 規

長和町議会議員 阿 部 由 紀 子